

平成23年度監察報告書

平成24年2月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	監察の対象と重点	1
第 2	監察対象機関、担当監察官及び監察実施期間	2
第 3	監察結果	4
I.	はじめに	4
II.	国家公務員倫理法周知及び職員健康管理に係る取組	5
1.	報 告	5
(1)	趣 旨	5
(2)	国家公務員倫理法等周知に係る取組に関する事項	5
1)	国家公務員倫理法等の施行・運用	6
①	倫理管理官が行う事務の処理状況	6
②	職員からの相談への対応状況	7
2)	国家公務員倫理法等の周知等	7
①	国家公務員倫理法等の周知状況	7
②	倫理に係るセルフチェックの実施状況	9
3)	国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る情報があった場合の対応	12
4)	職員の倫理感のかん養及び保持に関する幹部職員の取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】	12
5)	国家公務員倫理法等違反事案への対応状況	15
(3)	職員健康管理に係る取組に関する事項	17
1)	健康管理体制	17
①	健康管理者及び安全管理者の指名状況	17
②	健康管理担当者の指名状況	18
③	安全管理担当者の指名状況	18
④	健康管理医の設置状況	19
⑤	健康安全教育の実施状況	19
⑥	職員の意見を聴くための措置	21
⑦	健康管理細則の制定状況	21
2)	健康管理の状況	23
①	健康管理の現況	23
②	心の健康づくり	23

③	業務等に応じた健康管理対策	24
④	生活習慣病対策	26
⑤	喫煙対策	27
⑥	職場の環境衛生対策	27
⑦	緊急災害対策に従事する職員に対する健康管理対策	28
3)	安全管理の状況	28
①	職員の身の回りの安全管理対策の実施状況	28
②	業務に応じた安全管理対策の実施状況	29
③	安全管理の周知・徹底の状況	31
<u>2.</u>	<u>提示意見</u>	32
<u>3.</u>	<u>推奨事例</u>	34
(1)	関東地方整備局における職員行動基準の作成に向けた一連の取組	34
(2)	関東地方整備局及び中国地方整備局における健康維持増進情報の定期的な発信	36
(3)	関東地方整備局及び四国地方整備局における国家公務員健康週間での工夫した取組	41
1)	ケーブルテレビを活用した健康維持増進等に関するビデオ上映等	41
2)	多彩な取組	42
Ⅲ.	公共工事における発注者綱紀保持及び用地取得の不正防止対策に係る取組	44
<u>1.</u>	<u>報告</u>	44
(1)	趣旨	44
(2)	発注者綱紀保持に係る取組に関する事項	44
1)	発注者綱紀保持規程等の施行状況	45
①	発注者綱紀保持規程・同マニュアルの職員への周知状況等	45
②	規程等に抵触する事案等の報告制度の周知及び運用状況	48
③	事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度の運用状況等	48
④	執務環境の整備	49
2)	官製談合防止法の周知	50
3)	退職予定職員に対する指導	50
4)	幹部職員の発注者綱紀保持に係る取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】	51

5) 九州地方整備局における発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組に関する事項	54
① 綱紀保持の徹底を図る取組	54
② 積算担当者と業者との接触の回避及び調査基準価格等の管理	56
(3) 用地取得の不正防止対策に係る取組に関する事項	63
1) 用地取得の不正防止対策の周知・徹底の状況等	63
① 不正防止対策の職員への周知状況	63
② 新用地担当管理職への指導状況	65
2) 多段階チェックの実施状況	65
① 金額提示ルールの遵守	65
② 検査の強化	65
③ 交渉担当者相互間のチェック	66
④ 第三者によるチェック	66
3) 用地取得事務に係る監査の実施状況	66
① 用地取得事務の不正防止のための一般監査の状況	66
② 用地部による不正防止のための調査の状況	67
4) 長期在職者の状況	68
5) 幹部職員の不正防止に係る取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】	68
6) 九州地方整備局における用地補償に関連する不正事案に係る再発防止策の実施状況に関する事項	71
① 本局における不正防止対策に対する実地調査の実施	71
② 不正を未然に防止する職場環境の醸成	71
③ 本局と事務所の連携	72
④ 用地補償事務手続の改善等	72
2. 提示意見	81
3. 推奨事例	82
(1) 発注者綱紀保持規程等の周知に関する取組	82
(2) 高齢者へ配慮した用地交渉に係る取組	86
IV. 地方整備局及び地方運輸局における施策の連携に係る取組	89
1. 報告	89
(1) 趣旨	89
(2) 各分野の状況	90
1) 防災・危機管理分野における連携状況	90

① 防災・危機管理に係る計画	90
② 合同対策本部の設置等	92
③ 防災・危機管理訓練の実施等	93
④ 地方整備局と地方運輸局間の防災情報共有	93
⑤ その他の防災・危機管理	95
2) 地方計画分野における連携状況	95
① 広域地方計画の作成等	95
② 地域ブロックの社会資本の重点整備方針	99
3) 観光分野における連携状況	100
① 観光圏の整備	100
② 個別の観光施策	104
4) 物流分野における連携状況	110
① 総合物流政策大綱に関する施策	110
② その他の物流に関する施策	113
5) まちづくり分野における連携状況	115
① まちづくり拠点の整備	115
② 都市圏及び地域における交通体系の整備等	115
6) その他の分野における連携状況	118
① バリアフリーの促進に関する取組	118
② 舟艇等に関する連携	121
③ 踏切道の安全・鉄道工事に関する調整等	122
④ 道路交通環境対策等	122
⑤ その他	122
(3) 職員の意識向上に係る取組に関する事項	122
1) 人事交流の取組	123
2) 研修の取組	123
2. 提示意見	125
3. 推奨事例	126
(1) 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議等における取組	126
(2) 雪国観光圏社会資本整備連絡会議における取組	127
(3) 観光まちづくりアドバイザー会議における取組	128
(4) 岐阜市総合交通協議会における取組	129

第 1 監察の対象と重点

平成 23 年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

(1) 監察事項

- ① 国家公務員倫理法周知及び職員健康管理に係る取組
 - ア 国家公務員倫理法等周知に係る取組
 - イ 職員健康管理に係る取組
- ② 公共工事における発注者綱紀保持及び用地取得の不正防止対策に係る取組
 - ア 発注者綱紀保持に係る取組
 - イ 用地取得の不正防止対策に係る取組
- ③ 地方整備局及び地方運輸局における施策の連携に係る取組
 - ア 各分野における取組
 - イ 職員の意識向上に係る取組

(2) 対象機関

- 関東、中部、中国、四国及び九州の各地方整備局
(①、②及び③、九州は②)
- 北陸信越、中部、近畿及び九州の各地方運輸局 (①及び③)
- 国土交通大学校 (①)

第2 監察対象機関、担当監察官及び監察実施期間

表1 地方整備局

対象機関	担当監察官	実施期間
関東地方整備局 本局 甲府河川国道事務所 川崎国道事務所	総括監察官 小林 利之 監察官 越智 俊光 監察官 小田 浩生 監察官 武藤 秀樹	9月27日から 9月30日まで
中部地方整備局 本局 三重河川国道事務所 庄内川河川事務所	総括監察官 小林 利之 監察官 五十嵐祥二 監察官 小田 浩生 監察官 武藤 秀樹	8月2日から 8月5日まで
中国地方整備局 本局 出雲河川事務所 三次河川国道事務所	総括監察官 小林 利之 上席監察官 平瀬 敏郎 監察官 越智 俊光 監察官 下村 哲也	8月8日から 8月11日まで
四国地方整備局 本局 高知河川国道事務所 土佐国道事務所	総括監察官 小林 利之 上席監察官 平瀬 敏郎 監察官 吉澤 義則 加藤 利弘	9月12日から 9月15日まで
九州地方整備局 本局 鹿児島国道事務所 遠賀川河川事務所	総括監察官 小林 利之 監察官 吉澤 義則	8月22日から 8月25日まで

表2 地方運輸局

対象機関	担当監察官	実施期間
北陸信越運輸局 本局	総括監察官 小林 利之 監察官 内山 正人 監察官 手島 和幸	9月21日から 9月22日まで
中部運輸局 本局	総括監察官 小林 利之 監察官 齋藤 孝志 監察官 手島 和幸	7月28日から 7月29日まで
近畿運輸局 本局	総括監察官 小林 利之 監察官 土井 雄平 監察官 手島 和幸	10月3日から 10月4日まで
九州運輸局 本局	総括監察官 高田 順一 監察官 内山 正人 監察官 手島 和幸	7月7日から 7月8日まで

表3 国土交通大学校

対象機関	担当監察官	実施期間
国土交通大学校	総括監察官 高田 順一 監察官 五十嵐祥二	7月12日から 7月13日まで

第3 監察結果

I. はじめに

国土交通行政の円滑な推進を図るためには、綱紀を保持するとともに、行政の効率性及び透明性を高め、国民の信頼を確保することが必要である。

- (1) 近年においても国土交通省職員による収賄事案や国家公務員倫理法等に抵触し懲戒処分を受ける事案が発生しており、国家公務員倫理法等の遵守が強く求められている。また、十分な行政サービスの提供と職員の勤務能力を確保するためには、職員の心身の健康の保持増進及び安全管理を図る必要がある。
- (2) 平成22年に公共工事の入札契約に関する不祥事や用地補償を巡って不正事案が発生しており、改めて公共工事に係る発注者綱紀保持及び用地取得における不正防止対策の徹底が強く求められている。
- (3) 平成13年1月の国土交通省発足以降10年が経過し、地方整備局及び地方運輸局においては、国土交通省の統合のメリットを活かし、国民の視点に立って、より質の高い行政サービスをより効率的に提供することを目指して、施策の連携等の行政運営に努める必要がある。

このような状況を踏まえ、平成23年度においては、

- ① 国家公務員倫理法周知及び職員健康安全管理に係る取組
 - ② 公共工事における発注者綱紀保持及び用地取得の不正防止対策に係る取組
 - ③ 地方整備局及び地方運輸局における施策の連携に係る取組
- に関する監察を実施した。

なお、本報告書は監察実施期間における監察内容を踏まえたものとしているが、以下に掲げた提示意見に対しては、監察対象機関において順次適切な措置を講じている。

Ⅱ. 国家公務員倫理法周知及び職員健康管理に係る取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

近年においても国土交通省職員による収賄事案や国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）（以下、「国家公務員倫理法等」という。）に抵触し懲戒処分を受ける事案が発生しており、国家公務員倫理法等の遵守が強く求められているところである。

また、職員の心身の健康の保持増進及び安全管理を通じて、十分な行政サービスの提供と職員の勤務能率を確保するためには、職員の健康の保持増進及び安全管理に係る人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）や国土交通省職員健康管理規則（平成13年国土交通省訓令第70号）（以下、「国土交通省規則」という。）等に定められた手続を遵守する必要がある。

以上を踏まえ、地方整備局、地方運輸局及び国土交通大学校（以下、「地方支分部局等」という。）における国家公務員倫理法等周知に係る取組及び職員の健康管理に係る取組について監察を実施した。

(2) 国家公務員倫理法等周知に係る取組に関する事項

国土交通行政に対する国民の信頼を高めるためには、政策や日々の業務遂行を的確かつ確実にやっていくことはもとより、関係事業者等との関わり方に関しても法令遵守の徹底を図り、官紀の保持に万全を期していく必要がある。

国家公務員倫理法等の施行に関しては、平成13年1月6日、国土交通省発足に際して、国土交通事務次官（国土交通省倫理監督官）より、「国土交通省職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備等について」（以下、「事務次官通達」という。）が通達され、国家公務員倫理法等及びこの通達の遵守を徹底するとともに、職員に対して十分な周知徹底を図り、その運用に万全を期すこととされている。

国家公務員倫理法等に関する取組に係る監察については、これまで、

- ・平成13年度は、国家公務員倫理規程の周知状況、国家公務員倫理規程に基づく飲食等の許可手続の処理状況、非違行為への対処の状況
- ・平成17年度及び平成18年度は、国家公務員倫理法等に基づく承認、

報告等の処理状況、国家公務員倫理法等の周知状況

- ・平成21年度及び平成22年度は、職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備状況、国家公務員倫理法等に基づく届出等の処理状況、職員からの相談への対応状況

について実施してきたところである。

今年度は、国家公務員倫理法等の施行・運用状況、周知状況、国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る情報があった場合の対応及び職員の倫理の保持に関する幹部職員の取組状況について監察を実施した。

その結果は次のとおりであり、各地方支分部局等においては、国家公務員倫理法等の周知・指導や事務処理に的確に取り組み、綱紀の保持に努めていた。

1) 国家公務員倫理法等の施行・運用

① 倫理管理官が行う事務の処理状況

倫理管理官は、事務次官通達において、国家公務員倫理法等に定める倫理監督官（国土交通事務次官）の職務を補佐することや職員からの届出の受理及び申請に対する承認を行うこととされている。

具体的には、次に掲げる責務を有している。

- ・職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- ・職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要に応じ、職員の上司に注意喚起すること。
- ・職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等について、必要に応じ、総括倫理管理官（官房長）に報告するとともに、講ずべき措置等について総括倫理管理官に上申すること。
- ・その他総括倫理管理官と密接な連携を図ること等によりその属する組織の職員による倫理法、倫理規程及びこの通達の遵守の徹底を図ること。

また、倫理管理官は、事務次官通達において、組織ごとに次のように定められている。（表Ⅱ－１）

表Ⅱ－１ 国土交通省における倫理管理官

組織の区分	倫理管理官
各地方整備局の本局及び各港湾事務所等	当該地方整備局長
各地方整備局の各事務所 (各港湾事務所等を除く。)	当該事務所長
各地方整備局の各出張所	当該出張所長
各地方運輸局	当該地方運輸局長
国土交通大学校本校	国土交通大学校長
国土交通大学校柏研修センター	国土交通大学校柏研修センター所長

※ 今年度の監察対象機関のみ記載。

各地方支分部局等では、倫理管理官の下、職員の職務に係る倫理の保持のための体制が整備されていた。また、職員からの届出の受理及び申請に対する承認並びに報告書等の提出等に関する資料を確認した結果、各種手続は適正に行われていた。

② 職員からの相談への対応状況

職員からの倫理に係る相談については、事務次官通達において、「所属長を通じ、倫理管理官に申し出ること」とされている。具体的な相談体制を確認した結果、国土交通大学校を除き、地方支分部局ごとに整備されており、職員が常時確認できるようイントラネットに掲載し周知していた。

2) 国家公務員倫理法等の周知等

① 国家公務員倫理法等の周知状況

平成22年度の国家公務員倫理週間（12月1日から7日）における啓発活動を確認した結果、職員への倫理意識の効果的な浸透を図ることを目的として、次の取組を行っていた。

- ・ 倫理監督官である国土交通事務次官が国家公務員としての心構えや行動指針などを示した「国家公務員倫理週間にあたって」を全職員にメールで送信した。
- ・ 国家公務員倫理審査会が作成した国家公務員倫理週間周知・啓発用パンフレットを全職員にメールで送信又は配布した。
- ・ 国家公務員倫理法等違反事案の相手方としては契約の相手方が最も多く、また、国家公務員倫理審査会が実施した各種アンケートの調査に

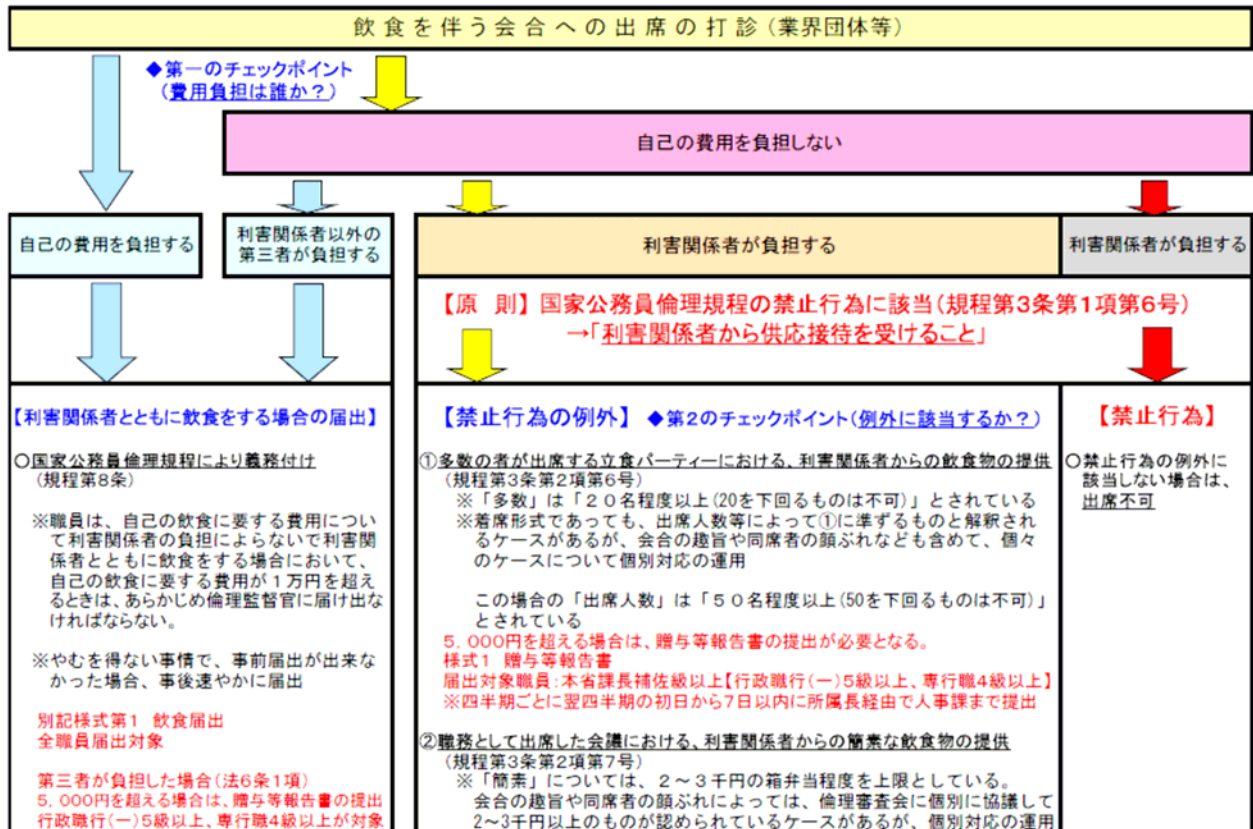
において契約の相手方等に対する啓発活動が必要との意見が多かったことを踏まえ、国家公務員倫理法等違反の予防を図るため、国家公務員倫理審査会が作成したパンフレット「国民の皆様の8つの疑問にお答えします」及びチラシ「公務員倫理ホットライン」を契約の相手方に加え利害関係者となる関係団体にも配布し、国家公務員倫理法等遵守への協力を依頼した。

- ・ 倫理保持の基本的な心構えである倫理行動基準や倫理規程に定める主な活動ルール、国土交通省及び国家公務員倫理審査会の通報窓口が掲載されている「国家公務員倫理カード」を全職員へ配布した。
- ・ 国家公務員倫理審査会が作成したDVD教材「事例で学ぶ倫理法・倫理規程」等を活用して国家公務員倫理に関する研修を行い、倫理意識の浸透を図った。

また、中部運輸局では、業界団体等との会合における飲食等の考え方についてわかりやすくまとめた資料（資料Ⅱ－1）（国土交通省大臣官房人事課作成資料に中部運輸局で一部加筆）を作成し、職員に周知するとともに、局のイントラネットに掲載していた。

これらに加えて、国家公務員倫理週間以外の期間においても、各種会議や職員向けの情報紙により、不祥事の実例等を活用し、倫理の保持について職員へ指導徹底していた。

資料Ⅱ－１ 業界団体との会合における飲食等の考え方（中部運輸局）



② 倫理に係るセルフチェックの実施状況

倫理法・倫理規程セルフチェックシートの実施については、昨年度の定期監察において、実施率の向上と実施結果の分析を行うよう各地方支分部局等に指摘を行った。今年度の監察においても、昨年度と同様に、実施率の向上に加え、結果についても今後の対策に結びつけるため分析するよう各地方支分部局等に対し指導を行った。

今年度の監察における指摘を踏まえ、各地方支分部局等では表Ⅱ－２のとおりセルフチェックの実施及び分析を行い、職員の倫理感の醸成に努めている。

表Ⅱ－２ 平成２３年度におけるセルフチェックの実施状況

機関名	実施内容
関東地方整備局	<p>本年度の国家公務員倫理週間において、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>併せて、全職員を対象に、倫理に関する事例を提供し各所属における倫理に関する理解の高揚を図ることを目的に、コンプライアンスミーティングの実施を促した。特に幹部職員に対しては必修とした。</p> <p>セルフチェック及びコンプライアンスミーティングの実施状況及び実施内容に関する意見等を把握し、今後の取組に活用することとしている。</p>
中部地方整備局	<p>本年１２月に、全職員を対象に独自に作成したセルフチェックシートを使用して、インターネットを利用した方法により国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、各設問の正解率を把握するなど実施結果を分析し、分析結果をイントラネット等で職員に周知するとともに、職員研修にも活用することにより、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p>
中国地方整備局	<p>本年度の国家公務員倫理週間において、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、各設問の正解率を把握するなど実施結果を分析するとともに、分析結果をイントラネットで職員に周知し、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p> <p>併せて、本年１０月下旬から１１月下旬にかけて管内各事務所で行ったコンプライアンス講座において、セルフチェックを実施し、特に注意すべき設問について解説を行った。</p>
四国地方整備局	<p>本年１０月下旬から１２月上旬に、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、各設問の正解率を把握するなど実施結果を分析し、誤りやすい設問の要点を職員向け広報誌において周知するとともに、職員研修や会議等において活用することにより、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p>

北陸信越運輸局	<p>本年度の国家公務員倫理週間において、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、各設問の正解率を把握するなど実施結果を分析するとともに、分析結果をイントラネットで職員に周知し、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p> <p>併せて、正解率が平均を下回る所属に対しては、OJTによる指導・教育等を実施することとしている。</p>
中部運輸局	<p>本年度の国家公務員倫理週間において、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、正解率の低い設問の傾向と原因を把握するなど実施結果を分析するとともに、分析結果をメールにより職員に周知し、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p>
近畿運輸局	<p>本年度の国家公務員倫理週間において、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、各設問の正解率を把握するなど実施結果を分析し、分析結果をイントラネット等で職員に周知するとともに、職員研修にも活用することにより、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p>
九州運輸局	<p>本年12月の第2週に、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、各設問の正解率を把握するなど実施結果を分析するとともに、分析結果をイントラネットで職員に周知し、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p>
国土交通大学校	<p>本年度の国家公務員倫理週間等において、全職員を対象にセルフチェックシートを使用して、国家公務員倫理法等の理解度を自己認識させる取組を実施した。</p> <p>また、各設問の正解率を把握するなど実施結果を分析するとともに、分析結果や誤りやすい設問の解説を職員に周知し、国家公務員倫理法等の理解向上につなげることとしている。</p>

3) 国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る情報があった場合の対応

国家公務員倫理法等に抵触すると思われる行為に係る情報があった場合の対応について各地方支分部局等に確認したところ、直接又は所属長を通して、倫理の事務処理を行う組織の担当官（総務部人事課課長補佐等）に対し通報し、倫理管理官の職務を補佐する者（総務部長等）を通して倫理管理官（局長等）へ報告、続いて本省へ報告、さらには、国家公務員倫理審査会へ報告、という手順で対応することとしていた。

4) 職員の倫理感のかん養及び保持に関する幹部職員の取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

倫理に関し幹部職員は、自らを律することはもちろんのこと、先頭に立って部下職員の倫理感のかん養及び保持の徹底を図り、職員が自信と誇りを持って業務を遂行できる職場環境を保持することが求められている。

昨年度に引き続き今年度の監察においても、幹部職員自身の認識及び取組姿勢並びに組織としての取組状況を確認するため、幹部職員（表Ⅱ－3）に対する個別ヒアリングを実施した。

表Ⅱ－３ 倫理の保持に関する個別ヒアリングの対象者（幹部職員）

対象機関名	対象者
関東地方整備局 甲府河川国道事務所 川崎国道事務所	局長、総務部長、総務部総括調整官 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
中部地方整備局 三重河川国道事務所 庄内川河川事務所	局長、総務部長、総務部総括調整官 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
中国地方整備局 出雲河川事務所 三次河川国道事務所	局長、総務部長、総務部総括調整官 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
四国地方整備局 高知河川国道事務所 土佐国道事務所	局長、総務部長、総務部総括調整官 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
北陸信越運輸局	局長、総務部長
中部運輸局	局長、総務部長
近畿運輸局	次長、総務部長
九州運輸局	局長、総務部長
国土交通大学校	校長、柏研修センター所長（副校長）、 総務部長

※ 近畿運輸局長は現地監察時に異動があり次長にヒアリングを行った。

個別ヒアリングの結果、幹部職員は倫理に関しいずれも高い意識を持っており、職員の意識向上と綱紀保持の徹底に向けた強い意志の下、次のような取組を行っていた。

- ・ 常日頃から国民目線で業務を執行することを心がけており、一度不祥事が起きれば様々なところに影響を及ぼすことを意識し、自らの行動が公務の信用に影響を与えることのないようにしている。
- ・ 倫理に関する問題事案が報道されたら、なぜそのようなことをしてしまったのか、その背景は何か等を意識して考えるようにしており、倫理の研さんに努めている。
- ・ 風通しのよい職場で仕事をすることが不正防止につながると考えており、できるだけ各課へ足を運び職員と意思の疎通を図っている。
- ・ 常日頃から職員とコミュニケーションをとることを大切にし、職員が相談しやすい環境をつくっている。職員の態度に異変が見られれば声をか

け相談に乗るようにしている。

- ・民間の事案も含めて不祥事案が新聞報道されるようなことがあった際には、整備局から事務所に適時情報が伝達され、事務所内各課で当該不祥事案の原因や防止策等について議論を行うなど、コンプライアンスについて日頃から高い意識を保持するよう職員に指導している。
- ・全体の奉仕者として国民に疑惑を持たれないようにしていくことが大事であり、関係業界や関係事業者には、現場の執行機関として高い倫理意識を持って対応している。
- ・関係業界や関係事業者との会合等を行う際には、国家公務員倫理法等の基準に照らして問題がないか事前に必ず確認し、国民の疑惑や不信を招くようなことがないようにしている。また、関係業界や関係事業者に対しても、会合を行うたびに国家公務員倫理法等について説明し理解してもらっている。
- ・管理職のみならず、一般の職員からも直接意見や考え方を聞いて、相談しやすい体制や雰囲気作りをしている。
- ・公正な職務の遂行が大切と考えている。特に、公務員として勤務時間外においても、自らの行動が国民にいささかも疑念や不信を抱かれることのないよう気をつけており、職員にも同様に指導している。
- ・公私の別を明らかにし自らの地位を私的利益のために用いないことは当然として、職務の遂行に当たっては常に前向きに全力を挙げて物事に取り組みよう職員に指導をしている。
- ・幹部会や事務所長会議において職員の倫理の保持について徹底している。また、現場に出向いた際にも職員を指導している。
- ・事務所内におけるコンプライアンスの取組を人事評価の業績目標に位置づけることを各事務所長に対して指導するとともに、その実施状況について面談の際にフォローアップしている。
- ・毎年度策定する整備局の重点課題と実施方針にコンプライアンスに関する項目を入れている他、事務所ごとに作成する運営方針にもコンプライアンスに関する項目を入れるよう事務所長に指導している。
- ・国家公務員倫理法等が定められてから10年以上経過し、職員の意識が風化していくことが危惧されるため、職員向けの情報誌や不祥事の具体事例等を活用して、所課長会議等において職員の倫理の保持について指導徹底している。

倫理の保持に関する職員意識（コンプライアンス意識）を組織内に徹底させるためには、幹部職員自身が日頃からコンプライアンス確保に真剣に取り

組む姿を見せ続けることが重要であることから、幹部職員においては、引き続き、自身の倫理に関する意識の向上を図るとともに、所属する組織において、各種会議・研修・講演会等や日常の業務指導の中で繰り返し指導を行うなどにより、職員の意識高揚・風化防止の取組を継続させる必要がある。また、この際、慣れから来る「飽き」を防止するために、具体的な事例を活用するなど、指導方法等に常に工夫を凝らすことが重要である。

5) 国家公務員倫理法等違反事案への対応状況

国土交通省では、公務に対する国民の信頼を確保するため官紀の保持に取り組んできたところであるが、依然として一部の職員が、国家公務員倫理法等違反行為により処分されている状況にある。

中国地方整備局において、平成22年度に国家公務員倫理法等違反により職員が懲戒処分される事案が発生している。本事案では、既定の情報連絡体制に従い本局及び本省の担当部局に速やかに報告し、事実関係の調査をはじめとする所要の対応がとられていた。併せて、当該懲戒処分の概要を公表した。

再発防止に向けた取組として、中国地方整備局では、局長から全職員に訓示するとともに、全職員を対象として職場ごとのコンプライアンスミーティングを実施している。

また、四国地方整備局において、平成23年度に国家公務員倫理法等違反により複数の職員が懲戒処分される事案が発生している。本事案では、既定の情報連絡体制に従い本局及び本省の担当部局に速やかに報告し、事実関係の調査をはじめとする所要の対応がとられていた。併せて、当該懲戒処分の概要を公表した。

再発防止に向けた取組として、四国地方整備局では、局長から全職員への訓示や、倫理管理官である事務所長等への国家公務員倫理法等の遵守に関する自身の認識及び取組姿勢並びに組織としての取組状況についての聞き取り調査、全職員を対象とした職場ごとのコンプライアンスミーティングなどを実施している。また、事務所等の事務担当副所長等をコンプライアンス指導者として配置するといった取組も行っている。

これらを踏まえ、国家公務員倫理法等に関する不祥事案が発生した地方支分部局はもとより、各地方支分部局等においては、各種会議・研修・講習会等において幹部職員等からの指導を繰り返し行ったり、職場ごとに具体事例を活用したコンプライアンスミーティングを実施する等、組織の実情を踏まえた工夫をそれぞれ凝らして、国家公務員倫理法等違反行為の発生防止を徹

底する必要がある。

職員一人一人が、国民のために公正公平に仕事をするという原点に立ち戻り、行政に対する国民の信頼を確保することができるよう、公務員倫理について再度理解を深め、国家公務員倫理法等に示された倫理行動基準等を遵守していくことが必要である。

(3) 職員健康安全管理に係る取組に関する事項

職員の健康安全管理については、国家公務員法第71条（能率の根本基準）において、「職員の能率は十分に発揮され、且つ、その増進がはからなければならない」（第1項）、「この根本基準の実施につき必要な事項は人事院規則で定める」（第2項）とされている。職員の健康安全管理に関しては、この規定を受けて、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）」等が定められている。

また、同法第73条（能率増進計画）に基づき内閣総理大臣が定める「国家公務員福利厚生基本計画」には、「職員の保健に関する事項」（第1項第2号）及び「職員の安全保持に関する事項」（第1項第4号）について定めることとされている。

これらを踏まえ、国土交通省においては、「国土交通省職員健康安全管理規則」が定められており、地方支分部局等の長が遵守すべき事項が規定されている。

地方支分部局等においては、健康安全管理に必要な体制を整備し、職員の健康の保持増進対策及び職員の安全管理対策を推進している。

今年度は、上記の人事院規則10-4等及び国土交通省規則に規定する内容が遵守されているか監察を実施した。

その結果は次のとおりであり、各地方支分部局等においては、職員の健康安全管理体制の整備、健康安全確保に向けた個別の取組についておおむね的確に実施していたが、一部に適切さを欠く事務処理が見られた。

1) 健康安全管理体制

国土交通省においては、国土交通省規則第2章（健康安全管理体制）に基づき、必要な体制を整備し、健康安全教育を実施し、また、健康安全管理に関しては職員の意見を聴くために会議の開催等を行ってきたところである。

今年度は、各地方支分部局等において、人事院規則10-4等及び国土交通省規則に基づく必要な体制が整備されているかについて監察を実施した。

① 健康管理者及び安全管理者の指名状況

健康管理者は、人事院規則10-4第5条（健康管理者）において、次に掲げる事務を行うこととされている。

- ・ 職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
- ・ 職員の健康の保持増進のための指導及び教育に関すること。
- ・ 職員の健康診断又は面接指導（医師が問診その他の方法により心身の

状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。
以下同じ。) の実施に関すること。

- ・ 職員の健康管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関すること。

また、安全管理者は、人事院規則 10-4 第 6 条（安全管理者）において、次に掲げる事務を行うこととされている。

- ・ 職員の危険を防止するための措置に関すること。
- ・ 職員の安全のための指導及び教育に関すること。
- ・ 施設、設備等の検査及び整備に関すること。
- ・ 職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の安全管理に必要な事項に関すること。

国土交通省規則第 4 条では、「健康管理者及び安全管理者を、それぞれ文書をもって指名するものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、健康管理者及び安全管理者を文書により適切に指名していた。

② 健康管理担当者の指名状況

健康管理担当者は、人事院規則 10-4 第 7 条（健康管理担当者及び安全管理担当者）において、「健康管理者の事務を補助する者として健康管理担当者を置かなければならない」とされている。

国土交通省規則第 4 条では、「健康管理担当者を、文書をもって指名するものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、健康管理担当者を文書により適切に指名していた。

③ 安全管理担当者の指名状況

安全管理担当者は、人事院規則 10-4 第 7 条において、「安全管理者の事務を補助する者として安全管理担当者を置かなければならない」とされている。

国土交通省規則第 4 条では、「安全管理担当者を、文書をもって指名するものとする」とされている。

各地方支分部局等においては、安全管理担当者を文書により適切に指名していた。

④ 健康管理医の設置状況

健康管理医は、人事院規則 10-4 第 9 条（健康管理医）において、「指導区分の決定又は変更その他人事院の定める健康管理についての指導等の業務を行なうものとする」とされている。

国土交通省規則第 7 条では、「部局の長は、医師である職員のうちから健康管理医を指名し又は医師である者を健康管理医として委嘱しなければならない」（第 1 項）、「健康管理医の指名、解除又は委嘱は、別記様式第 1 による健康管理医指名・解除確認簿又は健康管理医委嘱通知書をもって行うものとする」（第 2 項）とされている。

北陸信越運輸局を除く各地方支分部局等においては、健康管理医を規定された様式により適切に指名又は委嘱していた。北陸信越運輸局においては、健康管理医について、未設置の状況が長期間続いていた。

⑤ 健康安全教育の実施状況

健康安全教育は、人事院規則 10-4 第 13 条（健康安全教育）において、「各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、当該職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行わなければならない」とされている。

国土交通省規則第 10 条では、「部局の長は、人事院規則 10-4 第 13 条の規定による健康又は安全管理に関する必要な教育を行わなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、**表 II-4** のとおり健康安全教育を実施していた。

表Ⅱ－４ 健康安全管理教育の実施状況

機関名(※)		関東地整	中部地整	中国地整	四国地整	北陸信越運	中部運	近畿運	九州運	大学校
研修・講演会等による教育	新規採用者研修、事務職員研修、担当者研修会等	○	○	○	○	○	○		○	○
	健康安全管理講演(習)会等	○	○	○	○	○		○	○	○
	メンタルヘルス対策の講演(習)会等	○	○	○	○	○		○	○	○
	健康関係セルフチェック	○	○	○	○	○		○		○
	生活習慣病対策講演(習)会等	○	○	○	○					
	自走運転・交通安全対策講演(習)会等	○	○	○	○					
	救急講習等	○		○	○	○		○		○
	避難訓練、消火訓練等	○	○	○	○		○		○	○
より会議周知に	定例会議(所課長会議等)	○	○	○	○		○		○	○
	健康安全管理委員会、職場環境委員会等	○	○	○	○			○		
	担当者会議(カウンセラー会議等)	○	○	○	○				○	○
にネット掲載等	健康安全管理関係の資料、情報等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	カウンセリング利用のお知らせ	○	○	○	○	○	○	○		
	診療所からのお知らせ		○							
等事務発連絡	健康安全管理関係行事実施のお知らせ等	○	○	○	○	○		○		○
	関係規則、通達等の通知	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	健康安全に係る啓発、注意喚起関係文書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	健康安全管理関係のポスターの掲示	○	○	○	○	○			○	○
	健康安全管理関係のパンフレット、冊子の配布等	○	○	○		○		○	○	○
	庁内放送による周知、啓発等	○	○	○	○					
	健康安全管理関係ビデオ上映等	○	○	○	○					
	その他	a		b						

※略称：地方整備局→地整、運輸局→運、国土交通大学校→大学校

a 健康維持増進に関する情報（「知っておきたい健康知識」）を毎月発信

b 健康維持増進に関する情報（「健康安全ひとくちメモ」）を毎月発信

⑥ 職員の意見を聴くための措置

職員の意見を聞くための措置は、人事院規則 10-4 第 14 条（職員の意見を聞くための措置）において、「各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない」とされている。

国土交通省規則第 11 条では、「部局の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聴くため、会議の開催その他必要な措置を講じなければならない」とされている。

九州運輸局及び国土交通大学校を除き、各地方支分部局等においては、職員の意見を聴くための措置として、健康安全管理委員会等の会議の開催、イントラネットでの意見受付、提案箱の設置等を行っていた。

⑦ 健康安全管理細則の制定状況

国土交通省規則第 31 条では、「部局の長は、（中略）必要があるときには、健康安全管理細則を定めることができる」とされている。

中部運輸局及び九州運輸局を除く各地方支分部局等においては、部局長からの事務の委任、健康管理者、安全管理者等の指名基準、指名様式の制定等を記載した健康安全管理細則を制定していた。

また、北陸信越運輸局及び近畿運輸局を除く健康安全管理細則を制定していた各地方支分部局等においては、この指名様式を「指名・解除確認簿」（資料Ⅱ-2）として定めることで、人事異動発令のたびに個別の指名通知書等の作成及び交付することを不要とし、事務の簡略化を図っていた。

資料Ⅱ－２ 健康管理者等の指名様式例

別記様式第1(第6条関係)

指名・解除確認簿

(所属)		(官職)		
(事項)				
国土交通省職員健康管理規則(平成13年国土交通省訓令第70号)第4条				
第1項の規定に基づき、				
の健康管理者に指名する。				
指名権者				
氏名	指名年月日	確認印	解除年月日	確認印
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	

2) 健康管理の状況

職員の健康管理の状況については、人事院が実施した「国家公務員長期病休者実態調査」（調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日）では、精神・行動の障害による長期病休者が平成8年度から20年度までの12年間で約7倍に増加している結果となっていた。また、総務省が設置した「福利厚生施策の在り方に関する研究会」の報告書（平成22年6月）において、心を病む職員の増加、長時間勤務、ワーク・ライフ・バランスの推進により、公務環境が大きく変化し厳しくなっていることから、福利厚生施策の在り方についての再構築が必要と提言されており、これを踏まえ、平成23年4月6日に国家公務員福利厚生基本計画が改正されたところである。

このため、今年度は、地方支分部局等における国家公務員福利厚生基本計画及び国土交通省職員健康安全管理規則に係る健康管理の取組について監察を実施した。

① 健康管理の現況

(i) 職員の超過勤務等の把握の状況

各地方支分部局等においては、職員に継続して長時間の超過勤務をさせた場合に実施する、臨時の健康診断、面接指導等の措置に必要な超過勤務時間について、月単位での把握等を行っていた。

(ii) 国家公務員健康週間に際する取組

平成22年度の国家公務員健康週間（平成22年10月1日～7日）に際して、各地方支分部局等においては、職員に対して、庁内放送、メール等による周知、講習会、講演会等の開催による啓発等に取り組んでいた。

② 心の健康づくり

(i) 心の健康に関する知識の普及等について実施した内容

国家公務員福利厚生基本計画の運用指針（以下、「運用指針」という。）1(1)⑤（体系的な教育の実施）においては、「心の健康づくりのための教育を効果的に行うために、管理監督者（特に管理職員）に対する教育研修の参加を義務づけるなど対策を強化するとともに、一般職員への教育・啓発についても、継続的・発展的に実施するなど、職員の地位、職種等に応じた体系的な研修カリキュラムを作成し実施する」とされている。

各地方支分部局等においては、管理職員対象として、メンタルヘル

ス講習（eラーニング）、外部講師による講習会（事例研究等）、管理職員用の冊子の配布等を実施していた。また、一般職員対象としては、外部講師による講話・講習会、一般職員用の冊子の配布、関係資料（メンタルヘルスチェックシート等）のイントラネットへの掲載等を実施していた。

(ii) 内部カウンセラー及び外部カウンセラーの設置状況

運用指針1(1)⑥（カウンセリング制度の充実及び利用促進）においては、「カウンセリング制度が整備されていない省庁においては、その導入に努めるとともに、整備されている省庁においては、制度の充実及び活性化に努めるほか、制度について職員に周知を図り、制度の利用促進に努める」とされている。

各地方支分部局等においては、内部カウンセラーを設置していた。

また、国土交通大学校を除く各地方支分部局等においては、外部カウンセラー等を設置していた。

(iii) カウンセラー利用に関する職員への周知方法及びカウンセラーの利用状況

運用指針1(1)⑧（カウンセリングに関する理解と知識の普及）においては、「専門家による講話の実施、カウンセリングに関する情報の提供等を通じて、職員のカウンセリングに関する理解を促進し、知識の普及に努める」とされている。

各地方支分部局等においては、メール、イントラネット、広報誌等を利用してカウンセラー利用に関する周知を行っていた。

内部カウンセラーの利用については、中部地方整備局を除き、実績がないか極少ないものであった。このことに対しては、現地監察時において、敷居が高く感じてしまいがちなカウンセリングの形式にかかわらず、日常で気軽に上司等に相談できる雰囲気づくりに努めているといった意見があった。

外部カウンセラーの利用については、北陸信越運輸局においては利用回数が極少ない（平成22年度の実績：2回）ことを除き、各地方支分部局等において、利用実績があった。

③ 業務等に応じた健康管理対策

(i) VDT健康診断の実施状況

運用指針1(3)①（VDT作業従事職員の健康管理）においては、「VDT作業に長期又は長時間従事する職員については、「VDT作

業従事職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理の指針」(平14.12.16 人事院事務総局勤務条件局長通達)に基づき、照明や作業時間等に関する適切な環境管理及び作業管理並びに健康診断の実施に努める」とされている。

本局に勤務する事務職員については対象外と誤認していた中部運輸局を除き、各地方支分部局等においては、運用指針に定められた事項の健康診断を実施していた。

(ii) 超過勤務を行う者に対する健康診断及び面接指導の実施状況

運用指針1(3)②(超過勤務を行った職員の健康管理)においては、「長期又は長時間の超過勤務によって職員の健康及び福祉に及ぼされる影響を未然に防止するため、特に長時間の超過勤務を行った職員については、医師による面接指導を実施するなど管理監督者がメンタルヘルス面を含めその健康管理に配慮すべき旨の徹底、健康診断結果の活用等に努める」とされている。

長時間の超過勤務をさせた職員に対する臨時の健康診断について、中部地方整備局及び四国地方整備局では、対象者の受診率が低い状況が見受けられた。また、臨時の健康診断を実施する基準について、北陸信越運輸局では適用となる超過勤務時間数の基準が不明確であり、近畿運輸局では定められていなかった。

面接指導については、すべての監察対象地方部局において、長時間の超過勤務を行った職員から申出があった場合については、医師による面接指導を実施することとしていたが、対象者数に対して、申し出て面接指導を受けた職員数が極めて少ない状況であった。この面接指導制度の趣旨は、人事院事務総局福祉局長通知「面接指導等の実施について」(平成18年3月31日職職-96)で示されているところであり、長時間労働と脳・心臓疾患及び精神疾患等との関連性が強いとする医学的知見等を踏まえて平成18年4月1日に労働安全衛生法が改正され、民間企業に対して医師による面接指導制度が導入され、公務に対しても同じ趣旨により導入されたものである(人事院規則10-4等の改正)。しかしながらその導入の背景や制度の趣旨が、管理者及び職員に十分理解されておらず、臨時の健康診断と重複したものと誤解されていることなどがその原因と考えられる。面接指導は、長時間の超過勤務を行った職員に対する健康管理上重要な措置であるので、対象者に対しては、目的・趣旨等を周知徹底し、これを十分理解した上で申出するか否かの判断を行うよう指導する必要がある。

④ 生活習慣病対策

(i) 定期健康診断の実施状況

運用指針 1 (4)① (定期健康診断の充実及び結果の活用の促進) において、定期健康診断の実施項目が定められている。

各地方支分部局等では、すべての項目を実施していた。

(ii) 健康診断を受診できなかつた者に対する措置状況

国土交通省規則第 17 条では、「職員は、やむを得ない事情により (略) 健康診断を受けることができなかつたときは、当該事由が消滅した後、速やかに、当該検査項目について、医師による健康診断を受けなければならない」とされている。

各地方支分部局等では、予備日を設定した上で、受診できなかつた職員に対して、メール等にて受診を呼びかけていた。国土交通大学校柏研修センターを除く各地方支分部局等においては、やむを得ない事情を除き、すべての職員が、定められた検査項目について医師の健康診断を受けていた。

(iii) 健康診断結果の適切な管理方法

運用指針 1 (4)① (定期健康診断の充実及び結果の活用の促進) においては、「健康診断結果の的確な管理及び本人への適切な周知・指導に努める」とされている。また、国土交通省規則第 19 条においては、「部局の長は、健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認められた職員について、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を健康管理医に提示し、指導区分の決定を受けるものとする」(第 1 項)、「部局の長は、指導区分の決定または変更を受けた職員に対して、指導区分書を通知しなければならない」(第 3 項) とされている。

各地方支分部局等においては、健康診断の結果を各職員に通知するとともに対象職員に対しては指導区分書を通知していた。しかしながら、四国地方整備局においては、指導区分の通知まで長期間を要していた。また、北陸信越運輸局、中部運輸局及び九州運輸局では、指導区分の決定について、健康管理医が行っていなかった。

(iv) 生活習慣病予防及び突然死防止に関する理解と知識の普及・啓発のための取組の実施状況

運用指針 1 (4)においては、「生活習慣病予防に関する理解と知識の普及健康づくりに関する職員の自助努力を促すため、健康に関する

情報の提供、行事の開催、医師による講話の実施等を通じて生活習慣病予防に関する職員の理解を促進し、知識の普及に努める」(③)、「突然死の原因の大部分を占める循環器疾患を予防するため、循環器疾患に関する情報の提供、医師による講話の実施等を通じて、突然死防止に関する理解を促進し、知識の普及に努める」とされている。

近畿運輸局を除く各地方支分部局等においては、啓発資料の配付、講演会、ビデオ上映等により周知を図っていた。

⑤ 喫煙対策

(i) 喫煙所及び喫煙コーナーの設置状況、排煙設備の有無

運用指針1(5)(喫煙対策)においては、「喫煙による喫煙者自身の健康への影響及び職場における受動喫煙による非喫煙者の健康への影響を考慮し、場所の指定及び排煙設備等の設置により受動喫煙防止対策を徹底する(略)」とされている。

各地方支分部局等においては、喫煙室又は喫煙コーナーを設置し、喫煙室に必要な排煙設備を設置していた。

(ii) 職員への喫煙と健康に関する知識の普及・啓発のための取組の実施状況

運用指針1(5)(喫煙対策)においては、「(略)喫煙者に対し受動喫煙を含む喫煙に関する情報の提供、医師による講話の実施等を行うとともに、禁煙希望者に対しては禁煙プログラムの紹介等による禁煙支援を行い、喫煙対策を推進する」とされている。

各地方支分部局等においては、禁煙週間及び世界禁煙デーの周知、ポスターの掲示を行う等の禁煙支援の措置を実施していた。

⑥ 職場の環境衛生対策

(i) 換気、照明、温度などの環境条件の把握状況

運用指針1(6)①(職場の環境衛生状態の把握)においては、「換気、照明、温度、湿度(略)等の職場の環境条件の測定、職場の巡回チェック等を通じて職場の環境条件を的確に把握する」とされている。

中部地方整備局三重河川事務所及び四国地方整備局高知河川国道事務所を除き、外部委託等による測定又は合同庁舎管理者による測定が行われていた。

⑦ 緊急災害対策に従事する職員に対する健康管理対策

(i) 緊急災害対策等に従事する職員に対する健康管理上の措置

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、全国の地方支分部局等から職員が TEC-FORCE や業務支援として被災地に派遣され、緊急災害対策に従事している。国土交通本省では、本省内各局に「緊急災害対策等に従事する職員に対する健康管理上の措置について」(平成23年3月25日 大臣官房福利厚生課長補佐事務連絡)を発出し、各局健康安全の管理担当者に対し、所属職員の健康管理上の措置について適切な対応を依頼したところである。

被災地に職員を派遣した各地方支分部局等においては、被災地に派遣した職員に対して、臨時の健康診断の実施、休養を取らせるために超過勤務の抑制、外部の健康相談窓口の紹介、体験カウンセリングの実施等の取組を実施していた。

3) 安全管理の状況

職員の安全管理については、人事院規則及び国土交通省規則に規定する内容の遵守状況に加え、国土交通省では平成20年から公用車の管理業務委託台数を削減した結果、職員自らによる公用車運転の機会が一段と増加している状況を踏まえて、公用車を運転する職員への交通法規の遵守の徹底及び交通安全意識の向上のための取組に関し、監察を実施した。

① 職員の身の回りの安全管理対策の実施状況

職員の身の回りの安全管理対策については、消火、避難等の用具及び設備の整備及び点検の状況並びに防火、避難等の訓練実施の状況に関し、監察を実施した。

(i) 国土交通省規則第26条においては、「消火、避難等の用具及び設備の整備に努め、随時点検を行わなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、消火器等の消火、避難等の用具及び設備が確実に整備されるとともに、それらの点検も確実に実施されていた。

(ii) 国土交通省規則第26条においては、「必要に応じ防火、避難等の訓練を行わなければならない」とされている。

昨年度、多くの地方支分部局等において防火、避難等の訓練が実施されていたが、中部地方整備局庄内川河川事務所、北陸信越運輸

局及び国土交通大学校本校においては実施されてなかった。中部地方整備局築地庁舎においては、防火訓練は実施されていたものの、避難訓練は実施されてなかった。

特に、北陸信越運輸局については、昨年度を含めかなりの長期にわたって実施されていないことが確認できた。

消防法（昭和23年法律第186号）との関係では、北陸信越運輸局庁舎の管理者である北陸信越運輸局長は、同法第8条第1項の規定に基づき、「防火管理者を定めるとともに、防火管理者に、消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施業務を行わせる」義務があることから、防火管理者に総務部の職員を指名し、また、消防計画として新潟総合庁舎防火管理規則を制定し、所轄消防署長に届け出ている。

当該防火管理規則においては、「自衛消防隊長（北陸信越運輸局）は、少なくとも年1回総合訓練を実施するものとする」と定めていることから、本来、北陸信越運輸局長は、防火管理者に消火、通報及び避難訓練の実施業務を行わせる必要があったものである。

② 業務に応じた安全管理対策の実施状況

業務に応じた安全管理対策については、国土交通省規則に規定する設備等の検査及び記録の状況並びに設備等の設置等の届出の状況と、自動車等を運転する職員への交通法規の遵守の徹底及び交通安全意識の向上のための取組の実施状況並びに自動車運転手以外の職員が公用車を運転する場合の取扱いに関し、監察を実施した。

(i) 国土交通省規則第27条においては、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第32条第1項の検査を行ったときは、その結果を所定様式による設備等の結果記録書に記録し、当該設備の廃止後1年間保存しなければならない」とされている。なお、人事院規則10-4第32条第1項に規定する検査が必要な設備等とは、人事院規則10-4別表第7又は別表第8に掲げる設備等（例としてボイラー、エレベーター）をいう。

各地方支分部局等においては、設備等の検査については適切に実施されていた。しかしながら、下記の箇所で所定様式による検査結果記録書の保存が行われていなかった。

（検査結果記録書が保存されていない地方支分部局等）

関東地方整備局甲府河川国道事務所、同川崎国道事務所

中部地方整備局、同庄内川河川事務所
中国地方整備局三次河川国道事務所
四国地方整備局、同高知河川国道事務所、同土佐国道事務所
国土交通大学校柏研修センター

ただ、いずれの箇所においても設備管理委託業者からの検査報告書は完備されていた。多くの地方支分部局等において国土交通省規則所定様式でない形で検査結果は保存されている現状を踏まえれば、所定様式によらずとも国土交通省側で確認印を押したものを保存することでも代替可能とする国土交通省規則の改正等について検討の必要がある。検討の結果、改正等により実質的支障がないとすれば、地方支分部局等における事務負担の軽減につながるものと考えられる。

- (ii) 国土交通省規則第28条においては、「人事院規則10-4第33条及び10-5（職員の放射線障害の防止）第12条に規定する設備等に関して人事院に届出を要する事項があるときは、設備届を作成し、速やかに国土交通大臣に提出しなければならない」とされている。

人事院規則10-4第33条においては、「設備等を設置、変更、廃止したときは、当該設備等に関する事項をすみやかに人事院に届け出なければならない」とされており、対象となる設備等とは、人事院規則10-4別表第7又は別表第8（人事院の定める設備等に限る。）に掲げる設備等をいう。

人事院規則10-5第12条においては、「エックス線装置を設置、変更、廃止したときは、当該エックス線装置に関する事項をすみやかに人事院に届け出なければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、これら必要な設備届の作成及び提出が適切に行われていた。

- (iii) 自動車等を運転する職員への交通法規の遵守の徹底及び交通安全意識の向上のための取組の状況については、各地方支分部局等においては局内の様々な会議の機会を利用して交通安全に関する注意を促したり、地元警察署等外部講師を招いた交通安全講習会を定期的開催するなど、適切に実施されていた。

- (iv) 自動車運転手以外の職員が公用車を運転する場合の取扱いについては、各地方支分部局等においては、自動車運転手以外の職員が公

用車を運転する場合のし手続等を定めた内規を制定し、内規に基づいて適正な運行管理及び交通事故対応を行っていた。なお、し手続の内容として各地方支分部局等においては、公用車を運転する職員の事前登録、運転開始前の責任者の承認、万一の交通事故発生時の対応等を規定していた。

ただし、九州運輸局では、自らの内規において、職員が公用車を運転する必要があるときは運転手本人の同意を得た上で所属課の課長が総務課長に申し込むというし手続を規定しているにもかかわらず、実際にはそのし手続が行われていなかった。

なお、各地方運輸局では運転開始前に必ずアルコール検知器を使用したチェックが行われていた。

③ 安全管理の周知・徹底の状況

安全管理の周知・徹底については、安全教育及び安全に関する普及啓発並びに災害又は事故に係る報告の提出状況に関し、監察を実施した。

(i) 各地方支分部局等においては、国家公務員安全週間の機会を利用し、交通安全講習会の開催等により、職員に対する安全管理のための教育が適切に行われていた。また、国家公務員安全週間に関する周知についても、執務室におけるポスター掲示、庁内放送等により、適切に行われていた。

(ii) 国土交通省規則第29条においては、「職員の勤務する場所において人事院規則に該当する災害又は事故が発生したときは、当該災害又は事故の発生の日から15日以内に重大災害報告書及び放射線事故発生報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない」とされている。また、「職員の勤務する場所における年度分の職員の災害の発生状況等について、毎年5月末日までに年次災害報告書及び船員年次災害報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない」とされている。

各地方支分部局等においては、いずれの報告書についても適切に提出されていた。

2. 提示意見

- ア 近年、国家公務員倫理法等に関する不祥事案が発生した地方支分部局はもとより、各地方支分部局等においては、職場ごとに具体事例を活用したコンプライアンスミーティングを実施する等、組織の実情を踏まえた工夫をそれぞれ凝らして、国家公務員倫理法等違反行為の発生防止を徹底すること。
- 特に、コンプライアンスの意識を組織内に徹底させるためには、幹部職員自身が日頃からコンプライアンス確保に真剣に取り組む姿を見せ続けることが重要であることから、各種会議・研修・講演会等や日常の業務指導の中で繰り返し指導を行う等の意識高揚・風化防止に取り組むこと。
- イ 国土交通大学校においては、倫理に関する具体的な相談体制をイントラネットに掲載することにより職員に対し周知すること。
- ウ 北陸信越運輸局においては、健康管理医を速やかに設置すること。
- エ 九州運輸局及び国土交通大学校においては、国土交通省規則第11条等に規定する「職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聴くための必要な措置」を講じること。
- オ 国土交通大学校においては、外部カウンセラーが設置されていないことに加え、平成22年度におけるカウンセラー利用実績が皆無であることを踏まえ、本省及び人事院に設置されている心の健康相談等を活用するなどして、カウンセリング制度の充実・活性化に努めること。
- カ 中部運輸局においては、運用指針に規定するVDT健康診断について、適正に実施すること。
- キ 中部地方整備局及び四国地方整備局においては、運用指針に規定する臨時の健康診断の受診率を改善すること。
- ク 北陸信越運輸局及び近畿運輸局においては、運用指針に規定する臨時の健康診断を実施する基準について適切に制定すること。
- ケ 各地方支分部局等においては、人事院規則10-4等に基づく医師による

面接指導の対象者に対して、目的・趣旨等を周知徹底し、これを十分理解した上で申出するか否かの判断を行うよう指導すること。さらに、面接指導の対象者に対して、できる限り面接指導を受けるよう指導を行うこと。

コ 国土交通大学校柏研修センターにおいては、国土交通省規則第17条に基づき定められた検査項目について、対象職員すべてが医師の健康診断を受けるよう措置すること。

サ 四国地方整備局においては、運用指針に規定する指導区分書の通知について、通知までの期間を短縮すること。

シ 北陸信越運輸局、中部運輸局及び九州運輸局においては、運用指針に規定する指導区分の決定について、健康管理医が行うこと。

ス 近畿運輸局においては、運用指針に規定する生活習慣病予防及び突然死防止に関する理解と知識の普及・啓発のための取組を実施すること。

セ 中部地方整備局三重河川国道事務所及び四国地方整備局高知河川国道事務所においては、運用指針に規定する職場の環境条件の測定を適切に行うこと。

ソ 中部地方整備局庄内川河川事務所、北陸信越運輸局及び国土交通大学校本校においては、防火、避難等の訓練を毎年度確実に実施すること。

タ 関東地方整備局甲府河川国道事務所及び同川崎国道事務所、中部地方整備局及び同庄内川河川事務所、中国地方整備局三次河川国道事務所、四国地方整備局、同高知河川国道事務所及び同土佐国道事務所並びに国土交通大学校柏研修センターにおいては、所定様式による設備等の検査結果記録書の保存を行うこと。

チ 九州運輸局においては、職員による公用車の運転に関し、自らが定めた内規に従った手続を確実にすること。

3. 推奨事例

(1) 関東地方整備局における職員行動基準の作成に向けた一連の取組

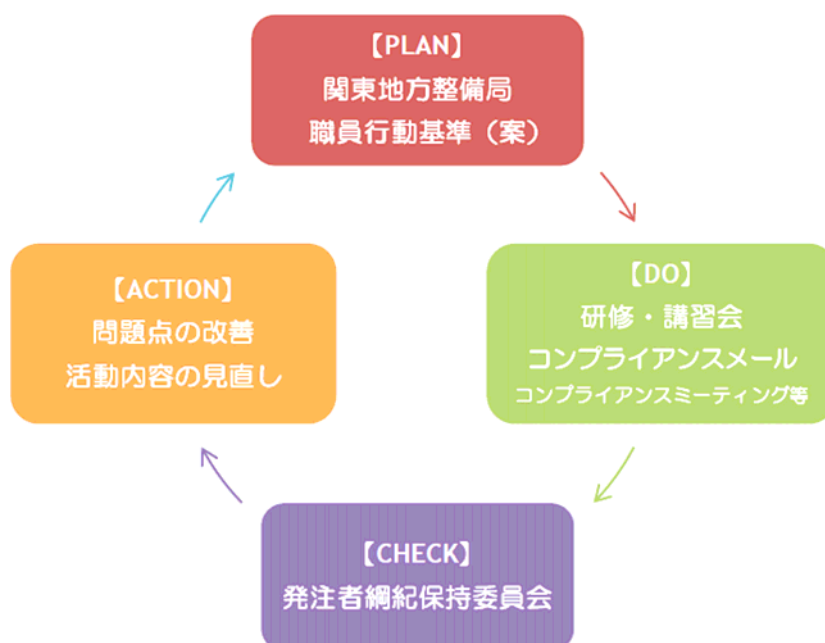
関東地方整備局においては、職員の意識改革に関する幅の広い独自の取組として、職員が自立的、模範的な態度で自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを促すため、「業務改革推進本部」の活動の一環として、関東地方整備局職員行動基準（案）（資料Ⅱ－４）の策定作業を進めている。

これは、関東地方整備局の職員として、同じ理念を共有し、自覚を高めて職務遂行していくことを目的としており、国家公務員倫理法等の遵守徹底といった「引締め」側の対策にとどまらず、公務員としての原点に立ち帰って職員自ら考えながら自律的に職務に取り組むという資質向上のための運動という意味で高く評価できる。

また、研修、講習会及び事務所等のコンプライアンスミーティングにおいて議論し意見を集約するなど、全職員を巻き込み知恵を出し合いながら進めていること、策定後には職員の理解を深め組織風土に根ざしたものにするため、コンプライアンス・マネジメントについてのPDCAサイクルを実践していく手法（資料Ⅱ－３）をとっていることにおいても、大変評価できる。

国土交通行政に対する国民の期待にこたえるためにも、このような前向きな取組を他の地方支分部局等を含めてより一層前進させていく必要がある。

資料Ⅱ－３ コンプライアンス・マネジメント PDCAサイクル（関東地方整備局）



資料Ⅱ－４ 関東地方整備局職員行動基準（案）

【基本理念】

私たち関東地方整備局職員は、国土交通省の一員として、我が国の中枢である関東全域を管轄している責務を認識し、広域的視点に立って、地域との適切な役割分担のもとに、地域のニーズを踏まえ、国民の生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全・安心、美しく良好な環境、多様性のある地域を実現するよう全力で取り組みます。

【職員行動基準】

1. 私たちは、国民全体の奉仕者である国家公務員であることを自覚し、公共の利益のために、全力を挙げて職務を遂行します。
 - (1) 職務の遂行にあたっては、関東地方整備局の基本理念の実現を目指し、全力を挙げて取り組みます。
 - (2) 前例に頼らず、根拠となる法令やルールを遵守し、常に公正・公平に職務を遂行します。
 - (3) 職務や地位を利用し、自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いることは行いません。
 - (4) 法律により与えられた権限の行使にあたっては、国民の疑惑や不信を招くような行為はいたしません。
 - (5) 勤務時間の内外を問わず、国家公務員であることを常に自覚し、自らの行動が職務の信用に影響を与えることを認識して行動します。
2. 私たちは、職務遂行における公正の確保と意思決定プロセスにおける透明性の向上を図ります。
 - (1) 国民の税金を使って事業を遂行していることを忘れずに、積極的な情報公開により事業への理解と信頼の確保に努め、常に説明責任を果たしていきます。
 - (2) 個人情報をはじめとする職務に関わる全ての情報は、法令に基づいて厳重に管理します。
3. 私たちは、公共事業や許認可事務等の実施にあたり、関係法令を遵守し、適正かつ経済的な執行に努めます。
 - (1) 公共事業や許認可事務等の実施にあたっては、常に公正な職務の執行と透明性の確保に努め、国民の疑惑を招くことのないように心がけます。
 - (2) 常に国民のニーズを踏まえて、業務の改善に取り組みながら、質の高い行政サービスの提供に努めます。
 - (3) 反社会的勢力からの違法・不当な要求に対しては、外部専門機関等との連携を図り、必ず組織で対応し、かつ毅然とした態度で対処します。
4. 私たちは、互いに力を合わせ、生き生きと働ける職場をつくり、組織として課題の解決に努めます。
 - (1) 職員相互の円滑なコミュニケーションを図り、誰とでも相談できる風通しのよい職場をつくります。
 - (2) 事件・事故などの情報は、組織内で迅速に共有し、その原因を明らかにして再発防止に努めます。
 - (3) 悪い情報ほど上司に迅速に報告し、個人で問題を抱え込まず組織で解決します。
 - (4) 人権を尊重し、差別や嫌がらせ、個人の尊厳を損ない人格を傷つけるような行為は行いません。

(2) 関東地方整備局及び中国地方整備局における健康維持増進情報の定期的な発信

関東地方整備局においては、総務部から健康維持増進に関する情報を「知っておきたい健康知識」として、職員にメールで発信するとともにイントラネットに掲載する取組を行っていた。(資料Ⅱ-5)

具体的な内容としては、毎月1回、「インフルエンザの意外な予防法」、「花粉症を防ぐには」、「熱中症の予防」、「お酒と上手につきあうために」、「歯の健康」、「職場の心の健康」等、健康維持増進に関する様々なテーマを題材にして、具体的な対応法（特に職場として何を対応すべきか）を明記するよう心がけ、最後に結論がくる構成とすること、メンタル的な題材については職場の診療所の医師にアドバイスを受けること、著作権法上の取扱いには注意すること等、注意事項を共有して作成に当たり、イントラネットに掲載していくものであった。

また、中国地方整備局においても同様に、総務部から健康維持増進に関する情報を「健康安全ひとくちメモ」として、毎月1回発行の職員向け広報誌「職員ちゅうごく」において連載するとともにイントラネットに掲載する取組を行っていた。(資料Ⅱ-6)

具体的な内容としては、「今年も要注意！インフルエンザにかからない工夫、うつさない工夫」、「春から始める健康ダイエット」、「夏バテ対策は食生活と睡眠から」、「ストレスに強くなるための食習慣」、「コミュニケーションの入り口 あいさつを大切に！」等、健康維持増進に関する日常生活に役立つようなテーマを題材にして、健康診断の実施時期には検査数値の見方、安全週間の前後には交通安全に関するテーマとするなど、身近な話題をタイムリーに発信することを心がけており、また、イントラネットへの掲載に当たっても、「食生活」、「生活習慣」、「からだのこと」、「こころのこと」等のテーマごとに探しやすい分類するなどの工夫を行っていたものであった。

これらは、単に健康維持増進に関する情報を職員に周知するだけでなく、身近な話題を題材にして、タイムリーに提供することで、個々の職員の健康管理への関心を高めて、啓発へとつながっていくものと考えられ、健康安全教育に係る取組として高く評価できる。

資料Ⅱ－５ 知っておきたい健康知識（関東地方整備局）

総務部からの情報「知っておきたい健康知識」

No.	発行年月	担当	テーマ
73	平成21年 4月	宿舎	心と体の緊張をときほぐそう！
74	平成21年 5月	労務	「五月病」にご用心
75	平成21年 6月	共一	夏場は食中毒の多い季節です。
76	平成21年 7月	共二	熱中症予防
77	平成21年 8月	年金	エコミークラス症候群
78	平成21年 9月	補佐(米屋)	生活習慣改善で質の良い睡眠を
79	平成21年10月	補佐(丸橋)	運動を習慣づけよう
80	平成21年11月	管理	インフルエンザの以外な予防法
81	平成21年12月	厚生	お酒と上手につきあうために
82	平成22年 1月	宿舎	外食利用も食べ方次第
83	平成22年 2月	労務	花粉症予防
84	平成22年 3月	共一	歯の健康
85	平成22年 4月	補佐(米屋)	職場の心の健康
86	平成22年 5月	年金	野菜と健康
87	平成22年 6月	共二	食中毒を予防しよう
88	平成22年 7月	補佐(中村)	肝脂肪予防とダイエット
89	平成22年 8月	管理	熱中症に注意
90	平成22年 9月	専門員(牧野)	オサカナスキヤネ！？
91	平成22年 10月	厚生	皆でEAPテストを受けましょう
92	平成22年 11月	宿舎	インフルエンザについて
93	平成22年 12月	労務	上手に休養を取ろう
94	平成23年 1月	共一	冷え性
95	平成23年 2月	専門員(山本)	冬のお風呂の入り方
96	平成23年 3月	共二	花粉症を防ぐには
97	平成23年 4月	年金	野菜と健康
98	平成23年 5月	補佐(米屋)	VDT作業
99	平成23年 6月	補佐(中村)	心を元気にする食事学
100	平成23年 7月	管理	熱中症を防ぐために
101	平成23年 8月	専門員(福地)	夏の快眠入浴法
102	平成23年 9月	厚生	運動でストレス解消
103	平成23年10月	厚生	皆でEAPテストを受けましょう！
104	平成23年11月	宿舎	
105	平成23年12月	労務	
106	平成24年 1月	共一	
107	平成24年 2月	専門員(山本)	
108	平成24年 3月	共二	

注意事項： ※気づいたことがあれば、書き加えて下さい。

○課長の事前確認後に保存する。(前月25日頃まで)

○コピーすることを考えて、配色に注意しましょう。

(色が濃すぎるとコピーしたときに真っ黒で見えないことがあります。)

○メンタル的な話題は、さいたま診療所の金村先生に内容確認してもらった方がよい。

○具体的な対応方法を明記する。特に、職場(当局)として何をしたらよいのか。

○最後に結論が来るように、順序立てる。

○著作権法の取扱いに注意する。

健康安全ひとくちメモ

安全係

 タイトルをクリックして下さい*



春

- 2011.3 「左手」で字を書いてみましょう！
- 2009.4 ストレス解消法、昼休憩のウォーキング！
- 2008.3 新年度の健康管理は、脳の活性化から～元気な脳で毎日をイキイキと～
- 2007.4 春の健康管理
- 2006.2 今年も花粉症の時期がやってきました！－上手に乗り切る方法を教えます！－
- 2005.5 単身赴任の皆さん 高血圧にご注意！！



夏

- 2010.8 ストップかゆみ！夏のトラブル対処法
- 2010.7 熱中症に気をつけて！
- 2010.6 大きな声で歌いましょう！
- 2010.5 整理整頓で脳を元気に！
- 2009.7 冷たい飲み物より、温かい飲み物を飲みましょう！
- 2008.7 夏バテ対策は食生活と睡眠から
- 2007.8 夏の冷房の効かせすぎに要注意！冷え性対策を！
- 2007.7 心臓発作に注意を！
- 2007.6 梅雨時のカビ対策
- 2007.5 紫外線の健康への影響とその対策
- 2006.7 夏、あなたに迫る危険－夏に起こりやすい病気と予防－



秋・冬

- 2010.12 適度な飲酒を！
- 2010.11 今年も要注意！インフルエンザにかからない工夫、うつさない工夫
- 2010.9 レッツウォーク！歩いて健康づくり
- 2009.8 新型インフルエンザの疑いがあったら！？
- 2009.5 続・新型インフルエンザに備えよう！！
- 2008.11 新型インフルエンザに備えよう！！
- 2009.1 手洗いを極めよう！！
- 2008.12 冷え性に負けない体づくり！！
- 2007.12 手荒れ・肌荒れ防ぐには
- 2007.11 お風呂で元気に！入浴健康法
- 2007.1 食生活が欧米か－冬の健康・冬太りに注意－
- 2005.11 手洗い・うがいが基本です－インフルエンザは予防から－



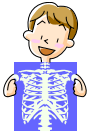
食生活

- 2011.5 ストレスに強くなるための食習慣
- 2008.6 メタボ防止にカロリーを意識しましょう！お酒とつまみ
- 2008.2 野菜&果物のチカラに注目
- 2006.10 食べ過ぎ防止！食べ方を変えてみましょうーメタボリック症候群の予防にもー
- 2005.9 合い言葉は「オ・サ・カ・ナ・ス・キ・ヤ・ネ」ー血液サラサラを目指そう！ー
- 2005.8 高コレステロールは高脂血症の主犯格です！
- 2005.6 太りすぎにご用心ー生活習慣を変えよう！ー



生活習慣

- 2011.4 春から始める健康ダイエット
- 2010.10 快適な睡眠のための7箇条
- 2009.11 血圧コントロールは生活習慣の改善で！
- 2009.9 たばこ基礎知識
- 2009.6 痛いだけじゃない！通風の予防
- 2009.3 午後もスッキリ！昼寝のコツ
- 2009.2 ウォーキングをはじめよう
- 2008.10 脱力のススメ
- 2008.9 がんばらない健康作りのススメ
- 2008.5 始まります！メタボ対策 特定健康診査・特定保健指導
- 2006.8 えっ！そうなんじゃ～ご存じでしたか？健康診断の検査項目～
- 2006.5 やめたいけど、やめられない～ニコチン依存症は病気？～
- 2005.12 さあ！あなたも今日からやってみようー誰にでもできる健康セルフチェックー
- 2006.1 「メタボリックシンドローム」ってご存じですか？ー死の四重奏から脱出しよう！ー
- 2005.10 禁煙ガイドラインでは喫煙は「病気」ー患者には積極的な治療をー
- 2005.7 あなたの健康診断の結果はどうでしたか？



からだのこと

- 2011.10 「自律神経を整える」習慣を身につけよう！ **NEW!**
- 2011.9 要注意！体内時計の乱れ
- 2011.8 健診結果の判定値を見るポイント！
- 2011.6 肩こりを解消しよう
- 2010.4 健康な体は虫歯予防から
- 2010.2 「いびき」は病気？睡眠時無呼吸症候群
- 2010.1 ご存じですか？薬の正しい服用方法
- 2009.12 コンタクトレンズの適切なケア
- 2008.8 急激な運動にご用心！！
- 2008.4 ほうっておかないで！聴力の低下
- 2008.3 足の健康と靴選び
- 2008.1 肥満って何？
- 2007.10 目は心の窓、目を大切に
- 2007.9 気にしていますか？お口の健康
- 2006.4 70cm離して作業をしよう！－VDT症候群の解消を目指して－



こころのこと

- 2011.1 コミュニケーションの入り口 あいさつを大切に！
- 2007.2 コミュニケーションできてますか
- 2006.12 人生のかきつけこーいつまでも胸をときめかせようー
- 2006.11 ストレスに負けない心を作ろう！！
- 2006.6 一日一笑～笑いで健康になりましょう～
- 2006.3 パチンコ・パチスロ依存症は病気です！－あなたは愛好家？それとも依存症？－



安全

- 2011.7 自動車安全利用五則
- 2011.2 知ってますか？自転車の自己責任
- 2010.3 KYを学習しましょう！
- 2006.9 飲んだら乗るな！－自転車も同じ、交通ルールは守る－

(3) 関東地方整備局及び四国地方整備局における国家公務員健康週間での工夫した取組

1) ケーブルテレビを活用した健康維持増進等に関するビデオ上映等

関東地方整備局及び四国地方整備局においては、国家公務員健康週間における取組の一つとして、本局が入居する庁舎以外の事務所等に対しても局内のケーブルテレビを活用して、メンタルヘルス講習会の実況や健康維持増進に関するビデオ放映を行い、健康管理に係る取組の共有を図っていた。

これは、健康維持増進に係る有効な取組を合理的かつ広域的に行う上で、有効な取組として高く評価できる。

また、関東地方整備局においては、システムの違いから制約はあるものの、さいたま庁舎における上記放映について、自営のネットワークを使用して横浜庁舎の会議室でも視聴できるよう取り組むなど、両庁舎間の連携を高めるための努力を行っており、大変評価できる。

2) 多彩な取組

関東地方整備局においては、国家公務員健康週間における取組では、「週間の周知徹底」、「家庭における健康管理」等、各日ごとにテーマを設定し実施している庁内放送やビデオ放映の内容について、このテーマに沿った実施内容として策定するなど、工夫を凝らして行っていた。(資料Ⅱ-7及び資料Ⅱ-8)

これは、国家公務員健康週間において、職員の健康の保持増進に係る意識の啓発・普及を進める上で、工夫を凝らした取組として高く評価できる。

資料Ⅱ-7 健康週間行事予定表（関東地方整備局）

平成22年度関東地方整備局健康週間行事日程表

本年度の標語 「立ち止まり 見つめてみよう 心とからだ」

月 日	目 標	実 施 内 容	実 施 時 間	備 考
9月30日 (木)	週間放送(事前周知)	・ 庁内放送		
10月1日 (金)	週間の周知徹底 週間放送 週間広報	・ ポスター掲示 ・ 庁内放送 ・ ビデオ放映 「運動で防ごう!生活習慣病」	15:00~15:17	
10月2日 (土)	家庭における健康管理	・ 仲間や家族ぐるみでスポーツを通じ、体力づくりに励む。		
10月3日 (日)	家庭における健康管理	・ 家族ぐるみで健康管理等について理解と協力を図る。		
10月4日 (月)	週間放送 週間広報	・ 庁内放送 ・ ビデオ放映 「入浴健康法」	15:00~15:10	
10月5日 (火)	週間放送 週間広報	・ 庁内放送 ・ ビデオ放映 「VDT体操」	15:00~15:10	
10月6日 (水)	週間放送 週間広報	・ 庁内放送 ・ ビデオ放映 「タバコと健康」	15:00~15:10	
10月7日 (木)	週間放送 講演会の実施	・ 庁内放送 ・ こころの健康づくり講演会 「うつ病の正しい理解と予防」 専門カウンセラー 真下りか先生 (場所: 5階共用大研修室5A)	14:00~16:00	

資料Ⅱ－８ 庁内放送例（関東地方整備局）

○ 庁内放送依頼内容（超勤縮減キャンペーン月間用）

放送時間・放送内容

◎ 9月30日（木）

10時

総務部人事課及び厚生課からお知らせします。

10月は超勤縮減キャンペーン月間です。

また、10月1日から10月7日までの1週間は、「国家公務員超勤縮減キャンペーン週間」及び「国家公務員健康週間」です。この期間は、全省庁統一的にキャンペーンが行われることとなっています。

職員の皆さんにおかれましては、両週間の趣旨を理解され、終業時に支障なく退庁できるようご協力をお願い致します。

◎ 10月1日（金）

10時

総務部人事課及び厚生課からお知らせします。

既にお知らせしておりますが、10月は超勤縮減キャンペーン月間です。

また、10月1日から10月7日までの1週間は、各府省統一の「国家公務員超勤縮減キャンペーン週間」及び「国家公務員健康週間」です。

職員の皆さんにおかれましては、両週間の趣旨をご理解のうえ、（災害体制を除き）終業時に支障なく退庁できるようご協力をお願い致します。

14時50分

総務部厚生課からお知らせします。

本日15時00分から、CATV71チャンネルにおいて、ビデオ「運動で防ごう！生活習慣病」を放映しますので、ご覧ください。

17時50分

総務部人事課及び厚生課からお知らせします。

10月1日から10月7日までの1週間は、各府省統一の「国家公務員超勤縮減キャンペーン週間」及び「国家公務員健康週間」です。

間もなく退庁の時間となります。

職員の皆さんにおかれましては、（災害体制を除き業務に支障のない場合は）定時退庁に努め、家族との団欒や趣味の時間等として有効に活用する等、健康の増進を図って下さい。

注）災害体制が執られている場合には、（ ）の文章を追加することで対応願います。

* 10月中の定時退庁に係る庁内放送（自動音声放送を含む。）については、中断して下さい。

Ⅲ. 公共工事における発注者綱紀保持及び用地取得の不正防止対策に係る取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

公共工事の発注に当たっては、平成17年の「入札談合の再発防止対策について」（平成17年8月12日事務次官通達）（「以下、「平成17年事務次官通達」という。）等に基づき、綱紀の厳正な保持に努めているところであり、また、公共工事における用地取得に当たっても、「用地取得の不正防止対策について」（平成12年12月25日建設事務次官通達）（以下「平成12年事務次官通達」という。）及び「用地取得の不正防止対策について」（平成14年1月29日国土交通事務次官通達）（以下「平成14年事務次官通達」という。）等に基づき、不正防止対策に努めているところである。

しかしながら、平成22年に、地方整備局において、公共工事の入札契約に関する不祥事や用地補償を巡って不正事案が発生したところであり、改めて公共工事に係る発注者綱紀保持及び用地取得における不正防止対策の徹底が強く求められている。

これを踏まえ、地方整備局における発注者綱紀保持及び用地取得の不正防止対策に係る取組状況について監察を実施した。

(2) 発注者綱紀保持に係る取組に関する事項

発注者綱紀保持については、「入札談合の再発防止対策について」（平成17年8月12日事務次官通達）において、「発注者綱紀保持委員会」を設置し、発注者綱紀保持規程を制定、発注者綱紀保持マニュアルを作成するなどの取組を推進し、綱紀の厳正な保持に努めることとされている。

これまでの発注者綱紀保持の取組に係る監察については、

- ・平成18年度は、発注者綱紀保持委員会の状況
- ・平成19年度は、発注者綱紀保持マニュアルの整備及び周知徹底の状況
- ・平成20年度は、発注者綱紀保持規程の周知と徹底
- ・平成21年度は、発注者綱紀保持規程等の周知状況、規程等に抵触する事案や事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度の運用状況、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）（以下「官製談合防止法」という。）等入札契約に関する関係法令に係る周知状況等
- ・平成22年度は、平成21年度と同様の事項に加え、幹部職員に対する

個別ヒアリングを行い、幹部職員の発注事務に係る綱紀の保持の徹底等に係る取組の状況について実施してきたところである。

今年度は、昨年度に引き続き、対象機関における発注者綱紀保持に係る取組を監察した。

その結果は次のとおりであり、各地方整備局においては通達等に則り発注者綱紀保持規程の周知、徹底等の取組を実施していた。

1) 発注者綱紀保持規程等の施行状況

① 発注者綱紀保持規程・同マニュアルの職員への周知状況等

(i) 文書等による周知状況

各地方整備局においては、発注者綱紀保持に関し、発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアル（以下「規程等」という。）に基づいてその取組が行われており、規程等の制定・作成や改正の都度、職員個々に対し、回覧文書及び電子メールにより周知し、その徹底を図っていた。

(ii) 会議の活用による周知状況

各地方整備局の、本局及び事務所で開催される事務所長会議、事務所副所長会議、事務所内幹部会議等の各種会議の場を活用して規程等を説明し、周知していた。

(iii) イン트라ネットへの掲載による周知状況

各地方整備局の本局のイントラネットへ規程等を掲載し、事務所を含め全ての職員へ周知していた。

(iv) 規定等の周知を目的とする講座を有する研修、講演会等の受講状況

各地方整備局においては、本局主催の管理職研修、係長研修、専門職研修等において規程等の周知徹底を図るための講座を設け、受講させていた。また、本局・事務所においてコンプライアンス講習会等を実施し、職員へ周知徹底を図っていた。

(v) 外部への周知状況

各地方整備局においては、職員ばかりでなく有資格事業者等へも周知してその理解と協力を得るために、本局のホームページへ発注者綱紀保持規程等を掲載していた。

(vi) コンプライアンス指導者の養成の取組状況

関東地方整備局においては、コンプライアンス指導者の養成はし

ていないものの、平成23年度以降事務担当副所長に発注者綱紀保持に関する業務を担務させ、その時折の情報の提供を行い、コンプライアンス・ミーティングなどの取組を、各事務所において主体的に行うこととしていた。

中部地方整備局においては、職員の身近な部署でコンプライアンス、発注者綱紀保持の指導を行うことが効果的であるとの考えから、事務所の事務副所長クラスをコンプライアンス・ミーティング担当者として位置付けて事務所のミーティングを主宰させ、発注者綱紀保持の指導、周知の徹底を図っていた。指導者の養成については、局主催の行政マネジメント研修において、平成22年度は11名養成し、今後も隔年で研修を実施し、継続的に養成していくこととしていた。

中国地方整備局においては、コンプライアンス体制の確保と不正行為事案等の徹底した再発防止を図るため、事務所副所長クラスを対象に、研修所において管理職研修、事務所においてコンプライアンス勉強会を開催し、コンプライアンス指導者を延べ53名養成していた。平成22年度は管理職研修、コンプライアンスセミナーを開催し延べ35名を養成していた。平成23年度以降も順次指導者を養成する予定である。

四国地方整備局においては、平成19年度以降コンプライアンス指導者の養成はしていないが、コンプライアンスの重要性に関する啓発等の取組は、講義内容・レベルの均一化及び円滑かつ効率的な運用を実施するため発注者綱紀保持担当者が一元的に担当し、各事務所においては、事務担当副所長等により独自に講習会、勉強会等を実施し、その際に本局から講義資料等の提供及び指導していた。

九州地方整備局においては、職員に対するコンプライアンスの意識の醸成に当たっては、各種研修の活用だけでは受講者が限定され十分でないため、コンプライアンス指導者を養成して、各事務所単位やブロック単位のきめ細かなミーティングを実施し、容易に職員が参加できる環境をつくることに努めている。平成19年度7名、平成20年度には29名の指導者を養成していた。

(vii) 各地方整備局独自の取組状況

○関東地方整備局においては、

- ・局幹部の意識を高めるため、外部講師を招き本局管理職及び事務所副所長以上を対象としたコンプライアンス講習会を、平成21

年度本局において1回実施していた。

- ・研修機会の少ない高年齢層の職員も受講できるよう、事務所に向いて、コンプライアンス講習会を平成21年度に32回、平成22年度に20回実施していた。
 - ・問題意識の共有化を図るため、他機関を含めコンプライアンス上問題となった事柄について法令上の根拠を含めて解説した、コンプライアンスメールを定期的に全職員に配信していた。
- 中部地方整備局においては、
- ・発注者綱紀保持規程及び関係法令に関する概要を手元で確認できるよう、ハンドブックを作成し職員全員に配布していた。
 - ・定例会議を通じて職員の発注者綱紀保持の意識高揚に活用するため、不祥事事例を「コンプライアンス情報」として事務所副所長等に発信していた。
 - ・発注者綱紀保持規程等の周知、執務室等整備の取組状況を調査、指導することを目的とし、平成22年度に適正業務指導官が全事務所を対象に実地調査を実施していた。
- 中国地方整備局においては、発注者綱紀保持等に関する資料のイントラネットでの掲載に当たって、バナーを活用するなど、容易に目的となる資料を探し出して閲覧できるように工夫していた。
- 四国地方整備局においては、
- ・発注者綱紀保持規程に関する基本的な理解度向上を図るため、他の地方整備局に先駆け平成21年度に「発注者綱紀保持規程セルフチェックシート」を作成し、その後の講習会等で活用し周知を図っていた。また、その回答結果を集計分析し理解不足な箇所等を洗い出して講習会等で活用し、理解の徹底を図っていた。さらに、「四国地方整備局発注者綱紀保持規程に関するQ & A」を作成した。今後イントラネットへの掲載及び講習会等で使用し、効率的な周知に活用する予定である。
 - ・規程に対する事務所幹部職員の認識状況等を確認するため、「発注者綱紀保持規程に対する認識度状況等に関する調査」を実施し、今後の発注事務に係る法令遵守及び綱紀の保持を推進するための基礎資料とした。また、調査結果を検討分析し、発注者綱紀保持委員会においても委員に紹介し、意見を聴取していた。
 - ・平成21年度に車両管理に係る業務の運用及び法令遵守の指導を行い、平成22年度においても車両管理モニタリング（フォロー

アップ)として、車両管理業務の適正な運用及び法令遵守の意識が継続されているかなど、全事務所を対象としてヒアリング・関係書類のチェック及び指導を実施していた。

② 規程等に抵触する事案等の報告制度の周知及び運用状況

各地方整備局は、発注者綱紀保持規程に、職員等が発注事務に関し、規程に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに発注者綱紀保持担当者に報告することを定めている。また、報告を受けるための内部窓口や外部窓口が設置されている。

(i) 文書等による周知状況

各地方整備局においては、発注者綱紀保持規程に抵触する事案に関する報告制度について、文書による通知及び電子メールにより職員に対し伝達し、周知徹底を図っていた。

(ii) 会議の活用による周知状況

各地方整備局の、本局及び事務所で開催される事務所長会議、事務所副所長会議、事務所内幹部会議等の各種の会議の場を活用して、発注者綱紀保持規程に抵触する事案に関する報告制度について説明し、周知していた。

(iii) イン트라ネットによる周知状況

各地方整備局の本局のイン트라ネットへ発注者綱紀保持規程に抵触する事案に関する報告制度について掲載し、事務所を含め全ての職員へ周知していた。

(iv) 報告窓口への報告実績及び報告案件に対する対応状況

九州地方整備局において、平成21年度1件報告実績があった。報告について調査を行った結果、九州地方整備局の工事監督の地位にある職員が、契約の相手方企業に対し、特定の団体を使用しなければ契約の相手方が不利益を被ると受け取られ、その業務を不当に妨げかねない不適切発言を行ったことが確認され、関係職員に対し処分を実施し、公表及び発注者綱紀保持委員会への報告を行った。

なお、その他の地方整備局における対象期間内の報告実績はなかった。

③ 事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度の運用状況等

各地方整備局は、発注者綱紀保持規程に、職員が事業者や他の職員等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、発注者

綱紀保持担当者や所属長等に報告することを定めている。報告については、内部窓口や外部窓口が設置されており、それぞれの窓口を通じても報告を行うことができるとしている。

(i) 文書等による周知状況

各地方整備局においては、事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度について、職員に対し文書による通知及び電子メールにより伝達し、周知徹底を図っていた。

(ii) 会議の活用による周知状況

各地方整備局の本局及び事務所で開催される事務所長会議、事務所副所長会議、事務所内幹部会議等の各種の会議の場を活用して事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度について説明し、周知していた。

(iii) イン트라ネットによる周知状況

各地方整備局の本局においてイントラネットへ事業者等からの不当な働きかけに係る報告制度について掲載し、事務所を含め全ての職員への周知をしていた。

(iv) 報告実績及び報告案件に対する対応状況

各地方整備局においては、事業者等からの不当な働きかけに係る報告実績はなかった。

(v) 有資格事業者への周知状況

各地方整備局においては、有資格事業者に対して発注者綱紀保持の取組の必要性や内容について理解と協力を求める文書をホームページに掲載していた。

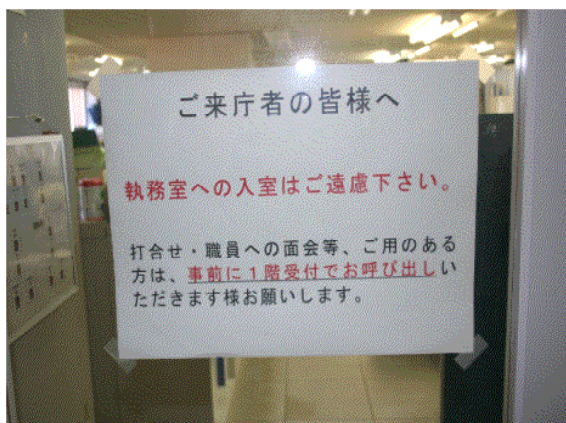
四国地方整備局では、有資格事業者へ競争参加資格認定通知書を送付する際に理解と協力を求める文書を同封し、九州地方整備局では業界団体へ周知文書を送付し、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局では、契約窓口等に文書掲示も行い、周知徹底を図っていた。

④ 執務環境の整備

各地方整備局においては、秘密の漏えい防止を図るために、発注者綱紀保持規程等に基づき、執務環境の整備を行うこととされている。監察の結果、いずれの地方整備局においても、執務室等への出入りの制限を講じるとともに、庁舎の実情に応じて応接のための受付カウンターや専用の応接場所の確保等（資料Ⅲ－１）を行い、執務環境の整備を図って

いた。これによって執務室との区分が明確になり、業者等の出入りが制限されてセキュリティーが向上していた。

資料Ⅲ－１ 執務室への立入り制限と打合せスペース



2) 官製談合防止法の周知

(i) 文書等による周知状況

各地方整備局においては、官製談合防止法について、職員個々に対し、文書による通知及び電子メールにより周知し、その徹底を図っていた。

(ii) 会議の活用による周知状況

各地方整備局の、本局及び事務所で開催される事務所長会議、事務所副所長会議、事務所内幹部会議等の各種の会議の場を活用して、官製談合防止法を説明し、周知していた。

(iii) イン트라ネットによる周知状況

各地方整備局の本局のイン트라ネットへ官製談合防止法を掲載し、事務所を含め全ての職員への周知をしていた。

(iv) 官製談合防止法周知を目的とする講座を有する研修、講演会等受講状況

各地方整備局においては、本局主催の管理職研修、係長研修、専門職研修等において官製談合防止法の周知徹底を図るための講座を設け、受講させていた。また、本局・事務所においてコンプライアンス講習会等を実施し、職員へ周知徹底を図っていた。

3) 退職予定職員に対する指導

各地方整備局においては、退職予定職員に対して、離職前の職場の職員

に対して働きかけ（職務上の行為をするよう（しないよう）に、要求又は依頼すること）を行うこと等が禁止されていること（国家公務員法第106条の4）など、コンプライアンスの心構えについての指導に取り組んでいる。各地方整備局においては、退職予定者に対し、退職前に研修会を開き指導するとともに、退職後に入札談合行為への関与など国民の疑念を招くような行為をしない旨の確認書の提出をさせていた。

4) 幹部職員の発注者綱紀保持に係る取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

発注者綱紀保持に関し幹部職員は、職員を監督する立場にあり、その責任は重く、幹部職員自らが率先して綱紀の保持に取り組むとともに、組織全体に徹底していくことが求められている。

昨年度に引き続き今年度の監査においても、発注者綱紀保持について、幹部職員自身の認識及び取組姿勢並びに組織としての取組状況を確認するため、幹部職員（表Ⅲ－1）に対する個別ヒアリングを実施した。

表Ⅲ－1 発注者綱紀保持に関する個別ヒアリングの対象者（幹部職員）

対象機関名	対象者
関東地方整備局 甲府河川国道事務所 川崎国道事務所	局長、総務部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
中部地方整備局 三重河川国道事務所 庄内川河川国道事務所	局長、総務部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
中国地方整備局 出雲河川事務所 三次河川国道事務所	局長、総務部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
四国地方整備局 高知河川国道事務所 土佐国道事務所	局長、総務部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 遠賀川河川事務所	局長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）

個別ヒアリングの結果、幹部職員は、発注者綱紀保持に関しいずれも高

い意識を持っており、職員の意識向上と対策の徹底に向けた強い意志の下、次のような取組を行っていた。

- ・コンプライアンスの徹底については、コンプライアンスに反する行為が一度行われることによって、これまで整備局が築きあげてきた信頼が一気に崩れることになる。このため、職員一人一人がコンプライアンスの意識を強く持って、全職員が一致団結して取り組んでいくことが重要と考えている。よって、幹部会や事務所長会議の場を通じて、発注事務に関していささかも国民から不信や疑念を持たれないよう、特に事業者との接し方等について十分注意するよう指導している。
- ・発注事務に関する国民の信頼を失うような行為をしないという認識で取り組んでおり、定例会議の場を通じて、公務員倫理や発注者綱紀保持について注意喚起を図っている。所属の会議でも周知してもらうよう指導している。
- ・コンプライアンスを周知するため研修で講義を行っているが、今年度から2箇年で研修未受講者を対象に事務所に出向いて講習会を実施している。講習会の実施方法を工夫し、受講率も高い状況である。
- ・発注者綱紀保持については、公平公正、秘密の保持、競争性の確保が必要である。とりわけ、官製談合はあってはならないことであり、そのためにはチェック機能を充実させ、必要に応じて外部チェックを行うことが有効と考えている。特に入札監視委員会は年4回開催し、透明性の確保に努め、内部にも緊張感を生んでいる。また、職員の意識向上を図るため、職員全員が参加できるようコンプライアンス・ミーティングを開催している。
- ・税金を預かって国民のために社会資本整備をしているという思いを職員一人一人が持つことが重要なことであると思う。発注事務に対して国民から信頼されるためには、法令遵守は当然のことであるし、綱紀の保持を末端の職員にまで届かせるために、毎年各事務所においてコンプライアンス・ミーティングや講習会を開催しており、職員に対して発注者綱紀の保持に努めるよう周知徹底を図っている。
- ・出先事務所における不正発注事案の発生を受け、発注者綱紀保持委員会を開催し、再発防止の取組について審議していただき、取りまとめ各事務所宛て通知した。各個人のコンプライアンスを徹底するため、全ての研修、所長会議等の会議でコンプライアンスについて必ず取上げ、再発防止の徹底を図っている。口で指示するだけでは実践できないということもあるので、きちんと実践できているかフォローしてい

くことも大事だと考えている。

- ・ 事務所長に対して、所内へのコンプライアンスの遵守徹底に関する事項を人事評価の目標に盛り込むことを指示するとともに、平成23年度の整備局の重点課題と実施方針の最重要項目にコンプライアンスを位置付けている。フォローアップが大切なので、事務所長に対する人事評価の面談においてフォローアップを行っている。

発注者綱紀保持に関する職員意識を組織内に徹底させるためには、幹部職員自身が日頃から発注者綱紀保持に真剣に取り組む姿を見せ続けることが重要であることから、幹部職員においては、引き続き、自身の意識の向上を図るとともに、所属する組織において、各種会議・研修・講習会等や日常の業務指導の中で繰り返し指導を行うなどにより、職員の意識高揚・風化防止の取組を継続させる必要がある。またこの際、慣れから来る「飽き」を防止するために、具体的事例を活用するなど、指導方法等に常に工夫を凝らすことが重要である。

5) 九州地方整備局における発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組に関する事項

九州地方整備局においては、平成22年12月事務所発注工事に係る贈収賄により職員が逮捕されるという事案が発生したことを踏まえ、発注者綱紀保持委員会において外部委員からの指導・助言を受けた上で、法令遵守、業務の適正な執行等業務適正化に係る事項について審議する業務適正化会議を平成23年2月25日に開催し、「発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組について」（以下「再発防止の局長通知」という。）

（資料Ⅲ－２）を取りまとめた。

再発防止の局長通知においては、①綱紀保持の更なる徹底（職員の意識の向上と啓発）、②国家公務員倫理法等違反に係る内部報告窓口の拡充、③積算担当者と業者との接触の回避、④調査基準価格等の管理、の4つの施策を実施することとしており、このうち①、③、④について監察を実施した。その結果は次のとおりである。

① 綱紀保持の徹底を図る取組

(i) 不正事案の周知

九州地方整備局における不正事案の再発防止については、事案の概要の周知とともに、局長訓示や、事務所長事務副所長の会議、倫理週間における意識啓発の文書等を通じ周知徹底を図っていた。

他機関等における不祥事案については、イントラネット上に関連項目の一覧を作成掲載し、全職員に対し周知を図っていた。

(ii) コンプライアンスキャラバン隊による講習会の実施

コンプライアンスキャラバン隊による講習会は、管内を10ブロックに分けて開催し、平成22年度は14回開催し、383名の職員が参加した。平成23年度も同様に9回実施する予定としている。

(iii) 本局・事務所の発注者綱紀保持担当者（副所長等）を講師とする研修

平成22年度は、本局及び各事務所の職員に対して、それぞれの発注者綱紀保持担当者を講師とする研修を実施して、倫理規定及び発注者綱紀保持規程の周知、セルフチェックシートを活用した指導、コンプライアンスカードの携帯の徹底を指導した。

平成23年度も同様の内容で取組を継続していく予定である。

(iv) コンプライアンスに関する講習会の拡大

平成22年度は、全事務所職員を対象とした倫理講習会と、本局及び近隣事務所職員を対象とした外部弁護士を講師とする「行政における不正事案の問題点及び防止策」の講習会を実施した。倫理講習会は、24事務所等で19回（参加者：598名）、外部弁護士による講習会は、2回（参加者：235名）開催した。平成23年度については、倫理講習会は本局を含め全事務所を対象に実施する予定であり、専門の弁護士等を招いた講演会は3回程度実施する予定である。

(v) 職員研修

本局主催で実施される研修において、平成22年度は、新規採用職員研修、用地事務、経理事務研修等の各種研修（12コース）において倫理・コンプライアンスワークショップの内容で実施した。平成23年度は、32コース全てにおいて倫理に関する講義又は講話の時間を設け、職員の意識啓発に努める予定である。

(vi) 電気通信担当課長（土木職等）に対する研修

職種間交流により電気通信担当課長になった土木職等の職員に対して、電気通信業務の管理に必要な研修を実施した。平成22年度は1回実施し、平成23年度も2回実施し、対象となる職員全てに対し研修を行った。今後、人事異動により新規の対象者が生じた場合は、その都度実施する予定である。

(vii) 倫理法・倫理規定セルフチェックシート（eラーニング）

九州地方整備局ではこれまで、倫理審査会が提供していた国家公務員倫理法・同規程に関するセルフチェックシートを利用していたが、より業務内容にふさわしいものとするため役職別に3種類セルフチェックシートを作成し、倫理キャンペーン期間中に全職員でセルフチェックを実施したほか、平成22年9月にイントラネット上へ掲載し、職員が常時セルフチェックできるようにした。

また、発注者綱紀保持規程に関するセルフチェックシートについても、平成23年度に展開できるよう作成中である。

(viii) 事務所内でのコンプライアンス・ミーティングの開催について

平成21年度は全職員を対象に、具体的な事例を用いたミーティングを、まずは事務所の幹部職員から実施し、その後、各課、出張所において実施した。

平成22年度も引き続き具体的事例を用いて、各事務所の発注者綱紀保持担当者が主体となり、ミーティングを実施した。

(ix) 官製談合防止法・独占禁止法に関する講習会

平成22年度は、官製談合防止法・独占禁止法に関する講習会を3ブロックで4回実施した。平成23年度は管理職、係長等各種階層別の講習会を12回、ブロック別で5回実施(予定を含む)した。

② 積算担当者と業者との接触の回避及び調査基準価格等の管理

積算担当者と業者との接触の回避の対策として、工事費の積算に際して見積徴収が必要な場合には、これまでは積算担当課が担当して事業者に対し見積依頼を行っていたが、積算担当者以外の者が行うよう取扱いの改正を行い、積算担当者と業者とが接触しないですむように改めた。

(平成23年2月事務連絡)

また、調査基準価格等の管理については、①積算担当者は、管理職員の厳格な管理の下で、予定価格を算定する基礎資料までの作成とし、工事原価(直接工事費及び間接工事費の合計)まで算定を行うこと、②管理職員(積算担当課の課長及び事務所の長等)自らが一般管理費以降の算定を行い、請負工事費計算書を作成すること、③積算システム等の使用権限付与対象者を工事発注担当課長以上等に限定して、一層厳格に運用を行うこと、とする取扱いの改正を行った。(平成22年12月事務連絡、平成23年1月事務連絡)

この取扱い変更については、各事務所で職員に指示が確実に伝わっているか本局が確認を行い、指示が徹底されていることを確認した。

資料Ⅲ－２ 「発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組について」
(九州地方整備局)

平成２３年２月２５日
業務適正化会議決定

発注事務に関連する不正事案に係る再発防止の取組について

嘉瀬川ダム工事事務所で発生した不正事案を受け、発注事務における不正事案の発生を未然に防止するため、下記のとおり、当面の取り組みとして、再発防止の取り組みを取りまとめ速やかに実施する。

なお、今後、新たな事実が判明したときは、再発防止に向けた取り組みの更なる検討を行うこととする。

記

１．綱紀保持の更なる徹底（職員の意識の向上と啓発）

厳正な綱紀保持については、事務所長会議等において注意喚起を行うとともに、九州地方整備局の「コンプライアンスの取組」（平成２２年６月決定）に基づき、職員一人ひとりのコンプライアンスに関する意識の向上と啓発に努めてきたところであるが、職員が常に法令を遵守することの重要性のやその意義に関する意識を常に持ち合わせるよう内容を充実させ、持続的な啓発活動に取り組むこととする。

《 具体的取組 》

(１) コンプライアンスキャラバン隊による講習会の実施

職員インストラクターを中心とするコンプライアンスキャラバン隊を編成し事務所に出向き、コンプライアンスの概念や過去の事案を示し、職員として守るべき法令やルール等について講義を行うこととともに、オフサイトミーティング形式のワークショップを取り入れるなどして、コンプライアンスに対する意識や関心を職員自らが高めることに重点を置いて取り組んできたところであるが、本件のように刑法等に違反する事

案が生じたことに鑑み、法令等や各種規程で禁止されている行為の内容などに関する解説等について重点的に取り組むこととする。

(取組状況及び実施方針)

- ① コンプライアンスキャラバン隊による講習会は、平成23年度においても継続して実施していく。
- ② 内容としては、これまでのコンプライアンスの理論、ワークショップに加え、遵守すべき各種法令・規則等の解説や発注事務における具体的な留意点を整理し、これが風化・形骸化しないように取り組んでいく。
また、ワークショップのテーマも過去に生じた事案をもとに、組織としての自浄作用がより発揮できるよう職員の意識を更に高めることとする。
- ③ 講習会の教材には視覚に訴えるものも取り入れる。
- ④ 講習会等の受講実績をチェックし、未受講者に対し受講を促していく。

(2) 事務所の発注者綱紀保持担当者（副所長等）による取組

- ・事務所として認識しておくべき法令やルール又は関係する事案について、事務所で定期的開催する管理職会議等を通して計画的かつ持続的に周知していくことにより職員の意識の向上を図ることとする。
- ・管理職会議等で管理職が理解を深めた上で、管理職員が部下職員に周知していく。
- ・実施状況及び内容が職員まで伝わっているのかのフォローアップを行っていく。

(取組状況及び実施方針)

- ① 平成23年1月18日付けで事務副所長あてに通知文書を発出し、倫理規程及び発注者綱紀保持規程の周知徹底、セルフチェックシートの活用、コンプライアンスカードの携帯の徹底について指示を行った。
- ② 平成23年2月4日の事務副所長会議において、この取組の趣旨及び内容について説明を行い実施していくよう指示を行った。

(3) コンプライアンスに関する講習会の拡大

これまで倫理に関する講習会を実施してきたところであるが、これに加えて、外部の専門家による「行政における不正事案の問題点及び防止

策」についての講習会を実施する。

(取組状況及び実施方針)

- ① 倫理の講習会は、来年度、全事務所を対象に実施計画を作成のうえ実施していく。
- ② 「行政における不正事案の問題点及び防止策」の講習会については、専門の弁護士等により、今年度は2回程度実施する。なお、来年度は受講者を職種別又は階層別毎に実施することを検討する。

(4) 研修

① 職員研修

平成22年度の職員向けの研修においては、当初計画どおり12コースにおいて、コンプライアンスに関する講義を実施したところであるが、来年度の取り組みについては、コンプライアンスに関する講義を充実していく。

(取組状況及び実施方針)

平成23年度の職員向け研修32コース(※)全てにおいて、コンプライアンスの講義又は講話等の時間を設け、職員の意識啓発に努めることとする。

※平成23年度の職員向けの全体研修計画については、現在、調整中である。

② 電気通信担当課長(土木職等)に対する研修

土木職等から初めて電気通信担当課長になった職員に対して、電気通信業務の内容(電気通信施設の整備・運用・保守、災害対応等)や関係法令、入札契約制度、積算基準など、電気通信担当課長として必要な知識等を習得するための研修を実施する。

(取組状況及び実施方針)

今年度においては3月まで実施し、来年度以降からは年度当初に実施することとする。

(5) 倫理法・倫理規程セルフチェックシート(eラーニング)

平成22年10月、職員向けイントラネットに、倫理法・倫理規程に関するセルフチェックシートを作成しアップしたところであり、今後、

その活用状況を把握し全職員が活用するよう取り組む。発注者綱紀保持規程に関するセルフチェックシートを作成する。

(取組状況及び実施方針)

平成23年1月18日付けで事務副所長あてに通知文書を発出し、職員が活用するよう指示を行うとともに、平成23年2月4日の事務副所長会議においても、職員の活用について同様の指示を行った。

(6) 不正事案の周知

不正行為を働けばどのような事態になるか職員にわかりやすく周知する。

(取組状況及び実施方針)

発注者綱紀保持マニュアルに分かりやすく事例を掲載するなど、職員に周知し認識を高める。

(7) コンプライアンス・ミーティング

平成21年度においては、試行的に本局から具体的なテーマを提供して本局主導で行い、平成22年度は、これを各事務所において主体的に行うことができるよう、テーマとして、行政機関に係る報道事案等とその都度事務所に提供してきたところであるが、過去の事案等も含め情報検索できるような仕組みを整備していくことにより、活発に取り組むことのできる環境を整備していく。

(取組状況及び実施方針)

- ① 平成23年2月4日の事務副所長会議において、趣旨説明を行い自主的に活発に実施するよう指示を行った。
- ② テーマとする題材については、職員向けのイントラネットに掲載し容易に検索できるようにした。

(8) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律・独占禁止法に関する講習会

平成22年度において、公正取引委員会による講習会を4地区で開催したところであるが、更に年度内に追加の講習会を開催する。

(取組状況及び実施方針)

- ① 今年度については、3月2日に佐賀地区（佐賀国道）、3月4日長崎地区（長崎河川国道）で実施する。（公正取引委員会と調整済み）

- ② 平成23年度においては、年度当初の事務所長会議、副所長会議及び工事発注担当課長（工務課長、管理課長、電気通信担当課長）会議並びに品質確保課長会議で講習会を実施する。なお、工事発注担当課長については、他の課長よりも重点的に実施する。

その他の職員に対しては、事務所との調整を行い実施計画を作成のうえ実施していく。

2. 国家公務員倫理法等違反に係る内部報告窓口の拡充

職員は国家公務員法や国家公務員倫理法等に抵触すると思われる事実を確認したとき、国家公務員倫理保持担当弁護士に報告できるよう新たに窓口を設置した。（平成23年1月1日設置）

（取組状況及び実施方針）

- ① 平成23年1月7日付け総務部長名で各部長及び各事務所長あてに通知文書を発出し、窓口設置及び報告要領について職員に周知するよう指示を行った。
- ② 平成23年2月4日の事務副所長会議において、職員に十分周知するよう指示を行った。
- ③ 窓口設置及び報告要領は、平成23年1月9日に職員向けイントラネットに掲載した。

3. 積算担当者と業者との接触の回避

工事の積算に際して見積徴収が必要な場合は、契約担当課が事務所長名で見積徴収を行うようにする。

（取組状況及び実施方針）

平成23年2月24日付け契約管理官、技術開発調整官名で「土木工事等における積算に必要な歩掛見積もり徴収等について」の通知文書を発出し、職員周知を行うとともに、これに基づき実施するよう指示を行った。

4. 調査基準価格等の管理

予定価格だけでなく、調査基準価格等に関する情報についても管理の徹底を図る。

特に、調査基準価格が記載されている請負工事計算書案の作成にあたっては、管理職員自らが一般管理費等の積算を行うことを徹底する。

（取組状況及び実施方針）

- ① 平成22年12月27日の事務所長会議において、請負工事計算書案の作成にあたっては、管理職員自ら一般管理費等の積算を行うことを徹底した。
- ② 平成23年1月12日付けで事務連絡「予定価格情報の管理の厳格化」の通知文書を発出し、「新土木工事積算システムにおける請負工事費を算出できる権限」の付与対象者を変更することを通知し、平成23年1月26日から事務所長、技術担当副所長、工事発注担当課長に使用権限を限定し、管理職員自ら一般管理費等の積算を行い予定価格情報の管理について、今後一層厳格に行うよう徹底した。
また、請負工事計算書案作成のシステム起動時に、使用者の履歴を把握できるICカード等を活用することについて検討を進める。

以上の取り組みについては、今後、取組状況についてフォローアップを確実に行っていくこととする。

(3) 用地取得の不正防止対策に係る取組に関する事項

用地事務は、事業用地を確保するために必要な土地の取得及び使用又は事業の執行に支障となる権利の消滅、制限に関する事務であり、公共事業の実施に当たって必要不可欠なものである。

公共事業は国民の税金を財源として行われるものであることから、事業効果やコスト、手続の適正性などについて国民の信頼を得ながら進めることが重要であり、用地取得に当たっても、補償事務の適正な実施が求められている。

用地取得に関しては、過去において補償金の着服などの不正事案が発生したところであり、これを防止するため、平成12年事務次官通達及び平成14年事務次官通達において、地権者等への補償金額の提示は事務所長決裁後に行うとともに、事務所長は契約決裁の際、その提示額を確認する「金額提示ルールの遵守」、土地引渡し等の完了検査は当該土地等の取得等に関する契約に直接携わらない職員が行う「検査の強化」、用地交渉担当者の相互チェック・用地担当課長によるチェック・契約に直接携わった職員以外の第三者によるチェックの徹底等の「多段階チェックシステムの強化」等を図ることとされている。

しかしながら、平成22年5月、九州地方整備局において、架空物件等に対する虚偽の補償算定による補償金の不正着服事案が発生したことを受けて、「用地取得の不正防止対策の的確な実施について」（平成23年2月15日土地・水資源局総務課長通知）（以下、「総務課長通知」という。）が発出され、不正防止対策の的確かつ確実な実施に努めることとされたところである。

そこで今年度は、総務課長通知に掲げられた用地取得の不正防止対策に係る取組状況、用地取得に係る監査の実施状況、多段階チェックの実施状況等について監察を実施し、不正事案の発生した九州地方整備局についても、監察の対象とした。

その結果は次のとおりであり、各地方整備局においては、総務課長通知を受けて不正防止対策の周知、徹底等の取組を進め、再発防止に努めていた。

1) 用地取得の不正防止対策の周知・徹底の状況等

① 不正防止対策の職員への周知状況

(i) 文書等による周知状況

各地方整備局においては、用地取得の不正防止対策に係る本省からの通知等を状況に応じ、文書又は電子メールにより、周知・徹底

を図っていた。

(ii) 会議による周知状況

総務課長通知においては、管内の定期的な用地担当管理職会議等において、事務所における不正防止対策の実施状況についてのフォローアップ調査の結果や個々の取組事例等について紹介し、不正防止対策に係る意識が希薄化しないよう努めることが望ましいとされている。

各地方整備局においては、事務所長会議、副所長会議、用地課長会議等において、不正防止対策の重要性等を指導し、周知・徹底を図っていた。

(iii) イン트라ネットへの掲載による周知状況

各地方整備局においては、本局のイントラネット等を活用し、通知文書を掲載し、周知・徹底を図っていた。また、掲載された旨を用地関係職員に、メール等で通知し、更なる徹底を図っていた。

(iv) 不正防止対策に係る講座を有する研修、講演会等の受講状況

平成12年事務次官通達においては、各地方整備局や本省で実施する用地研修において、不正防止へ向けた意識啓発の研修科目を設けることとされている。

各地方整備局においては、用地専門研修等において不正防止対策についての講話を設けたり、コンプライアンス講演会を開催するなどして、意識啓発に取り組んでいた。

(v) 不正防止対策に係る地方整備局独自の取組状況

関東地方整備局においては、総務課長通知を受け、独自に局管内で統一した様式の用地事務チェックシートを作成し、各事務所において活用するなどの取組を定め、各部長及び各事務所長等宛ての用地部長通知を発出していた。また、この通知を局ホームページにも掲載し、その確実な実施に努めていた。

中部地方整備局においては、総務課長通知の指針を参考として、独自の「業務委託成果品チェック表(案)」を新たに作成するなどして、指針の趣旨及び取扱いについて職員への周知と指導の徹底を図る用地部三課長連名の各事務所用地担当課長宛て事務連絡を発出していた。

中国地方整備局においては、不正防止に関する職員啓発資料を作成し、用地担当職員に配布していた。

九州地方整備局においては、平成22年11月から定期的に、本

局から各事務所長、事務担当副所長、用地対策官、用地担当課長宛てに、他の用地取得機関において発生した不正事案の内容を紹介し、類似事案の発生防止を呼びかけるメールを送信し、情報の共有とコンプライアンス意識の高揚に努めていた。

② 新任用地担当管理職への指導状況

総務課長通知においては、初めて事務所等の用地担当管理職になる者に対して、本局の課長以上の管理職が、不正防止対策の重要性、各対策の意味等について、教示することが適当であるとされている。

関東地方整備局においては、新任用地担当課長等を対象とするセミナーを開催し、また、中部及び中国地方整備局においては、個別指導を実施していた。

四国地方整備局においては、会議、研修の機会には必ず不正防止とコンプライアンスについて議題として取り上げることによって、新任用地担当管理職へ指導していた。

九州地方整備局においては、平成22年の不正事案の発生を受け、管内用地担当課長等会議やブロック会議等により不正防止に関する周知を図ることにより、新任用地担当管理職へ指導していた。

2) 多段階チェックの実施状況

① 金額提示ルールの遵守

平成12年事務次官通達等においては、用地交渉に当たっての地権者等への補償金額の提示は、事務所長の決裁後に行うことを徹底するとともに、事務所長は、契約の決裁の際、その提示金額を確認することとされている。

各地方整備局においては、事務所長決裁後に地権者への補償金額の提示をするとともに、事務所長は、契約の決裁の際、その金額を確認していた。

② 検査の強化

平成12年事務次官通達等においては、土地の引渡し等の完了検査は、当該土地等の取得等に関する契約に直接携わらない職員が行うこととされている。

各地方整備局においては、事務担当副所長等当該土地等の取得等に直接携わらない職員が現地確認をして、完了検査を実施していた。

③ 交渉担当者相互間のチェック

平成14年事務次官通達においては、用地交渉は二人以上の担当者で行うことを徹底するとともに、用地交渉記録の作成を共同で行い、契約関係書類、支出負担行為関係書類及び支払関係書類を必ず相互にチェックすることとされている。

各地方整備局においては、用地交渉は二人以上で実施し、用地交渉記録を共同で作成し、契約関係書類、支出負担行為関係書類及び支払関係書類についても、必ずそれぞれがチェックを実施していた。

④ 第三者によるチェック

平成14年事務次官通達においては、第三者によるチェックの確立として、用地補償に係る契約の締結及び支出負担行為については、決裁等に当たり、契約に直接携わった職員以外の第三者（原則として管理職）が、用地交渉記録や物件等把握システム等により物件等の状況を確認し、記録にとどめることとされている。

各地方整備局においては、事務担当副所長等によるチェックを励行するとともに、補償金明細表等上に押印した書類の写しを保存するなどして、用地補償に係る契約の締結及び支出負担行為に係る決裁時にチェックの根幹資料としていた。

3) 用地取得事務に係る監査の実施状況

① 用地取得事務の不正防止のための一般監査の状況

平成12年事務次官通達において、用地取得事務に対する本局監査の強化を図ることとされている。

各地方整備局においては、管内事務所等を2～3年で一巡する一般監査において、用地事務の監査を実施し、不正防止の観点からの着眼点等を定め、実施していた。（表Ⅲ－2）

特に、中国地方整備局においては、平成20～21年度に地方整備局統一監査重点事項であるコンプライアンス（官紀の保持、不正行為の防止等について）の監査項目として、「用地取得の不正防止対策」の取組状況の監査を実施していた。

表Ⅲ－２ 用地取得事務の不正防止のための一般監査の状況

機 関 名	実 施 状 況
関東地方整備局	平成13年度から実施（おおむね3年で一巡） 用地部長通知「適正な用地事務の執行のための実施計画」に基づき、実施状況を中心に毎年度監査項目を定めて実施
中部地方整備局	平成13年度から実施（おおむね3年で一巡） 毎年度監査項目を定めて実施
中国地方整備局	平成13年度から実施（平成21年度まではおおむね3年で一巡、平成22年度からは2年で一巡） 毎年度監査項目を定めて実施。平成20～21年度においては重点事項として実施
四国地方整備局	平成13年度から実施（2年で一巡） 一般事務、用地事務、技術関係の通常業務に対する監査で、毎年度実施
九州地方整備局	平成13年度から実施（おおむね3年で一巡） 毎年度監査項目を定めて実施

② 用地部による不正防止のための調査の状況

総務課長通知において、事務所における用地取得事務に対する本局による監査を行うこととは別に、用地部により、事務所における不正防止対策の実施状況について、フォローアップ調査することが適当であるとされている。

各地方整備局においては、用地部による不正防止のための調査を実施するとともに、不正防止対策の観点からの調査の着眼点を定め、その結果を会議等により周知し活用していた。（表Ⅲ－３）

表Ⅲ－３ 用地部による不正防止のための調査の状況

機 関 名	実 施 状 況
関東地方整備局	平成15年度から実施（おおむね3年で一巡） 「用地事務調査の実施要領」に基づき実施
中部地方整備局	平成21年度から実施（おおむね3年で一巡） 「中部地方整備局用地事務調査要領」に基づき実施
中国地方整備局	平成20年度から実施（本省監察及び一般監査の実施事務所を除き、毎年度） 毎年度「事務所実地審査の視点」を作成し実施
四国地方整備局	平成22年度から実施 （平成23年度に全事務所を対象にフォローアップ調査を実施し、その結果に基づき調査の頻度等を検討）
九州地方整備局	平成22年度から実施 当分の間、全事務所を対象にフォローアップ調査を実施

4) 長期在職者の状況

平成14年事務次官通達においては、用地買収等の予算執行等の事務について特定の職員に職務権限が集中することのないように配慮するとともに、同一の職員が同一の職に長年在職することのないように人事配置の適正化を期することとされている。

各地方整備局においては、人事配置上の配慮をし、3年を目途として同一の職に長年在職しないよう適切な人事管理に努めている。地域の事情等から、用地職員についても一部に3年を超える長期在職者が見られたが、5年を超える長期在職者はいなかった。

5) 幹部職員の不正防止に係る取組状況【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

幹部職員は、用地取得事務の不正防止について職員を監督する立場にあり、不正防止への取組を組織全体に徹底していくことが求められている。

このため、本年度の監察においては、用地取得の不正防止対策について、幹部職員の認識を確認するとともに、組織としての取組状況について、幹部職員（表Ⅲ－4）に対する個別ヒアリングを実施した。

表Ⅲ－４ 用地取得の不正防止に関する個別ヒアリングの対象者（幹部職員）

対象機関名	対象者
関東地方整備局 甲府河川国道事務所 川崎国道事務所	用地部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
中部地方整備局 三重河川国道事務所 庄内川河川事務所	用地部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
中国地方整備局 出雲河川事務所 三次河川国道事務所	用地部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
四国地方整備局 高知河川国道事務所 土佐国道事務所	用地部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）
九州地方整備局 鹿児島国道事務所 遠賀川河川事務所	用地部長 事務所長、副所長（事務） 事務所長、副所長（事務）

個別ヒアリングの結果、幹部職員は、用地取得の不正防止に関しいずれも高い意識を持っており、職員の意識向上と対策の徹底に向けた強い意志の下、次のような認識と取組を行っていた。

- ・平成２２年の不正事案の原因は、過去の不正防止対策が形骸化し機能していなかったこと、関与した職員は長期に在職し、他の職員が仕事を任せがちになってきたことが根本的な原因と考えられ、総務課長通知を踏まえ、多段階チェック等の不正防止対策を徹底すべきと考えている。
- ・従来の不正防止システムが確実に履行されているかどうかについて、部長を含め用地部の全員が手分けして各事務所にチェックに行って確認しており、不正防止の徹底を図っていききたい。
- ・常に複数の職員により対応させることで相互けん制を図り、不正をしにくい環境とすることが重要であり、これを徹底している。
- ・職員の不正防止意識の高揚を図ることが重要であり、人材育成の取組全般とも絡めながら対応していくことが必要である。
- ・問題事案を特定の職員個人が抱え込まずに組織として対応するとともに、部門間のよりスムーズな連携により事業の効率的な執行を図るた

め、調査設計・用地・工務・管理に至る担当者を一堂に集めてのプロジェクトミーティングを行い、事業者、地権者等との打合せ記録を課の垣根を越えて供覧するなどの対応を行っている。

幹部職員においては、引き続き、自身の用地取得の不正防止に関する意識の向上を図るとともに、組織の実情を踏まえた工夫を凝らしつつ、総務課長通知に記載された事項の確実な履行と職員意識の風化防止を図っていく必要がある。

6) 九州地方整備局における用地補償に関連する不正事案に係る再発防止策の実施状況に関する事項

九州地方整備局においては、平成22年5月、用地補償事務に関する不正事案の端緒を把握したことを受けて、「用地補償に関連する不正事案にかかる再発防止対策検討委員会」を設置し、外部有識者の指導・助言を受け、平成22年10月には当面の対策を、平成23年3月7日に局長名で「用地補償に関連する不正事案にかかる再発防止策の実施について」（以下「再発防止通知」という。）（資料Ⅲ－3）を通知した。

再発防止通知においては、①用地補償事務手続の改善、②立竹木伐採手続等のあっ旋依頼等に対する対応方針の策定、③高齢者へ配慮したきめ細やかな用地取得交渉の実施、④業務指示手続の徹底、⑤本局における不正防止対策に対する実地調査の実施、⑥用地補償事務の業務分担の検討、⑦不正を未然に防止する職場環境の醸成、⑧局と事務所の連携の8つの施策を実施することとしているが、このうち、①、⑤、⑦、⑧に係る取組の実施状況について監察した。

① 本局における不正防止対策に対する実地調査の実施

再発防止通知においては、本局における不正防止対策に対する実地調査の実施に関して、一般監査とは別に、本局用地部が事務所の不正防止対策及び本再発防止策の実施状況について定期的に実地調査を行うなど、継続的なフォローアップを実施していくこととしている。

同局においては、平成22年度に用地補償事務を実施している管内の全ての事務所（27事務所：港湾空港2事務所を含む。）で平成21年4月から平成22年6月までの用地補償事務の執行状況調査を実施した。平成23年度以降は、再発防止策の実施状況について第1四半期に実施することとしている。

平成22年度の調査結果は、「用地補償に関連する不正事案にかかる再発防止対策検討委員会」に報告され、再発防止策の検討に活用された。

また、平成23年度の調査結果についても、管内副所長（事務）・用地課長会議等で報告し、調査結果の周知を行い、更なる徹底を図るため、本局から再発防止策の留意事項の通知を発出していた。

② 不正を未然に防止する職場環境の醸成

再発防止通知においては、コンプライアンス研修等への用地担当職員を積極的に参加させ、各職員の意識を高めるとともに、用地担当職員が

問題を抱え込まないような職場の環境をつくることで、不正を未然に防止することとしている。

同局においては、平成22年6～8月にブロックごとに用地課長等会議を開催し、再発防止策の徹底を図るとともに、各事務所の用地職員のコンプライアンスに関する意識啓発に取り組んでいた。また、各事務所に対して、他の用地取得機関において発生した不正事案の内容を紹介し、類似事案の発生防止を呼びかけるメールを定期的に発信していた。

③ 本局と事務所の連携

再発防止通知においては、本局と事務所とが情報を共有し、連携して対応していくことにより、不正を未然に防止することとしている。

同局においては、事務所ごとの各事業の懸案・問題点について「KEN－AN 情報確認シート」を作成し、不当な要求をなされた事案等の問題案件の事実関係を事務所と本局間で情報共有を図っていた。

④ 用地補償事務手続の改善等

(i) 用地補償事務手続の改善

ア) 用地補償に係る契約に直接携わらない職員（原則として管理職）による現場確認の徹底

再発防止通知においては、不正を確実に防止するため、用地補償に係る契約に直接携わらない職員が、現地において、契約時に土地の現況、物件の存否、種類の確認を確実に実施し、補償確認書を作成することが重要であるため、現地確認を徹底し、不正を未然に防止することとしている。

同局においては、用地補償に係る契約に直接携わらない事務担当の副所長等が確認し、現場確認の徹底を図っていた。

イ) 補償金額を理由なく変更することを防止する体制の構築

再発防止通知においては、補償金額の理由のない変更を防ぐために、補償金算定の基礎となる土地の面積及び物件の数量を、土地調書及び物件調書作成段階で確定し、その後の補償金算定調書等の各決裁手続において、この数量に基づき算出された補償金額をチェックし、不正を未然に防止することとしている。

同局においては、業務委託による調査結果、補償金明細表の写しをPDF形式による変更困難な電子情報として保存し、照合・確認を行う等を実施していた。

ウ) 用地取得交渉に関する手続の徹底

再発防止通知においては、用地取得交渉は二人以上で実施し、実施した者が共同して用地交渉記録簿を作成することを遵守することにより、職員による個人的な行動を防止することとしている。また、用地取得交渉時における「用地取得交渉に関するお知らせ」の権利者への手交及び身分証明書の提示を徹底することにより、用地取得交渉の具体的方法を権利者に確実に伝え、不正を未然に防止することとしている。

同局においては、共同で用地交渉記録簿の作成並びに用地取得交渉時の「用地取得交渉に関するお知らせ」の権利者への手交と身分証明書の提示の遵守を徹底するとともに、用地担当課長が職員の業務上の行き先、目的、同行者について確認することを徹底していた。

エ) 補償金支払（委任払い）に関する手続の強化

再発防止通知においては、委任払いの場合においては、権利者本人の委任の意思確認を徹底することにより、不正な委任払いを未然に防止することとしている。

同局においては、委任払いの申出があった場合には、必ず二人以上で確認し、委任状の受領を行うとともに、その旨を用地交渉記録簿に記載していた。さらに、用地担当課長が電話等により委任者に対し再度委任の意思確認を行うこととし、その旨を権利者へ配布するパンフレット「用地補償のあらまし」及び「用地取得交渉に関するお知らせ」に記載していた。

(ii) 立竹木伐採手続等のあつ旋依頼等に対する対応方針の策定

再発防止通知においては、立竹木伐採手続等のあつ旋依頼があった場合は、市町村等の協力を得るなど、職員個人ではあつ旋を行わず組織的に対応することにより、不正を未然に防止することとしている。

同局においては、権利者等からの立竹木伐採業者のあつ旋依頼があった場合は、個人ではあつ旋を行わず、必ず組織的な対応を行うこととし、市町村や森林組合等への協力要請を行うなど標準的な対応方針「用地補償に関する土地及び物件の現地確認実施要領」を定めるとともに、職員個人では、あつ旋を行わないことを権利者等へ周知徹底を図っていた。

(iii) 高齢者へ配慮したきめ細やかな用地取得交渉の実施

再発防止通知においては、高齢者の特性を踏まえて、高齢者に対

して用地取得交渉等を行う場合の対応方針等について用地担当職員に周知することで、不正を未然に防止することとしている。

同局においては、高齢者を対象に用地取得交渉を行う際のマニュアル「用地取得交渉に関する留意事項」を作成し、高齢者との用地取得交渉に当たっては、用地担当課長、建設専門官及び用地官を含む複数者で十分な説明を行い、理解を得た上で契約の意思確認を行うこととしていた。

(iv) 業務受託者への業務指示手続の徹底

用地買収の過程においては、用地測量、権利調査、土地評価等で民間会社に業務委託を行う場合がある。このような場合には、業者に対して、適切かつ明確な指示を行う必要がある。このため、同局では、以下の方法により、業務受託者との間の指示や報告の適正性の確保を図ることにしていた。

ア) 書面による業務受託者への指示の徹底

再発防止通知においては、主任監督員が業務受託者への当該指示の内容及びその理由を明確にし、書面により業務受託者へ指示を行うことを徹底することで、監督職員が独断で業務受託者へ指示することを防ぎ、不正を未然に防止することとしている。

同局では、業務受託者への指示は、指示理由を明確にした書面により行うことを徹底することにより、主任監督員が指示内容及び実施状況を常時把握可能にするとともに、検査職員が完了検査において成果品が書面に基づく指示により適正に作成されていることを確認できるようにしていた。

イ) 不適切な指示に対する業務受託者の対応の仕組みづくり

再発防止通知においては、業務受託者において、監督職員から書面によらない等契約図書の規定に違反する指示を受けたと思料される場合、かかる指示について発注者へ報告できる仕組みを構築することで、不正を未然に防止することとしている。

同局では、業務受託者は、業務履行中及び業務完了後において、当該契約に基づく正当な指示、請求以外に、監督職員等から不適切と思料される成果品の修補依頼等があった場合には、当該監督職員等を経由せずに事務所長等へ書面により報告できることとし、その旨を特記仕様書に明記することとしていた。

ウ) 理由なき変更を防止する成果品の提出方法の策定

再発防止通知においては、業務受託者が納品した補償金総括表等

の成果品が、その後、理由なく変更されないような提出方法を定めることで、不正を未然に防ぐこととしている。

同局では、補償金額の算定に係る業務を発注する場合は、業務受託者に対し、成果品の納品に当たり、補償項目ごとに合計金額の記載のある補償金総括表等の様式に、社印による合計金額への証印を押印させることとしていた。また、補償金算定調書の決裁時に決裁者が補償金明細書に確認印を押印し、用地担当課長がその写しを変更困難な形式の電子情報として保存し、適時に損失補償台帳と照合、確認するほか、以降の支出負担行為手続、支払手続の決裁時に確認することにより、補償金額の理由なき変更を防止していた。

エ) 業務受託者に対する不正防止対策の周知徹底

再発防止通知においては、業務受託者に対し、上記ア)～ウ)を含む改善策について、業務受託者に対し周知徹底することにより、業務受託者の不正防止に対する意識を向上させることとし、不正を未然に防止することとしている。

同局では、業務受託者に対し、不正防止に関する事項を踏まえた業務遂行上の留意事項を特記仕様書に明記するとともに最初の業務打合せ時に説明、確認することにより、周知徹底を図っていた。

資料Ⅲ－３ 「用地補償に関連する不正事案に係る再発防止策の実施について」(九州地方整備局)

国九整用企第1030号
国九整港整補第1032号
平成23年3月7日

各事務所長 殿

九州地方整備局長

用地補償に関連する不正事案にかかる再発防止策の実施について(通知)

今般、川内川河川事務所において、用地補償事務に関する不正事案が発生したことを受け、再発防止対策検討委員会において指導・助言をいただき、当面の再発防止策として実施していたところであるが、今回新たな課題を含めた再発防止策をとりまとめ、下記のとおり実施することとしたので通知する。

実施にあたっては、職員に対して十分な周知徹底を図り、再発防止に万全を期されたい。

記

1 用地補償事務手続きの改善

(1) 用地補償に係る契約に直接携わらない職員(原則として管理職)による現地確認の徹底

不正を確実に防止するためには、用地補償に係る契約に直接携わらない職員が現地において、契約時に土地の現況、物件の存否、種類の確認を確実に実施し、補償確認書を作成することが重要であるため、現地確認を徹底し、不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 用地補償に係る契約に直接携わらない職員による補償物件等の確認は、現地確認の方法によることとする。
- ② 現地確認者として用地補償に係る契約に直接携わらない他の管理職等の活用を図るとともに、確認者を補助する者の導入を行う。
- ③ 補償確認書の作成に際しては、写真を添付する。
- ④ 確認者の確認行為に対する理解の向上、統一的な実施のためのマニュアルを作成する。

(2) 補償金額を理由なく変更することを防止する体制の構築

補償金額の理由のない変更を防ぐために、補償金算定の基礎となる土地の面積及び物件の数量を、土地調書及び物件調書作成段階で確定し、補償金算定調書以後の各決裁手続きについて手続き相互の十分なチェックを実施し、不正を未然に防止する。

【改善策】

(事務手続き相互間における整合性の確認)

- ① 用地担当課長は、土地調書・物件調書の決裁に際し、業務委託成果品との照合及び現地確認を徹底させ、土地の面積及び物件の数量を確定する。
- ② 事務所長等は、補償金算定調書及び損失補償協議書の決裁に際し、土地調書及び物件調書によって確定した数量に基づく補償金額となっているかを確認する。
- ③ 用地担当課長は、損失補償台帳の作成に際し、補償金明細表との照合・確認を徹底する。

(電子データ・共有システムによる補償金額等の理由のない変更の防止)

- ① 補償金算定調書及び契約・支払いの決裁手続きにおいて、補償金の理由のない変更を防ぐため、業務委託による調査結果、補償金明細表の写しを電子情報として共有ファイルに保存し、照合・確認を行う。
- ② 用地補償管理システムにおいて、一度登録した損失補償台帳のデータを理由なく変更できないようシステム上のチェック機能の強化を図る。

(3) 用地取得交渉に関する手続きの徹底

用地取得交渉は二人以上で実施し、実施した者が、共同で用地交渉記録簿を作成することの遵守を徹底することにより、職員による個人的な行動を防止する。

また、用地取得交渉時における「用地取得交渉に関するお知らせ」の権利者への手交及び身分証明書の提示を徹底することにより、用地取得交渉のあり方を権利者に確実に伝え、不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 二人以上での用地取得交渉の実施及び実施した者による共同での用地交渉記録簿の作成並びに用地取得交渉時の「用地取得交渉に関するお知らせ」の権利者への手交と身分証明書の提示の遵守を徹底する。
- ② 用地担当課長は、職員の業務上の行き先、目的、同行者について職場内で情報を共有することを徹底する。

(4) 補償金支払い（委任払い）に関する手続きの強化

委任の意思確認を徹底することにより不正な委任払いを未然に防止する。

【改善策】

- ① 委任払いの申し出があった場合には、必ず二人以上で委任の意思を確認し、委任状の受領を行うと共に、その旨を用地交渉記録簿に記録する。
- ② 用地担当課長は電話等により委任者に対し委任の意思確認を行うこととし、その旨を権利者へ配布するパンフレット「用地補償のあらまし」及び「用地取得交渉に関するお知らせ」に記載する。

2 立竹木伐採手続き等の斡旋依頼等に対する対応方針の策定

立竹木伐採手続き等の斡旋依頼があった場合は、市町村等の協力を得るなど、職員個人では斡旋を行わず組織的に対応することにより、不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 権利者等から立竹木伐採業者の斡旋依頼があった場合は、個人では斡旋を行わず、必ず組織的な対応を行うこととし、市町村や森林組合等へ協力要請を行うなどの標準的な対応方針を定める。
- ② 職員個人では、斡旋を行わないことを権利者等へ周知徹底する。

3 高齢者へ配慮したきめ細やかな用地取得交渉の実施

今回の事案では高齢者が被害者になっており、高齢者に対する用地取得交渉等を実施する場合の対応方針等について、用地担当職員に周知することで不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 高齢者との用地取得交渉にあたっては、用地担当課長まで情報を共有する。
- ② 高齢者については、用地担当課長、建設専門官及び用地官を含む複数者で十分な説明を行い、理解を得た上で契約の意思確認を行う。
- ③ 高齢者を対象に用地取得交渉を行う際のマニュアルを作成する。

4 業務指示手続の徹底

(1) 書面による業務受託者への指示の徹底

主任監督員が業務受託者への指示理由を明確にし、書面により業務受託者へ指示を行うことを徹底することで、監督職員が独断で業務受託者へ指示することを防ぎ、不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 業務受託者への指示は、指示理由を明確にした書面により行うことを徹底する。
- ② 検査職員が、完了検査において成果品が書面に基づき適正に作成されているか確認できるよう、主任監督員は、指示内容及び実施状況について随時把握することを徹底する。

(2) 不適切な指示に対する業務受託者の対応の仕組みづくり

業務受託者において、監督職員から書面によらない等契約図書の規定に違反する指示を受けたと思料される場合、かかる指示について発注者へ報告できる仕組みを構築することで、不正を未然に防止する。

【改善策】

業務受託者は、業務履行中及び業務完了後において、当該契約に基づく正当な指示、請求以外に、監督職員等から不適切と思料される成果品の修補依頼等があった場合には、当該監督職員等を経由せずに事務所長等へ書面により報告できることとし、その旨を特記仕様書に明記する。

(3) 理由なき変更を防止する成果品の提出方法の策定

業務受託者が納品した補償金総括表等の成果品が、その後、理由なく変更されない

ような提出方法を定めることで、不正を未然に防ぐ。

【改善策】

補償金額の算定に係る業務を発注する場合は、業務受託者に対し、成果品の納品に当たり、補償項目ごとに合計金額の記載のある補償金総括表等の様式に、社印による合計金額への証印を押印させる。

4) 業務受託者に対する不正防止対策の周知徹底

業務受託者に対し、上記(1)～(3)を含む改善策について、業務受託者に対し周知徹底することにより、業務受託者の不正防止に対する意識を向上させることとし、不正を未然に防止する。

【改善策】

業務受託者に対し、不正防止に関する事項を踏まえた業務遂行上の留意事項を特記仕様書に明記し、周知徹底を図るものとする。

5 本局における不正防止対策に対する実地調査及びフォローアップの実施

本局及び事務所において、不正防止に対する認識を改めて共有するとともに、フォローアップを継続的に実施することで、不正を未然に防止する。

【改善策】

一般監査とは別に、本局が事務所の不正防止策及び本再発防止策の実施状況について、定期的に実地調査を行うなど、継続的なフォローアップを実施していく。

6 用地補償事務の業務分担の検討

用地補償事務の一連のプロセスを複数の者が分担して行うことにより、補償金額の理由のない変更がなされていないかの確認を行い、不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 現在、同一の担当者が行っている用地補償事務の一連のプロセスを、ある段階から別の担当者が引き継いで実施することについて、できるだけ早期に一部の事務所において試行するため、事務処理上の問題点について整理する。
- ② 当面は、権利者への対応を含む用地補償事務の効率性を考慮し、担当箇所の変更や補償金額のチェック担当者の変更を実施することにより、チェック体制の強化を図る。

7 不正を未然に防止する職場環境の醸成

コンプライアンス研修等へ用地担当職員を積極的に参加させ、各職員の意識を高めるとともに用地担当職員が問題を抱え込まないような職場の環境をつくることで不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 現在管内において実施しているコンプライアンス研修、講習会、各種会議、研

修等への参加について、各職員へ周知し積極的な参加を促すとともに、ブロック単位で用地担当職員対象の講習会を実施する。

- ② 他機関の用地補償に関する不祥事案等を含め、幅広く本局で情報収集を行い、用地担当職員へ提供していく。
- ③ 用地補償事務を実施する上で、用地担当職員が問題を抱え込まないような職場の環境づくりを行う。

具体的には、用地担当課長は、用地取得交渉実施後は速やかに部下職員に報告を求めたり、定期的な職場内ミーティングにおいても情報共有を図ることに努める。

8 局と事務所の連携について

用地担当職員のノウハウを広く共有し、活用していくとともに、機動的な対応を行うことにより、本局と事務所とが情報を共有し連携して対応していくことにより、不正を未然に防止する。

【改善策】

- ① 用地補償等の懸案事項等に関する情報や短期間に多数の権利者と用地取得交渉を行う必要がある場合などについては、本局と事務所でこれまで以上に情報を共有し、一体となって問題の解決にあたることとする。
- ② 今年度、本局に設置した用地補償等適正化委員会を積極的に活用する。また、懸案事項等の解決に至る経緯等についての情報を、事務所へ提供し、類似事案が発生した場合の解決に活用していく。

附則

この通知は、平成23年3月7日から施行する。

「用地補償に関連する不正事案にかかる当面の再発防止策の実施について」（平成22年10月19日付け国九整用企第85号及び国九整港補第56号）については廃止する。

2. 提示意見

ア 近年、発注事務に関連する不正事案が発生した地方整備局はもとより、各地方整備局においては、職場ごとに具体的事例を活用したコンプライアンス・ミーティングを実施する等、組織の実情を踏まえた工夫をそれぞれ凝らし、発注者綱紀保持の徹底を図ること。特に、発注者綱紀保持意識を組織的に徹底させるためには、幹部職員自身が日頃から発注者綱紀保持に真剣に取り組む姿勢を見せることが重要であることから、各種会議・研修・講演会等や日常の業務指導の中で繰り返し指導を行う等の意識高揚・風化防止の取組を行うこと。

イ 用地取得の不正防止対策の徹底を図るため、各地方整備局においては、形骸化の防止を図りつつ、総務課長通知に記載された事項を確実に実施すること。九州地方整備局においては、局長通知「用地補償に関連する不正事案にかかる再発防止策について」に基づく各施策について、確実に実施し、実施状況を継続的にフォローアップすること。

3. 推奨事例

(1) 発注者綱紀保持規程等の周知に関する取組

中部地方整備局では、発注者綱紀保持規程等の周知に関する取組の一環として、平成22年度に適正業務指導官が、管内全事務所を対象として、執務環境の状況、規程等の職員への周知状況、事業者との応接状況、秘密の保持に関する取組等について実地調査を実施した。

実地調査は、平成22年9月から11月にかけて実施され、調査において不十分な点等については現地において必要な改善、指導を行った。調査終了後は調査結果の取りまとめを行い、発注者綱紀保持委員会で本調査の目的や内容、調査結果、調査後の措置についての報告を行った。また、各事務所にも調査結果に基づき、「発注者綱紀保持規程や、事業者等との対応の原則、秘密の保持など、職員が遵守しなければならない事項については、異動等を考慮して毎年度当初に最低1回は職員へ周知する」等の留意事項や、「事務所受付において、事業者等の来庁時に会社名や訪問先、目的等を記載させ許可証を交付している」との参考となる取組事例について通知し、周知徹底を図っていた。

こうした取組は、発注者綱紀保持の徹底を図る上で有効であると考えられる。(資料Ⅲ-4)

資料Ⅲ－４ 発注者綱紀保持規程等の周知に関する取組（中部地方整備局）

発注者綱紀保持の取組状況調査について

1. 調査目的

事務所における発注者綱紀保持の取組状況を調査確認することにより、実情を把握すると共に、今後の取組において必要な周知・指導を行うことを目的に実施した。

2. 調査内容

- (1) 調査は、平成22年9月から11月にかけ全事務所を対象に実施し、発注者綱紀保持の取組状況及び執務室等の整備状況の確認調査を行った。
- (2) 調査事項 ①取組状況： 執務環境の状況、職員周知の状況、事業者等との応接状況、秘密の保持、内部報告・不当な働きかけ
②執務環境の措置状況

3. 調査結果

全体としては、各事務所ともおおむね良好に取り組まれている。しかしながら、一部において十分でない点も見受けられたため、必要な指導を行った。

- (1) 執務環境の状況
 - ・事業者等との対応場所は、全事務所でもカウンターやミーティングテーブル等の整備が意識的に行われており、一部ではあるが廊下等の空きスペースを活用するなどの工夫が図られている。 写真 ①～⑩
 - ・来訪者等の受付対応は、一部の事務所であるが受付簿に記載（会社名、訪問先等）させ、許可証を交付し、来訪者の入退庁管理が行われている。 写真 ⑪～⑭
 - ・事業者等の入室制限については、看板や貼紙により全事務所でも措置されている。 写真 ⑮～⑱
 - ・委託職員との分離は、別室やパーテーション等で分離するなど、全事務所でも措置されている。 写真 ⑳～㉒
なお、措置状況が不十分な箇所について改善を指導し、後日は正されたことを確認した。 写真 ㉓～㉕
- (2) 職員周知の状況
 - ・規程等の周知は、多くの事務所が定例会やメールにより行っているが、約1/3の事務所では、年度当初の事業説明会等を活用し全職員に周知している。
 - ・綱紀保持ハンドブック、保持カードの転任者・新規採用者への配布は、全事務所でも実施されており、約半数の事務所では全職員に再配布している。
 - ・独自の取組として、保持規程やマニュアル・倫理規程等を冊子にまとめ全職員に配布するなど、工夫した取組も行われている。
- (3) 事業者等との応接
 - 事業者等との対応の原則「オープンな場所で複数により対応する」「原則通りできない場合の対応」については、コンプライアンス・ミーティング等の実施により、職員に浸透している。
- (4) 秘密の保持
 - 「秘密の保持」の具体的な取組として、情報漏洩の防止のため、契約閲覧コーナーを執務室内から玄関ロビーに移動した事務所があった。
- (5) 内部報告、不当な働きかけ
 - イントラに開設した内部報告窓口の周知については、定例会議等により全職員に周知している。なお、1事務所においては周知が不十分であったため、再周知を行なった。

4. 調査後の措置

発注者綱紀保持の確認調査の結果、改善・指導した事項については改善済であることを確認した。また、確認調査の結果を踏まえ、今後の取組における留意事項や、参考となる取組事例について取りまとめ、各事務所に周知を行った。

なお、今後も発注者綱紀保持の適切な取組とともに、留意事項、参考事例等の周知を図るものである。

作成担当課・係	総務部 適正業務指導官 適正業務指導係
作成時期	2010年度
保存期間	1年
保存期間満了	2011年

専 務 連 絡
平成23年2月1日

各事務所（管理所）副所長（総務係長）殿

総務部 適正業務指導官

発注者綱紀保持の取組結果について

標記について、別紙のとおり取りまとめたので、今後の取組の参考とされたい。

発注者綱紀保持の取組結果について

平素から発注者綱紀保持の取組にご協力いただきありがとうございます。

また昨年は、業務多忙の中「発注者綱紀保持の取組状況調査」にご協力いただきありがとうございました。

全体として、各事務所ともおおむね良好に取り組んでいただいております。その中で一部気づいた点について改善をお願いしておりますので、対応についてよろしく願いたします。

なお今回の調査の結果、今後の取組において留意していただきたい事項や、参考としていただきたい取組事例について紹介いたします。今後の取組の参考になればと思います。

今後においても、ご協力をお願い致します。

取組における留意事項

- ・発注者綱紀保持規程や、事業者等との対応の原則、秘密の保持など、職員が遵守しなければならない事項については、異動等を考慮して毎年度当初に最低1回は職員へ周知する。
- ・制度改正や新規事項等については、メールだけでなく定例会義等を通じて確実に周知を行う。
- ・事業者等との対応はオープンな場所で複数により対応することを原則としているが、原則通りできない場合は、所属長の事前承諾を得ることを周知する。
- ・事業者等の入室制限を表示する看板や貼紙の設置については、事業者等からの見やすさ、分かりやすさの点に配慮する。(設置場所、大きさ等)

参考となる取組事例

- ・事務所受付において、事業者等の来庁時に会社名や訪問先・目的等を記載させ、許可証を交付している。(来庁者の入退庁を管理し、セキュリティの確保)
- ・廊下等の共用空きスペースにミーティングテーブルを整備したり、廃止された食堂を利用しミーティングスペースとして活用している。
- ・年度当初の事業説明会等を利用し、全職員を対象に綱紀保持について周知をしている。
- ・綱紀保持規程やマニュアル、及び倫理規程等の資料を冊子にまとめて、全職員に配布をしている。
- ・官用車や公共交通機関の中では、業務の話を一切しないことを事務所ルールとして周知している。
(他地整において、「官用車内で会話された個別具体的内容を車両管理員が外部の第三者に漏らした」事案も発生している。)
- ・閲覧コーナーを執務室からロビーへ移動している。(情報漏洩防止のため)

(2) 高齢者へ配慮した用地交渉に係る取組

九州地方整備局では、高齢者の特性に配慮したきめ細かな用地交渉を実施するため、用地取得交渉を実施する場合の対応方針等について、「用地取得交渉に関する留意事項」を作成し、用地担当職員に周知することで不正を未然に防止することとしている。(資料Ⅲ－５)

資料Ⅲ－５ 「用地取得交渉に関する留意事項」(九州地方整備局)

別紙 3

用地取得交渉に関する留意事項

1 はじめに

高齢者は、加齢に伴う健康への不安や経済的な不安を抱えている者も多く、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えるなかで家族や地域とのつながりが希薄となっている者も少なくありません。また、情報化やIT化の急速な発展の中で、高齢者にとってはわかりやすい形での情報入手が難しくなっていたり、そのことに不安を抱く高齢者も増えています。

消費者生活センター等に寄せられる相談等から分析すると次のような特徴がみられます。

- (1) 健康上の不安につけ込まれてしまう。
- (2) 経済的な不安を逆手にとられてしまう。
- (3) 勧められるがままに契約してしまう。
- (4) 親切にされると信用し、情に訴えられると断れなくなってしまう。
- (5) プライドや諦めが被害を隠し、格好の標的にされてしまう。

上記の特徴について理解した上で、用地取得交渉に臨む必要があります。

2 高齢者への説明

用地職員は、関係権利者の財産を公共目的のために提供して譲って頂く業務に携わっているものであり、起業者の説明責任を十分行い、理解と同意を求めることが重要です。特に、高齢者の用地取得交渉にあたっては、後々のトラブル回避のためにも、事前に権利者に関する十分な情報を把握すると共に、平易な言葉を利用する等解りやすく丁寧な説明を心がけ、十分な理解を得た上で契約締結を行うことが必要なものです。

3 Q&Aについて

Q 1	高齢者とは何歳以上の方をいうのでしょうか。
-----	-----------------------

高齢者とはWHO（世界保健機関）の定義では、65歳以上を高齢者としています。また、(長寿医療制度)では、65～74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者としています。この留意事項においては、(独)国民生活センターによる高齢者被害特別相談結果によると、70代の高齢者による被害が最も多かったことから概ね70歳以上を目安としています。高齢者との用地取得交渉に際しては、関係者を安易に高齢者扱いすることでトラブルにならないように留意することが必要です。

Q 2

高齢者との用地取得交渉では具体的にどのような点に留意すればよいでしょうか。

(1) 用地取得交渉着手前

用地調査完了後は、関係者の内概ね70歳以上の関係者情報について、用地課内で情報共有を行い、組織的な対応を行うこととします。

全国の消費者センターには、十分な判断ができない状態にある消費者の契約に係る相談「判断力が不十分な消費者に係る相談」が毎年多く寄せられており、平成18年度以降年間1万件を超えている状況にあります。

特に認知症高齢者に係る相談件数が近年増加していることから、高齢者との契約については注意する必要があります。

そのため、高齢者と契約する場合、その高齢者が自己の行為の結果を理解できる能力をもっているか確認する必要があります。

なぜなら、判断力が不十分な方と契約しても契約が無効になってしまう可能性があるからです。

したがって、高齢者に契約内容を判断する能力があるかどうか、契約前に十分なコミュニケーションをとる外、用地担当課長、建設専門官、用地官などが用地取得交渉に同行するなどして高齢者の意思確認について調査、確認することが大切です。また、高齢者以外にも用地取得交渉において配慮を必要とする者についても同様です。

(2) 用地取得交渉時

用地取得交渉にあたり、同居する親族がいない場合については、権利者の同意を得た上で、用地協議に親族の同席を求める等の協力を要請します。同意が得られない場合においては、意思確認について用地担当課長等を含む複数者で行うこととします。関係者との十分なコミュニケーションをとり、できるだけ専門用語を使わずに平易な用語を用いる等丁寧な説明を行います。

また、必要に応じて市町村役場へ相談等を行う等の対応が考えられますが、やむを得ず、市町村役場の職員等（以下「役場職員等」という）が同席する場合においては、あくまでも客観的な立場での意思確認を行うことを当該役場職員等及び権利者に十分説明して下さい。

なお、同席する役場職員等に対しては、知り得た個人情報については、守秘することを確認し、その旨を用地交渉記録簿に記録するようにして下さい。

(3) 契約締結時

高齢者の特徴に「勧められるがままに契約してしまう。」ことがあることから、契約締結時には、契約書記載事項及び補償内容について、再度十分な説明を行うものとします。

特に、契約締結時において、同居する親族がいない場合については、権利者の同意を得た上で、契約締結時に親族の同席を求める、若しくは、同意が得られない場合においては、意思確認について用地担当課長等を含む複数者で行う等後々のトラブルが生じないようにします。

IV. 地方整備局及び地方運輸局における施策の連携に係る取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

平成13年1月の国土交通省発足以降、地方整備局及び地方運輸局（以下、「地方支分部局」という。）においては、国土交通省の統合のメリットを活かし、国民の視点に立って、より質の高い行政サービスをより効率的に提供することを目指して、施策の連携等の行政運営に努めているところである。

施策の連携に係る取組に関しては、平成14年度、平成15年度及び平成18年度に監察を実施している。

このうち、平成18年度の監察では、地域における施策の連携の体制、観光関連、国際・国内物流、交通、バリアフリーの分野の施策について監察を行い、主に次の意見を提示したところである。

- ・地域における施策の連携・総合化の体制として、実務レベルで連携施策を検討する体制を強化して、計画段階から緊密な情報交換を行い、具体的に効果的な連携施策を検討すること。
- ・観光関連施策では、公共公益施設整備事業に係る各種の補助制度を使った両局間の施策連携について、両局の施策の連携を更に深化させる取組を増やすこと。
- ・国際・国内物流施策では、国際物流戦略チームにおいて、実務レベルで調査・検討密度を上げて十分に検討するために検討部会を設置し、より実効性の高い具体的な目標や連携施策を示すこと。

今年度は、国土交通省の発足から10年の区切りとして、上記を踏まえ、防災・危機管理、地方計画、観光、物流、まちづくり等の分野における、地方整備局と地方運輸局の連携が求められている施策について、どのような体制により連携を進めているか、地方整備局と地方運輸局がそれぞれどのような役割を果たしているか、また、職員の連携意識向上を図る取組状況はどうか等について、原則として平成22年度の状況を対象として監察を実施した。

この結果、各地方支分部局においては、多様な施策について地方整備局と地方運輸局の連携体制を構築し、又は地方整備局と地方運輸局以外の者が主体となって組織している連携体制に参画して取り組み、効果を上げていた。

以下に、主な取組状況を示すが、引き続き、行政サービスをより効果的・効率的に提供できるよう、連携の取組の一層の強化を図ることが望まれる。

(2) 各分野の状況

1) 防災・危機管理分野における連携状況

防災・危機管理の分野においては、複数の都府県を対象範囲とした広域的な防災対策の立案、合同対策本部の設置、防災訓練等における連携状況について監察を実施した。

① 防災・危機管理に係る計画

(i) 広域防災対策に関する調整会議等

大規模地震等からの防災・危機管理対策として、地方支分部局においては、次のとおり各種調整会議等を設置し、防災・危機管理に係る計画の作成及びそれに基づく事業の実施を図っていた。(表Ⅳ-1、資料Ⅳ-1)

表Ⅳ-1 広域防災に関する会議等

機 関 名	体制及び主な取組内容
近畿運輸局	想定される東南海・南海地震の臨海部津波対策に特化した広域的な減災計画を取りまとめるため、平成17年10月、「臨海部広域津波対策ワーキンググループ」を、近畿地方整備局、大阪府、兵庫県等の関係自治体と連携して組織している。このワーキンググループでは、津波に対する広域的な対策を検討するとともに、アクションプランを策定し、PDCAサイクルによる点検を実行することにより、津波対策の充実が図られている。
	近畿地方整備局とともに参画する「大阪湾運航サポート協議会」において、津波や大風等の緊急情報発信のため、一般利用者も対象とする「緊急情報メール配信サービス」を平成23年8月から実施した。
	近畿運輸局主催による「船舶の津波対策シンポジウム」を近畿地方整備局との協働で平成23年9月に実施した。
四国地方整備局	近い将来に発生が予測される東南海・南海地震に対し、より計画的、効果的に地震対策を推進するため、平成17年6月、国や地方公共団体等により構成される「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」を設置している。四国管内の27の防災関係機関が参加し、情報共有、広域連携、津波対策、演習・広報の4分野に関する15項目の施策について検討を進めているが、四国地方整備局はその事務局として、四国運輸局とも連携を図りつつ中心的な役割を果たし、当該調整会議、同幹事会のほか、大規模地震を想定した被災情報把握に関する広域合同演習や四国防災トップセミナーを実施した。
九州運輸局	度重なる自然災害に迅速に対応するため、九州防災連絡会を九州地方整備局、他の国の地方支分部局や民間防災機関と連携して平成23年1月に組織し、防災・危機管理に係る情報の提供等を行っている。

資料Ⅳ－１ 調整会議（九州防災連絡会）



また、平成23年3月11日発生した東日本大震災を契機に、平成23年度に調整会議等を設置し、防災・危機管理に係る情報交換や計画作成を行っていた。（表Ⅳ－2）

表Ⅳ－2 広域防災に関する会議等（平成23年度）

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	都県単位の枠を超えて関東甲信地域の防災関係機関が参画し、首都直下地震をはじめとする広域かつ大規模な災害が発生したときに連携した災害対応を効果的に推進できるよう、「関東防災連絡会」を設置し、災害時等の防災関係行政・公共機関の保有する情報の共有及び災害の未然防止、被害拡大防止及び復旧に向けた施策の連携、調整を行う。 関東運輸局とともに事務局となり、準備会を平成23年9月、連絡会を10月に開催した。
北陸信越運輸局	北陸地方整備局、北陸農政局とともに幹事局となり、国の地方支分部局8局を集め、北陸の管轄地域における被災地への支援活動や危機管理体制などに関する意見交換会を平成23年7月に実施した。
四国地方整備局	四国が一体となって巨大地震に備える「四国地震防災基本戦略」を策定するため、平成23年6月に、四国東南海・南海地震対策連絡調整会議メンバーに学識経験者や経済界の方々等の参加を得て「四国東南海・南海地震対策戦略会議」を設置した。

（ii）災害時における港湾機能の確保

大規模地震発生時には、港湾施設の機能を早期に回復し、業務継続を図ることが救援救護及び復旧復興活動に重要である、ということが、東日本大震災でも立証されたところである。このため、民間事業者や港湾管理者、地方整備局等の行政機関が共同して迅速かつ効果的に災害対応を行い、業務継続を図るための港湾全体のBCP（業務継続計画）を多様な関係者が連携して作成するという取組が

あった。(表Ⅳ－３)

この取組においては、地方整備局が事務局を務めるとともに応急復旧活動への応援協力要請や港湾管理者からの支援要請への対応等に関する事項を受け持ち、地方運輸局は緊急輸送業者を確保するための要請活動の支援や許可等の手続の簡素化等法令の弾力的な運用の検討に関する事項を受け持っている。

表Ⅳ－３ 港湾機能の確保に関する取組

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	首都直下地震など大規模地震発生時に、港湾被害や航路閉鎖による国民生活や社会経済活動への影響を最小限にすべく、関東運輸局、他の国や都県市の行政機関及び民間事業者等とともに平成18年6月に港湾BCPによる協働体制構築に関する委員会を設置し、「関東港湾BCP(業務継続計画)」の検討を進めている。 この検討を基に、平成21年9月に東京湾航行支援及び横浜港、平成23年2月に川崎港にそれぞれ協議会を設置して協働体制の構築に関する協議をすすめている。
近畿運輸局	大阪湾における港湾活動BCP検討委員会において、大規模災害直後の港湾機能確保に向けて、近畿地方整備局と近畿運輸局のみならず大阪湾内全体の港湾関係者が連携してBCPマニュアルの作成を行うとともに、東南海・南海地震を追加したBCPも検討している。
中国地方整備局	大規模地震が発生したときに、広島湾に位置する広島港、呉港、大竹港、岩国港が相互に連携し、より早期の機能回復を図るため、中国運輸局、国や県市の機関及び民間企業関係者とともに広島湾災害時事業効果検討会議を設置し、「広島湾連携BCP(業務継続計画)」の検討を進め、平成23年3月に策定した。今後は、このBCPを確実に実施するための連絡協議会を設立する予定であり、より一層の防災対策の向上が期待される。
四国地方整備局	四国東南海・南海地震対策連絡調整会議(前述)のプロジェクトのひとつである「港湾における事業継続計画策定の検討」のため、平成22年2月に「災害時高松港活用方策検討関係者会議」を設置。平成23年2月に高松港BCP(案)をとりまとめた。また、本計画を運用していくため同年9月に「高松港連絡協議会」を設置し、各関係機関の個別BCPの検討支援や訓練を通じて、実効性の向上を図る予定である。

② 合同対策本部の設置等

平成22年度において、地方整備局と地方運輸局が合同で対策本部を設置し、危機管理に対応しているという事例があった。

九州運輸局においては、平成22年6月に地方整備局と合同で防疫対策の支援強化を図るため、「宮崎県口蹄疫対応 九州地方整備局・九州

運輸局合同支援本部」を設置し、同本部室に両局の担当者を配置する体制をとることにより、道路・港湾空港・運輸観光に係る情報共有、本省への報告を一本化するなどの迅速適切な対策を実施した。

③ 防災・危機管理訓練の実施等

地方整備局と地方運輸局が合同で防災・危機管理訓練を実施し、防災・危機管理対策を実施していた。

関東地方整備局においては、以下の三つの訓練を実施していた。

一つ目は、平成22年2月に実施した緊急物資広域輸送訓練等である。これは、平成20年度に供用開始した川崎港東扇島の基幹的広域防災拠点で関東運輸局及び川崎市等と共同して実施したものであり、関東地方整備局は防災拠点の応急復旧及び管理、関東運輸局は物資のオペレートについて、それぞれ役割を担い訓練し、更に、平成23年8月には、同防災拠点において荷さばき地等の取扱能力を検証する物資取扱能力検証訓練も実施した。

二つ目は、平成20年2月に実施した港湾連携協働体制構築に向けた広域机上訓練である。これは、同防災拠点で関東運輸局及び川崎市等と共同して実施したものであり、災害発生直後に物流コントロールセンター（内閣府）から情報が来ない状況下で、同防災拠点の施設を運営している両局がロールプレイング形式で緊急物資輸送活動に係る訓練を行い、その検証を行うものである。この訓練は、平成23年12月にも実施した。

三つ目は、平成22年12月に実施した排出油等防除机上訓練である。これは、海上保安庁第三管区海上保安部が設置し、両局や都縣市等関係機関が加盟している東京湾排出油等防除協議会において、東京湾で大規模な油排出事故が発生したとの想定に基づき、油等の防除についてグループ討議形式の机上訓練を実施したものである。

中部地方整備局、中部運輸局及び近畿運輸局においては、東南海・南海地震の発生に備え、平成22年9月に総合防災訓練を実施し、テレビ会議システムを用いた本省と地方整備局、地方運輸局間の情報伝達訓練を実施した。

④ 地方整備局と地方運輸局間の防災情報共有

地方整備局と地方運輸局の間において防災情報に関する協定を締結し、あるいは定期的な防災業務に関する打合せを行うことにより防災体

制の構築を図っていた。(表Ⅳ－４)

表Ⅳ－４ 防災情報共有に関する連携体制

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	<p>◆防災関連情報の共有に関する協定による連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東運輸局と河川情報、映像情報、運行（航）情報等の共有を図ることにより迅速な災害対策（災害予防・災害応急復旧・災害復旧等）に資することを目的として平成19年度に締結し、防災課及び安全・危機管理調整官が窓口となり、情報共有やその活用状況について両局担当課が随時意見交換を行っている。 ・東日本大震災では、被災状況や運行（航）状況等を共有したほか、計画停電による公共交通機関の運行状況が把握でき、災害対応職員体制の構築を図ることができた。
北陸信越運輸局	<p>◆災害映像情報等の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器類を整備し、災害発生時等に北陸地方整備局からの映像情報を受信して防災情報の共有化を図る体制を構築した。
中部地方整備局 中部運輸局	<p>◆防災業務計画による連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編を受け、中部地方整備局の防災業務計画に中部運輸局との情報伝達ルート確立を図ると位置付け、年に数回打合せを開催するとともに、道路・河川の状況等と鉄道・バスの運行状況等を伝達しあう連絡ルート確立している。 ・平成23年3月に三重県で発生した高病原性鳥インフルエンザ対策に関して、両局が協議し、県と速やかに連絡が取れる中部地方整備局三重河川国道事務所を国土交通省の支援統一窓口として設置し対応していた。 ・地震・風水害等による中部地方整備局の災害対応に関する情報提供のほか、東日本大震災に係る TEC-FORCE の派遣情報等の共有を図った。
中国地方整備局	<p>◆災害時における連携に関する申合せによる連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、それぞれの保有する災害に関する情報を共有するとともに相互に連携して災害情報を収集することにより、迅速な災害対策の実施に資することを目的として平成17年度に中国運輸局と申合せを行っている。 ・平成22年度は、訓練時において映像情報の提供を実施した。
近畿運輸局	<p>◆地方支分部局業務打合せによる連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪管区气象台及び国土地理院近畿地方測量部において、各種防災関係情報の共有、災害発生時の連携強化を図る目的ため、平成21年より年2回の頻度で開催。 ・Xバンドレーダーの制度検証結果、近畿運輸局災害時の役割報告などの情報交換を行っている。
四国地方整備局	<p>◆大規模災害等における情報共有に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四国地方整備局、四国運輸局及び国土地理院四国地方測量部において、大規模な災害発生又は発生する恐れがある場合において災害関連情報の交換し、適切な災害対応に資することを目的として平成22年度に協定を締結している。

九州運輸局	<p>◆映像等防災情報の共有を図る情報ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局と連携し相互の機材等を有効活用することで、迅速に災害映像、運行（運航）情報を入手・共有する仕組みを平成20年度末に構築している。
-------	--

⑤ その他の防災・危機管理

その他に、以下の取組を行っていた。

中国地方整備局においては、管内各港で、港湾管理者が設置する港湾保安委員会に中国運輸局と参画するとともに、同委員会の小委員会である港湾保安対策協議会を、同局が主体となり中国運輸局や港湾関係者と連携して開催し、現状についての意見交換や不審事案発生時の情報伝達訓練を実施している。

九州運輸局においては、船舶及び港湾施設の保安確保のため、平成16年2月に設置された博多港港湾保安協議会について、九州地方整備局が事務局となり九州運輸局や港湾関係者と連携して、防災・危機管理に係る情報の提供や一斉通報訓練等を行っている。

2) 地方計画分野における連携状況

地方計画の分野においては、国土形成計画に基づく広域地方計画、社会資本整備重点計画を受けて作成した地方ブロックの社会資本の重点整備方針の作成等における連携状況について監察を実施した。

① 広域地方計画の作成等

(i) 広域地方計画の作成及びフォローアップ

広域地方計画は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条により平成19年7月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」を受け、各広域ブロックにおける国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画である。その作成及びその実施に関して必要な事項について協議するため、広域地方計画区域ごとに、国の関係各地方行政機関、関係都道府県及び関係指定都市により広域地方計画協議会を組織するものとされている。また、地方整備局及び地方運輸局における広域地方計画決定後の国土形成計画に係る事務処理体制として、平成19年度以降に広域地方整備計画の策定作業の本格化等に対応する「広域地方計画推進室」を両局の職員で組織することとなった。

これを受けて、各地方支分部局においては、平成19年に広域地

方計画推進室を、平成20年の全国計画の閣議決定を受けて広域地方計画協議会をそれぞれ設置し、協議会を運営して広域地方計画の作成を行っている。

また、広域地方計画策定後の平成22年度から、年1回、計画の実施状況について広域地方計画協議会幹事会等で確認を行い、ホームページに掲載する等により公表を行っている。(表Ⅳ-5)

近畿運輸局においては、近畿圏広域地方計画推進室が、月に一度の割合で、近畿圏広域地方計画協議会構成機関からの最新の取組事例を集約し、各構成機関に配布することにより、各機関における取組へのモチベーション維持強化を図っている。

表Ⅳ-5 広域地方計画に係る連携の状況

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	<p>◆「首都圏広域地方計画」の策定</p> <p>平成19年 4月 首都圏広域地方計画推進室設置 7月～平成21年6月 有識者懇談会を計6回開催 10月 プレ協議会</p> <p>平成20年 3月 首都圏広域地方計画シンポジウム 8月 首都圏広域地方計画協議会設置 10月 第1回協議会</p> <p>平成21年 4月 市町村からの計画提案の募集 6月 第2回協議会 計画(案)のパブリックコメントを実施 8月 首都圏広域地方計画の策定</p> <p>◆「首都圏広域地方計画」のフォローアップ等</p> <p>平成22年 6月 第9回幹事会 首都圏広域地方計画のモニタリング結果の公表 そのほか担当課長会議を8回開催。 推進室では、その都度打合せを行っている。</p>
北陸信越運輸局	<p>◆「北陸圏広域地方計画」の策定</p> <p>平成19年 4月 北陸圏広域地方計画推進室設置 平成20年 8月 北陸圏広域地方計画協議会設置 10月 第1回協議会</p> <p>平成21年 6月 計画原案のパブリックコメント 第2回協議会 8月 北陸圏広域地方計画の策定</p> <p>※新潟県の地方計画については「東北圏広域地方計画」に策定するため、東北圏地方計画協議会に参画。</p> <p>◆「北陸圏広域地方計画」のフォローアップ等</p> <p>平成22年 6月 幹事会 北陸圏広域地方計画の推進状況について公表 そのほか作業チームを実施</p>

	<p>※新潟県のフォローアップについては「東北圏広域地方計画」のフォローアップで行うため、東北圏地方計画協議会に参画。</p> <p>推進室では、平成22年度は、18回打合せを行っているほか、北陸シティーカード導入に関する検討等を行っている。</p>
中部地方整備局 中部運輸局	<p>◆「中部圏広域地方計画」</p> <p>平成19年 4月 【中部圏広域地方計画推進室】設置</p> <p>平成20年 7月 【中部圏広域地方計画協議会】設置</p> <p>10月 第1回協議会</p> <p>平成21年 4月 市町村からの計画提案</p> <p>6月 第2回協議会</p> <p>計画原案パブリックコメントを実施</p> <p>8月 中部圏広域地方計画の策定</p> <p>◆「中部圏広域地方計画」のフォローアップ等</p> <p>平成22年 6月 ワーキング</p> <p>中部圏広域地方計画のモニタリング結果の公表</p> <p>平成23年 2月 ワーキング</p> <p>推進室では、平成22年度に、作業会議を12回、推進室会議を2回実施するとともに、官民連携に係る調査を両局が分担して実施した。</p>
近畿運輸局	<p>◆「近畿圏広域地方計画」の策定</p> <p>平成19年 4月 近畿圏広域地方計画推進室設置</p> <p>平成20年 8月 近畿圏広域地方計画協議会設置</p> <p>10月 第1回協議会</p> <p>平成21年 6月 計画原案パブリックコメントの実施</p> <p>第2回協議会</p> <p>8月 近畿圏広域地方計画の策定</p> <p>◆「近畿圏広域地方計画」のフォローアップ等</p> <p>平成22年 2月～5月 モニタリングWG（計3回）</p> <p>6月 幹事会</p> <p>近畿圏広域地方計画の推進状況について公表</p> <p>平成22年11月～1月 モニタリングWG（計2回）</p> <p>推進室では、適宜打合せを行っているほか、週1度の割合で推進室内の情報共有を図っている。また、月1度の割合で協議会構成員から取組事例を収集し、配布を行っている。</p>
中国地方整備局	<p>◆「中国圏広域地方計画」</p> <p>平成19年 4月 中国圏広域地方計画推進室設置</p> <p>平成20年 8月 中国圏広域地方計画協議会設置</p> <p>10月 第1回協議会</p> <p>平成21年 6月 計画原案パブリックコメントを実施</p> <p>第2回協議会</p> <p>8月 中国圏広域地方計画の策定</p> <p>◆「中国圏広域地方計画」のフォローアップ等</p> <p>平成22年 6月 幹事会</p> <p>中国圏広域地方計画の進捗状況について公表</p>
四国地方整備局	<p>◆「四国圏広域地方計画」の策定</p> <p>平成19年 4月 【四国圏広域地方計画推進室】設置</p>

	<p>平成20年 8月 【四国圏広域地方計画協議会】設置 10月 第1回協議会</p> <p>平成21年 4月 市町村からの計画提案の受付 6月 第2回協議会 計画原案パブリックコメントを実施</p> <p>8月 四国圏広域地方計画の策定</p> <p>◆「四国圏広域地方計画」のフォローアップ等</p> <p>平成22年 6月 幹事会 四国圏広域地方計画の進捗状況について公表</p> <p>平成22年12月 四国圏広域地方計画の推進に向けた取組発表会</p> <p>平成23年 3月 担当課長等会議</p> <p>推進室では、適宜打合せを行っている。</p>
九州運輸局	<p>◆「九州圏広域地方計画」の策定</p> <p>平成19年 4月 九州圏広域地方計画推進室設置</p> <p>平成20年 7月 九州圏広域地方計画協議会設置 10月 第1回協議会</p> <p>平成21年 4月 市町村からの計画提案の受付 6月 第2回協議会 計画原案パブリックコメントの実施</p> <p>8月 九州圏広域地方計画の策定</p> <p>◆「九州圏広域地方計画」のフォローアップ等</p> <p>平成22年 2月 実務者会議 3月～6月 幹事会（計2回） 6月 九州圏広域地方計画の進捗状況について公表</p> <p>推進室では、適宜打合せを行っている。</p>

(ii) 広域地方計画の推進

地方支分部局においては、必要に応じ広域地方計画に位置付けられた個別プロジェクトに地方整備局と地方運輸局が連携して取り組んでいる。

四国地方整備局においては、「四国霊場八十八カ所と遍路文化により地域をつなぐプロジェクト」や「瀬戸内フィールドミュージアムプロジェクト」等各種プロジェクトの具体化を担っている。

近畿運輸局においては、「文化首都圏プロジェクト」の取組の一環として、「関西ブランド」の創造にむけて近畿地方整備局と連携し、平成22年7月に「関西のブランド力向上推進のための準備会」、翌年3月に「『はなやか関西～文化首都年～ 2011』実行委員会」を組織したほか、関西ブランドの発信に寄与する茶の文化をテーマとするモデルツアーを立案実施した。

② 地域ブロックの社会資本の重点整備方針

地域ブロックの社会資本の重点整備方針は、社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）において、社会資本を地方の特性に応じて重点的、効率的かつ効果的に整備し、適切に維持管理・更新していくため、広域地方計画に示す方向性や地域戦略の実現に向け、地域ブロックの社会資本整備の具体的な方針として策定することが位置付けられている。

各地方支分部局においては、都道府県、政令市、経済団体、国の地方支分部局等からなる戦略会議等で意見交換を行い、共通認識の情成を図りつつ、同方針の案の検討を実施している。（表Ⅳ－6）

表Ⅳ－6 地方ブロックの社会資本の重点整備方針に係る連携

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	<p>◆関東ブロックの社会資本重点整備方針</p> <p>平成15年 3月 関東地方戦略会議設置</p> <p>平成21年 3月 関東地方戦略会議幹事会</p> <p>4月 市町村からの意見募集</p> <p>6月 関東地方戦略会議幹事会 整備方針（素案）のパブリックコメントを実施</p> <p>関東地方戦略会議</p> <p>8月 関東ブロックの社会資本の重点整備方針決定</p>
北陸信越運輸局	<p>◆北陸ブロックの社会資本重点整備方針</p> <p>平成15年 7月 北陸地方戦略会議設置</p> <p>平成21年 6月 北陸地方戦略会議</p> <p>6月 整備方針（素案）のパブリックコメントを実施</p> <p>8月 北陸ブロックの社会資本の重点整備方針決定</p>
中部地方整備局 中部運輸局	<p>◆中部ブロックの社会資本重点整備方針</p> <p>◆新まんなかビジョン</p> <p>平成14年 5月 国土交通中部地方有識者懇談会（通称「まんなか懇談会」）設置</p> <p>平成15年 7月 国土交通広域連携中部会議及びフォローアップ会議設置</p> <p>平成21年 5月 まんなか懇談会</p> <p>5月～7月 フォローアップ会議（計3回）</p> <p>6月 国土交通広域連携中部会議 整備方針（素案）、新まんなかビジョン（素案） のパブリックコメントを実施</p> <p>8月 中部ブロックの社会資本の重点整備方針決定 新まんなかビジョン決定</p>
近畿運輸局	<p>◆近畿ブロックの社会資本重点整備方針</p> <p>平成19年12月 関西広域機構と近畿広域戦略会議との合同会議設置</p>

	平成20年 1月～21年6月 合同会議幹事会・WG等(計6回) 平成21年 4月 市町村からの意見募集 6月 関西広域機構と近畿広域戦略会議との合同会議 整備方針(素案)のパブリックコメントを実施 8月 近畿ブロックの社会資本の重点整備方針決定
中国地方整備局	◆中国ブロックの社会資本重点整備方針 ◆みらいビジョン中国21 平成12年11月 みらいビジョン中国21策定委員会設置 平成21年 5月 みらいビジョン中国21策定委員会 6月 整備方針(素案)、みらいビジョン中国21(案) のパブリックコメントを実施 7月 中国ブロック国土交通懇談会 みらいビジョン中国21策定委員会 8月 中国ブロックの社会資本の重点整備方針決定 みらいビジョン中国21決定
四国地方整備局	◆四国ブロックの社会資本重点整備方針 平成21年 6月 四国地方の社会資本整備戦略会議設置 平成21年 6月 四国地方の社会資本整備戦略会議 整備方針(素案)のパブリックコメントを実施 8月 四国ブロックの社会資本の重点整備方針決定
九州運輸局	◆九州ブロックの社会資本重点整備方針 平成19年12月 九州ブロック国土交通懇談会設置 平成21年 6月 整備方針(素案)のパブリックコメントを実施 九州ブロック国土交通懇談会 8月 九州ブロックの社会資本の重点整備方針決定

3) 観光分野における連携状況

観光は、地域の活性化に大きな影響を及ぼすものであり、我が国が観光を振興することは重要なことであり、観光振興の実現のためには、関係省庁との連携・調整を強化し、国を挙げて総合的かつ計画的に観光振興の施策を推進する必要がある。そのため、関係省庁はもとより、地方運輸局、地方整備局の連携が必要不可欠となる。

このようなことから、観光分野においては、観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第10条の規定に基づく観光立国推進基本計画(平成19年閣議決定)に関する施策、並びに観光圏整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)(以下「観光圏整備法」という。)に関する施策における連携の状況について、監察を実施した。

① 観光圏の整備

観光圏とは、自然、歴史、文化等において密接な関係のある観光地が

一体となった区域を指す。また、観光圏の整備とは、観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、観光地同士や幅広い関係者が連携して、2泊3日以上滞在型観光を促進する観光圏を整備することを言う。

具体的な手続としては、地方公共団体等からなる協議会により協議を行い、都道府県又は市町村が「観光圏整備計画」を作成し、同計画に沿って、観光圏整備事業を行うものが共同で「観光圏整備実施計画」を申請し、国土交通大臣の認定を受けるものである。この認定を受けた地域では、国土交通省や関係機関による観光圏整備に対する支援が行われる。

このことから、

- ・観光圏整備計画の策定主体である観光圏協議会
- ・観光圏整備計画に関連した必要な社会資本整備を円滑かつ適切に行う観点から協議会の構成員等と社会資本整備を行う行政担当部局等が意見交換、連絡調整を行う社会資本整備のための連絡会議
- ・各ブロックの観光圏間の情報共有のための観光圏連絡会議

に関する地方運輸局と地方整備局の連携取組について、監察を行った。

(i) 観光圏協議会

国土交通省は、観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに地域の活性化を推進するため、地方公共団体や関係団体、企業等をはじめとする幅広い関係者が連携した観光圏協議会を設置し、民間組織の創意工夫を活かした取組について、観光圏整備補助制度による支援を行っている。

平成23年4月1日現在、全国で48地域の観光圏整備実施計画を認定し、支援している。

各地方支分部局においては、地方運輸局と地方整備局が連携して、この協議会に対して参画するなどして、協力等を行った。

(ii) 観光圏における社会資本整備のための連絡会議

観光圏における社会資本の整備等を円滑かつ適切に実施するため、観光圏協議会、地方運輸局、地方整備局、自治体の社会資本整備の行政担当部局及び観光の行政担当部局などを構成員として「観光圏における社会資本整備のための連絡会議」を設置している。

地方運輸局及び地方整備局が、この連絡会議に参画することにより、観光圏整備に関する計画の情報が共有され、観光地周辺道路の整備や社会資本整備交付金による各種整備事業等、観光圏形成に資

する社会資本整備を適切かつ円滑に進めることに役立っている。

【主な個別事例】

ア) 関東地方整備局

管内では、水戸ひたち観光圏、富士山・富士五湖観光圏、八ヶ岳観光圏、南房総観光圏の社会資本連絡会議に関東運輸局と連携して参画している。

中でも、富士山・富士五湖観光圏は、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の6市町村により圏域を形成しているもので、富士山の世界遺産登録へ向けた動きもあり、連絡会議として課題の抽出、現地調査を行った。この結果、国立公園内の荒廃した三ツ峠の登山道整備、スバルラインの駐車場整備などを社会資本整備総合交付金により実施した。(資料Ⅳ－2)

資料Ⅳ－2 富士山・富士五湖観光圏における現地視察



イ) 北陸信越運輸局

雪国観光圏は、新潟県魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町、群馬県みなかみ町及び長野県栄村の7市町村で圏域を形成しているもので、越後湯沢地区における雪国観光圏の社会資本整備連絡会議には、関東運輸局、関東地方整備局、北陸地方整備局と連携して参画している。

平成21年には、三国街道塩沢宿のまちなみを、道路拡幅に合わせて「牧之通り」(資料Ⅳ－3)として完成させ、都市景観大賞(国土交通大臣賞)を受賞した。また、雪国観光圏内の各観光案内所を統一ブランド「雪国観光舎」(資料Ⅳ－4)としてブランドとし、旅行商品の開発と雪国観光圏認定案内所として設置し、情報発信など、観光客誘致に積極的に取り組んでいる。

資料Ⅳ－３ 牧之通りのまちづくり



資料Ⅳ－４ 雪国観光舎



ウ) 四国地方整備局

管内では、にし阿波観光圏、四万十・足摺エリア（幡多地域）観光圏において、社会資本整備連絡会議に四国運輸局と連携して参画している。

中でも、香川瀬戸内アート観光圏において、平成２２年、直島や小豆島等の瀬戸内の７島を舞台に「瀬戸内国際芸術祭２０１０」を開催し、３か月間に約１００万人もの観光客が来訪した。このイベントに対して、四国運輸局は観光圏イベント開発、旅行商品企画開発等に対する補助などの各種観光振興施策やフェリー増便などを実施し、四国地方整備局は周辺道路整備や案内標識設置への協力などを実施した。

（資料Ⅳ－５）

資料Ⅳ－５ 瀬戸内国際芸術祭2010の様子



左) 高松港に設置された作品と音楽イベント、右) 小豆島に設置された作品

(iii) 観光圏連絡会議

観光圏連絡会議は、地方支分部局ごとに管内の観光圏における施策の実施状況や今後の取組などについて情報共有し、各観光圏の連携を深めることを目的として設置しているものである。

各地方支分部局においては、それぞれ観光圏連絡会議を設置し、各観光圏の取組、社会資本連絡会議、観光地域づくりプラットフォームの形成促進等連携を深める取組を実施していた。

② 個別の観光施策

複数の地域にまたがり道路等から見た観光振興に関して、整備局、運輸局及び地域の観光関係者とともに連携した取組が実施されていた。

(i) 観光まちづくりコンサルティング事業

観光まちづくりコンサルティング事業は、地域特有の魅力を発掘し、誘客活動を促進させるため、観光素材の旅行商品化を生業としている観光会社、有識者等からなる「観光まちづくりアドバイザー会議」を設置して、地域におけるコンサルティングを行う事業である。

近畿運輸局管内の高槻市においては、近畿地方整備局とともに参画する中で現地調査や地元関係者との意見交換を実施し、自治体はじめ地域の関係者の自主的な取組を支援している。この結果、いましろづか今城塚古墳公園（資料Ⅳ－６）及び新たに整備した今城塚古代歴史館を高槻市の新たな観光まちづくりの交流拠点として、観光地づく

りの推進、観光旅客の来訪・滞在の促進が図られた。

中国地方整備局、近畿運輸局及び九州運輸局においても、地方運輸局が主体となってアドバイザー会議を開催し、同会議において有識者、地方運輸局、地方整備局が委員となって地域の観光施策に関する意見交換を行っている。

資料Ⅳ－６ 今城塚古墳公園



(ii) 観光支援メニューの関係者への紹介

観光振興を図るため、国の機関が連携して観光に関連する多様な支援制度を横断的に紹介する「観光・地域づくり関連施策メニュー集」を作成公表し、観光振興に取り組む地方自治体等関係者に周知する取組が行われていた。(表Ⅳ－７)

中部地方整備局及び中部運輸局においては、観光立国推進東海地区省庁連絡会議において各省庁の施策を取りまとめたガイドブックを作成している。当該ガイドブックの内容に関する相談先が不明な問い合わせについては、全て一旦、中部運輸局に設置した総合的な窓口(「なんでも相談窓口」)で受け付け、内容に応じて関係する省庁へ案内を行ったり、複数機関にまたがる相談については、中部運輸局が主導して合同相談を実施していた。

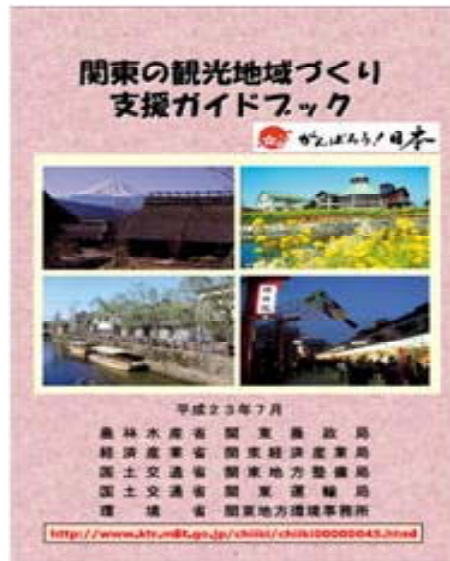
中国地方整備局においては、観光立国推進省庁連絡会議において両局等が連携して「観光なんでも相談窓口」を設置し、観光に関する相談をワンストップで受ける仕組みを構築している。

九州運輸局においては、九州地方運輸局と連携して「観光・地域づくり関連施策メニュー」の内容を関係自治体に説明に行くほか、ホームページ等により広く一般に紹介しており、これについての相談や問い合わせがある。

表Ⅳ－７ 観光支援メニューの作成等に関する連携

機 関 名	体制及び主な取組
関東地方整備局	<p>◆関東の観光地域づくりガイドブック等（資料Ⅳ－７）</p> <p>【観光立国推進関東地区省庁連絡会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関東地区において所管事業を活用して観光施策を推進している関東地方整備局、関東運輸局、農政局、経済産業局、環境事務所と相互に連携し、今後の観光振興に積極的に貢献していくため連携会議を設置。関東地方整備局と関東運輸局が事務局。 ・同ガイドブックの発行及びHP掲載のほか、平成20年度には観光立国推進リレーシンポジウムを開催している。
中部地方整備局 中部運輸局	<p>◆ガイドブック等</p> <p>【観光立国推進東海地区省庁連絡会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海地区において所管事業を活用して観光施策を推進している国の管区機関と相互に連携し、今後の観光振興に積極的に貢献していくため、関係機関による連携会議を設置。中部運輸局が事務局。 ・同ガイドブックの発行及びHP掲載のほか、各県において観光セミナーを開催。 ・中部運輸局に「なんでも相談窓口」を設置。
近畿運輸局	<p>◆支援メニューの作成及びホームページへの掲載</p> <p>【観光立国推進近畿地区省庁連絡会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業を活用して観光施策を推進している国の管区機関と相互に連携し、今後の観光振興に積極的に貢献していくため、関係機関による連携会議を設置。近畿運輸局が事務局。 ・同ガイドブックの発行のほか、ホームページに掲載。
中国地方整備局	<p>◆情報の発信</p> <p>【中国地区観光立国推進省庁連絡会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事業を活用して観光施策を推進している国の管区機関と相互に連携し、今後の観光振興に積極的に貢献していくため、関係機関による連携会議を設置。中国地方整備局と中国運輸局が事務局。
九州運輸局	<p>◆観光・地域づくり関連施策メニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時担当者が集まり検討。 ・九州運輸局、九州地方整備局、経済産業局、農政局、環境事務所の観光に関すること及び観光で活用できそうな施策・補助メニューを集めることを、分かりやすく紹介することを目的として作成。九州運輸局が事務局。 ・観光関連の相談者に対してメニューを見せながら検討することで適切な紹介を行っている。

資料Ⅳ－７ ガイドブック（関東地区の例）



（iii）日本風景街道

日本風景街道は、地域の魅力及び美しさを発見、創出するとともに、道路管理者、地域のNPO、地域住民、地方自治体等、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした美しい国土景観の形成を図る運動を促し、地域活性化、観光振興に寄与することを目的とした取組である。

関東地方整備局、北陸信越運輸局、中部地方整備局、中部運輸局においては、地方整備局が事務局となり、地方運輸局等も参画する各ブロックの風景街道地方協議会が、風景街道の登録を行い、その沿道地域において、景観を良くするだけでなく、地域の財産を守り、育み、活用するまちづくりと、そこに人々を招くためのみちづくりを行う取組を行っている。

（iv）海の路ネットワーク

中国地方整備局及び四国地方整備局においては、瀬戸内海沿岸地域の107の市町村及び11の各府県で構成する瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会に關係の地方整備局及び地方運輸局等が連携して参画し、瀬戸内海の海の路モニタークルーズや川と海を繋ぐ社会実験クルーズ等、観光を通じた地域振興に向けた取組を行っている。

また、中国運輸局を事務局として中国地方クルーズ振興協議会を設立し、中国地方の諸都市、観光地、港湾が有機的な連携促進を図りながら、一体的となってクルーズ客船誘致、観光振興、観光産業

の活性化と地域振興を推進する取組を行っている。

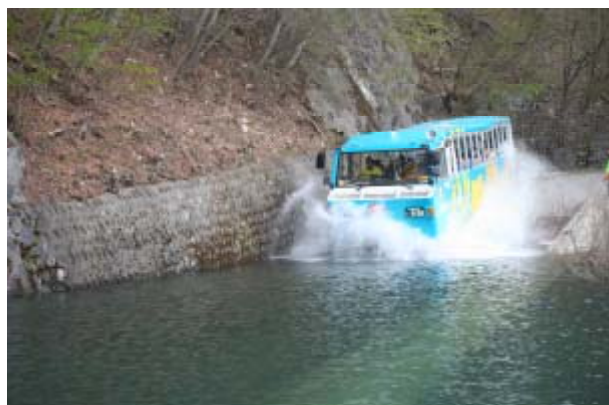
(v) その他の取組

以上の他、次のような観光関連の施策の連携が図られていた。

ア) 関東地方整備局においては、湯西川ダム完成後の鬼怒川上流域の活性化を図るため、日光市が設置した「水陸両用バス導入協議会」に関東運輸局とともに参画し、ダム湖を活用した水陸両用バスの観光ルートを開拓した。平成18年度から隣接する川治ダムの貯水池において水陸両用バスによる観光活性化実験を開始し、昨年度においては、冬季運行実施調査を行い、2万8千人の輸送実績を上げた。

(資料Ⅳ－8)

資料Ⅳ－8 水陸両用バス



イ) 中部地方整備局及び中部運輸局においては、平成23年3月の「リニア・鉄道館」オープンを契機として、名古屋港エリアでの産業観光を含めた名古屋・中部地域の魅力の向上、あおなみ線の利用促進、名古屋港エリアの活性化を進めるため、中部運輸局が主導して名古屋市、学識者、経済団体、鉄道管理会社の関係者による「観光・鉄道・みなと連携推進会議」を平成23年1月に設置した。この会議では、中部地方整備局は港湾エリアの活用の観点から、中部運輸局は鉄道及び産業観光の観点から、港湾エリアの活性化に必要な取組事項の検討を行う体制を構築している。平成23年7月には、金城ふ頭～ガーデンふ頭を結ぶ「水上バス」の運航を開始するなどの取組が始まっている。(資料Ⅳ－9)

資料Ⅳ－９ 港湾エリアの活性化



左上、右) 金城ふ頭～ガーデンふ頭を結ぶ水上バス

左下) 「リニア・鉄道館」の展示

ウ) 中国地方整備局においては、中国地域におけるスローツーリズム振興のための調査の実施に際して、中国運輸局が主体となり中国地方整備局と連携し、地域資源のブランド化を図るための市場創出検討会を有識者、旅行関係事業者、鉄道事業者、自治体等を構成員として組織した。(資料Ⅳ－１０)

資料Ⅳ－１０ 中国地域におけるスローツーリズム振興の状況



左) 中国地方スローツーリズム推進シンポジウム

右) スローツーリズム振興のため、季節ごとの景色・食などの地域資源を取りまとめた「中国地方とっておきの景色と食」

4) 物流分野における連携状況

物流分野においては、平成9年に策定された「総合物流施策大綱」以降、順次改訂されてきた総合物流施策大綱（現行の大綱は、平成21年7月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2009－2013）」）に基づき、各地域において、地方整備局と地方運輸局を中心に関係者が一堂に会して大綱に位置づけられた各種施策の具体化に取り組んでいる。

このほか、物流分野における個別具体の課題に対しても、地方整備局と地方運輸局が連携しつつ様々な取組を展開している。

① 総合物流政策大綱に関する施策

「総合物流政策大綱（2009－2013）」においては、①グローバル・サプライチェーンを支える効率的物流の実現、②環境負荷の少ない物流の実現等、③安全・確実な物流の確保等を目標とし、物流施策の総合的・一体的推進を図ることとされている。（表Ⅳ－8）

この目標を達成するため、地域ごとに「国際物流戦略チーム」等の検討組織が設置され、地域の実情を踏まえた施策の推進が図られている。

表Ⅳ－８ 総合物流施策大綱(2009-2013)に関する連携体制

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	<p>【連携体制】京浜港物流高度化推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 6 月、学識経験者、経済団体、民間事業者、関係行政機関により設置（事務局は関東地方整備局と関東運輸局）。 ・協議会の下に 4 WG 及び荷主意見交換会を設置。 ・京浜港において基幹航路を維持し、国際競争力を維持するため、32 項目の取組事項を行動計画に定めている。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 9 月及び 23 年 3 月、45 フィート国際海上コンテナ輸送の実証実験を実施（地方整備局：特殊車両通行許可手続、地方運輸局：シャーシの車検手続）。 <p>【連携体制】関東地方総合物流施策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年 3 月、経済団体、関係行政機関により設置（関東地方整備局（道路部、港湾空港部）、関東運輸局、経済産業局が持ち回りで、代表幹事、主幹事を担当）。 ・推進会議の下に幹事会を設置。 ・関東地域において総合的な物流施策を関係者相互の連携による推進することが目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度は「物流連携効率化推進事業の取組について」をテーマに検討 （地方整備局：代表幹事として検討課題を提案、地方運輸局：主幹事として前年度検討した結果の報告）
北陸信越運輸局	<p>【連携体制】北陸地方総合物流施策推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年 3 月、経済団体、関係行政機関により設置（事務局は北陸地方整備局、北陸信越運輸局持ち回り）。 ・推進会議の下に幹事会を設置。 ・北陸地域国際物流戦略チームの最終提言の具体的検討・中長期的議論並びに「総合物流施策大綱(2009-2013)」に基づく施策の検討が目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度、「総合物流施策大綱(2009-2013)」に基づく「新たな北陸地域の取組（行動計画）」として、環境負荷の少ない物流の実現を目指す検討を実施（地方整備局：道路等整備の検討、地方運輸局：モーダルシフトを含む輸送効率化等の検討）。
中部地方整備局 中部運輸局	<p>【連携体制】中部国際物流戦略チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 3 月、経済団体、民間事業者、関係行政機関により設置（事務局は中部地方整備局と中部運輸局）。 ・戦略チームの下に 3 部会を設置。 ・国際物流のボトルネック解消と効率的で新しい物流システムについて検討することが目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度以降、中部国際空港航空貨物推進部会（平成 20 年 6 月設置）において、中部国際空港を活用した国際航空貨物輸送の改善と効率化の推進を目指し活動している。その取組の一例とし

	<p>て、トラック共同輸送の社会実験を実施（地方整備局：航空貨物の流動に関する調査、地方運輸局：物流事業者の調整）した結果、現在は本格実施に移行。</p>
近畿運輸局	<p>【連携体制】 国際物流戦略チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 5 月、学識経験者、経済団体、関係行政機関により設置（事務局は近畿地方整備局、近畿運輸局等）。 ・推進会議の下に幹事会を設置。 ・国際的なゲートウェイとなる大阪湾域等の国際物流の課題を的確に把握・分析するとともに、総合的・戦略的な物流施策を展開することが目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度、今後の取組分野を検討し、①国際物流の在り方・戦略、② CO2 等環境対策、③大阪湾地域の B C P 策定の 3 本柱とすることを決定。具体的な取組等について引き続き検討を実施（地方整備局：施設整備の検討等、地方運輸局：物流事業者の調整、効率化の検討等）。
中国地方整備局	<p>【連携体制】 中国地方国際物流戦略チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 8 月、学識経験者、経済団体、関係行政機関により設置（事務局は中国地方整備局と中国運輸局等）。 ・戦略チームの下に部会を設置。 ・国際物流のボトルネック解消と効率的で新しい物流システムの構築が目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 5 月、管内 4 港が国際バルク戦略港湾に指定されたが、指定後に作成が必要な「国際バルク戦略港湾育成プログラム」に関して意見交換を実施（地方整備局：施設整備の検討、地方運輸局：物流、港運業者等の調整）
四国地方整備局	<p>【連携体制】 四国国際物流戦略チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 6 月、学識経験者、経済団体、関係行政機関により設置（事務局は四国地方整備局と四国運輸局等）。 ・戦略チームの下に幹事会、WG を設置。 ・四国の経済活性化に資するため、四国の特性を活かした国際物流の在り方の検討が目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度、中国へのダイレクト航路の充実や阪神港への内航フィーダー輸送機能の強化に関する企業アンケート調査の実施（地方整備局：施設整備需要の把握、対策検討、地方運輸局：物流事業者等への要請、調整）。
九州運輸局	<p>【連携体制】 東アジア複合一貫輸送効率化検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 11 月、学識経験者、経済団体、民間事業者、関係行政機関により設置（事務局は九州地方整備局）。 ・国際フェリー、RORO 船と国内輸送モードとの複合一貫輸送による物流の効率化が目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度、I C タグを活用したコンテナ追跡システム及び輸入手続迅速化システムに関する実証実験を実施（地方整備局：

	港湾関連手続の迅速化の検討、地方運輸局：複数の輸送モードを経由する際の効率化の検討)。
--	---

② その他の物流に関する施策

「総合物流施策大綱（2009－2013）」に基づく各種施策以外にも、各局においては個別具体の課題に対し、地方整備局と地方運輸局が連携しつつ様々な取組を展開している。（表Ⅳ－9）

表Ⅳ－9 その他の物流に関する連携体制

機 関 名	体制及び主な取組内容
北陸信越運輸局	<p>【連携体制】日本海地区港湾安定化協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の港湾事業者、労働組合、港湾管理者、北陸信越運輸局、北陸地方整備局で構成する協議会で、日本海地区の港湾運送事業の発展、港湾労働者の雇用安定を図る目的で、港湾の情報、調査、対策等について関係者で意見交換を行う。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（地方運輸局：所管する港湾運送事業に関すること、地方整備局：所管する港湾に関すること、協議会の副会長を務める） ・両局で情報共有することにより、迅速に適切な対策を実施。
中部地方整備局 中部運輸局	<p>【連携体制】名古屋港コンテナターミナル効率化検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 6 月、港運事業者、関係行政機関により設置（事務局は中部地方整備局）。 ・名古屋港コンテナターミナルの運営効率に向けた方向性、今後の取組について関係者の意見交換、共通認識化が目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度、コンテナ自動搬送車（AGV）の改良やゲートオープン時間を延長するモデル事業等を実施（地方整備局：AGV改良、ゲートオープンモデル事業の実施、地方運輸局：港運事業者、港湾労働者との調整）。
	<p>【連携体制】伊勢湾連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 9 月、民間経済団体、関係行政機関により設置（事務局は中部地方整備局等）。 ・名古屋港、四日市港の一港化を視野に入れた両港の連携推進による「国際産業ハブ港湾」（コンテナ、バルク貨物、自動車等を取り扱う総合港湾）の実現が目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局、地方運輸局の施策の調整及び実施（港湾サービス向上に向けて実施する具体的施策は検討中）。 （地方整備局：港湾行政に関連する施策の調整及び実施、地方運輸局：運輸行政に関連する施策の調整及び実施）
近畿運輸局	<p>【連携体制】阪神港出入管理情報システム利用者検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 10 月、民間事業者、物流関係団体、港湾労働組合、関係行政機関により設置（事務局は近畿地方整備局）。 ・阪神港のコンテナターミナルへの出入り管理を行うため、IDカ

	<p>ードによる出入管理情報システムの導入を検討することが目的。</p> <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度よりシステム導入の検討を行い、平成 23 年 3 月より出入管理情報システムの試行運転を開始（地方整備局：港湾施設の改善等、地方運輸局：関係事業者への要請等）。 <p>【連携体制】 大阪港から神戸港への空コンテナ輸送効率化モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 10 月、近畿地方整備局が主体となって事業実施（近畿運輸局が参画）。 大阪港から神戸港への空コンテナ輸送が恒常化していることから大ロットで効率的に輸送するため、バージによる海上輸送のモデル事業を実施。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度、年間 72 航海（7,342TEU）のモデル事業実施（地方整備局：事業実施、地方運輸局：関係事業者への要請等）。
中国地方整備局	<p>【連携体制】 環日本海における物流高度化検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 10 月、学識経験者、経済団体、民間事業者、関係行政機関により設置（事務局は中国地方整備局）。 環日本海の新たな需要動向を把握しつつ、境港、浜田港の目指すべき姿、利活用方策、整備方策等を検討することが目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度、新たな貨物のトライアル輸送を境港（北海道のホヤを鉄道利用、国際貨客船利用で韓国東海港へ輸送）、浜田港（石州かわらをシベリア鉄道利用でヨーロッパへ輸送）を実施（地方整備局：港湾施設の整備支援、地方運輸局：物流事業者との調整）。 <p>【連携体制】 中国グリーン物流パートナーシップ会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 2 月、学識経験者、経済団体、民間事業者、関係行政機関により設置（事務局は中国運輸局及び経済産業局）。 モーダルシフトの推進、物流拠点の再編・合理化等により、環境負荷の小さい物流体系の構築が目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 優良荷主表彰のほか、従来のビジネスモデルには見られない新規性のあるプロジェクトを支援するモデル事業、CO2削減の取組を普及拡大するためのプロジェクトを支援する「普及事業」、物流効率化事業に係る問題解決に向けた調査事業を支援する「ソフト支援事業」を実施。（地方整備局：施設整備に関する助言、地方運輸局：グリーンパートナーシップ会議の事務調整全般）。
四国地方整備局	<p>【連携体制】 宇野高松間地域交通連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 2 月、関係行政機関により設置（事務局は四国運輸局）。 平成 22 年 6 月、下部組織として「宇野高松航路活性化再生協議会」をフェリー会社、学識経験者、経済団体、関係行政機関等より設置（事務局は地元自治体） フェリー 2 社の宇野高松航路に係る事業廃止届を踏まえ、今後の宇野高松間航路の存続方策を検討することが目的。 <p>【主な連携の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度、フェリーの運賃割引に関する社会実験を行うとと

もに、存続方策等の検討を行い、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定された「宇野高松航路活性化再生総合連携計画」を取りまとめ（地方整備局：フェリー施設の改良、地方運輸局：フェリー事業者との調整）。

5) まちづくり分野における連携状況

まちづくりの分野においては、まちづくり拠点整備や地域公共交通活性化等における連携状況について監察を実施した。

① まちづくり拠点の整備

地方整備局と地方運輸局が連携して、大規模な都市再生事業や交通結節点整備事業など、まちづくり拠点の整備について、円滑な事業の遂行を図る取組がみられた。

近畿運輸局においては、関西経済の活性化及び大阪圏の都市再生に大きく寄与することが期待されている大阪駅北地区における大規模開発プロジェクトを早期にかつ効果的に推進するため、大阪市が主体となって設置している「大阪駅北地区まちづくり推進協議会」に近畿地方整備局と連携して参画し、東海道支線を地下化する連続立体交差化事業の検討や、鉄道で分断されているまちの一体化や交通の円滑化方策等について協力を行った。

関東地方整備局においては、全国最大級のターミナル駅である新宿駅の南口地区において、新宿跨線橋架け替えにより一般国道20号（甲州街道）を拡幅するとともに、JR東日本線路上空に人工地盤を整備して、電車・バス・タクシー等の連携をスムーズにする総合的な交通結節点を創出する新宿駅南口地区基盤整備事業において、関東地方整備局、関東運輸局及び関係者が会議を設けて道路交通、交通結節点施設の運用等に関する調整を行い、円滑な事業遂行を図っていた。

また、6駅8線の鉄道路線が結節し、都内最大級のバスターミナルを持つ渋谷駅において、乗換え利便性の向上と施設のバリアフリー化などを行うため、現在、駅施設及び周辺地域を含めた基盤整備と大規模都市開発が進められており、その実施に当たり、渋谷区が設置した「渋谷駅中心地区まちづくり検討会」に本省も含めて建設・運輸の両部門が参画し、バスターミナル・タクシー乗り場の改良、国道246号の拡幅、歩行者デッキや地下歩道の整備、渋谷川の移設等に係る調整等を行っていた。

②都市圏及び地域における交通体系の整備等

地方整備局と地方運輸局が連携して、都市圏における総合的な交通体系の整備や地域公共交通の活性化等に向けた施策の検討や調整等を行う取組がみられた。(表Ⅳ－１０)。

表Ⅳ－１０ 都市圏及び地域における交通体系の整備に係る連携

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ◆かしてつ沿線地域公共交通戦略会議 ・旧鹿島鉄道沿線地域の活性化と公共交通の利用促進に向けて茨城県、石岡市、小美玉市が主体となり取り組んでいる協議会に関東運輸局とともに参画し、地域公共交通総合連携計画の策定等を進めた。 ・鹿島鉄道の廃線敷地をバス専用道路として社会資本整備総合交付金により整備し、平成２２年８月に運行を開始。
北陸信越運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たな交通システム導入検討委員会 ・新潟市の都心を中心とした地域における新たな交通システムの将来的な導入の方向性を明確にするため、新潟市が設置した検討委員会に北陸地方整備局とともに参画し、道路等のハード施策、地域公共交通等の運輸に関するソフト施策に関する協力を実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆金沢都市圏の都市と環境のあり方に関する検討会・意見交換会 ・金沢都市圏の将来の交通体系を考えるため、石川県と北陸地方整備局が主体となって検討会・意見交換会を立ち上げ、北陸信越運輸局も参画。 ・北陸地方整備局は渋滞緩和、地球温暖化対策等の観点から施策協力等を行い、北陸信越運輸局は地域交通活性化の観点から施策協力等を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市交通協議会（富山市） ・富山市が、地域公共交通総合連携計画及び都市・地域総合交通戦略の策定及び実施に関する協議・調整を行うために設置した協議会に北陸地方整備局とともに参画。 ・総合交通戦略、地域公共交通総合連携計画に掲げた、LRTネットワークの形成のに向けて、富山市内の電車路線を環状化する事業が、都市交通システム整備事業、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して、平成２１年１２月に開業するとともに、２２年４月から車両装飾事業（車両に四季に合わせたイベントなどの取組に合わせた装飾を行う事業）を開始した。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆富山地方鉄道沿線地域公共交通活性化協議会 ・富山市が、富山地方鉄道の鉄道及び路線バスの活性化及び再生を目的とした地域公共交通総合連携計画を策定するために設置した協議会に北陸地方整備局とともに参画。 ・平成２２年４月から路線バスＩＣカード導入推進事業を実施。
中部地方整備局 中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ◆岐阜市総合交通協議会 ・集約型の都市構造を目指した総合的な交通施策を推進するため、岐阜市が設置した総合交通協議会に参画し、都心地区を中心とした幹線・支線・コミュニティバスの再編、円滑な乗り継ぎができる環境整備を行う、等を盛り込んだ地域公共交通総合連携計画等を

	<p>策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両局は連携し、社会資本整備総合交付金及び地域公共交通活性化・再生総合事業により支援を行い、岐阜駅北口駅前広場が整備され、幹線バス路線のBRT化として首都圏以外で初となる連節バスを平成23年3月から導入・運用を開始。
近畿運輸局	<p>◆南丹地区交通社会実験推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南丹地域における自動車交通からのCO2排出量削減に寄与する方策のうち、主に居住者や通勤者に対する自動車利用に関する取組について、計画、実施、評価を行うため、亀岡市、京都府、近畿地方整備局が事務局となって推進会議を設置し、近畿運輸局が連携して参画。 <p>◆高速バスロケーションシステム運営協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速バスの遅延等によるイライラ感を解消するため、運航各社共通のバスロケーションシステム整備について検討するため近畿運輸局が主体となって協議会を設置し、近畿地方整備局も参画。 <p>◆「歩くまち・京都」推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市内の観光地を中心とした交通問題が顕在化してきたことから、持続可能な脱「クルマ中心」社会を目指し歩く魅力にあふれるまちをつくることを目標に京都市が策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略の進ちょくについて総合的な点検等を行うため、京都市が主体となって設置している「歩くまち・京都」推進会議に近畿地方整備局とともに参画し、支援制度の情報提供や助言を実施。 <p>◆北急延伸・関連まちづくり等連携協議会幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北大阪急行線延伸計画をはじめとした交通施策と北大阪の新たな都市拠点を目指すまちづくり施策の一体的な推進に向けて関係者が連携して事業の具体化を図るため、大阪府及び箕面市が主体となって設置している幹事会に近畿地方整備局と連携して参画し、鉄道整備支援制度やまちづくり支援制度（社会資本整備総合交付金等）の適用について検討を行うこと等により、事業の具体化に向けた検討が行われている。
中国地方整備局	<p>◆福山都市圏交通円滑化総合計画推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福山都市圏の交通渋滞緩和と環境改善を図るために策定された福山都市圏交通円滑化総合計画の推進を図るため、中国地方整備局が主体となって委員会を設置し、各種施策の検討や施策実施に当たっての連絡調整を中国運輸局と連携して実施。 ・中心部ループバスやパーク&ライド等の社会実験を両局が連携して実施し、平成22年度には144の企業・地域団体協賛の下、通年的ノーマイカー運動（ベスト運動）を実施。
四国地方整備局	<p>◆宇野高松間地域交通連絡協議会及び宇野高松航路活性化再生協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇野高松航路に就航しているフェリー2社から事業廃止届が提出されたことを契機に、四国運輸局と参画して協議会が設置され、今後の宇野高松間の地域交通の在り方が検討されるとともに、フェリーの運賃割引に関する社会実験も実施。 <p>◆高松市総合都市交通計画推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年11月に協議会が開催され、公共交通の利用促進や将来

	<p>的な新交通システム導入の検討を進め、平成23年10月から、高松市都心地域において、主要鉄道駅、商業施設などの施設を回る循環バス（ちょいのりバス）を、周辺部・郊外部において、都心地域との連携を強化した公共交通機関（バス&レールライド）の社会実験を実施。</p>
九州運輸局	<p>◆交通関係支援施策を紹介する資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体におけるより充実した公共交通施策の実施に資するため、九州運輸局が主体となり、九州地方整備局と連携して、両局の所管する交通関係支援施策を一元的に紹介した資料を作成。 <p>◆九州ブロック都市・地域総合交通戦略推進勉強会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩・自転車・自動車・公共交通の適正分担を図り、都市・地域の魅力ある将来像と円滑な交通を実現するための「総合的な都市交通の戦略」の策定及び同戦略に基づく施策の促進に関する意見交換を、九州地方整備局、地方公共団体とともに行う勉強会を、地方整備局と地方公共団体が持ち回りで運営。 <p>◆福岡外環状道路の利用促進に向けた交通体系の方策検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡外環状道路の沿線における病院利用者（通院者、通勤者）の利便性向上のために新たなバス路線の設置に向けた検討を行う勉強会に九州地方整備局と連携して参画。 ・平成22年度の社会実験実施の結果を受け、平成23年10月から試行運行を開始。

6) その他の分野における連携状況

① バリアフリーの促進に関する取組

平成18年12月「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が一体化した「バリアフリー新法」が施行されたことから、バリアフリー教室、バリアフリー推進セミナー、連絡会議等のバリアフリー化の促進に係る取組を地方整備局と地方運輸局が連携して実施していた。（資料Ⅳ－11、表Ⅳ－11）

資料Ⅳ－11 バリアフリー教室（高齢者疑似体験風景）



表Ⅳ－１１ バリアフリー化の促進に関する主な取組

機 関 名	体制及び主な取組内容
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ バリアフリーネットワーク会議 ・ 生活環境のバリアフリーに関係する方々のバリアフリーに関する取組を継続して行うことに加え、相互間の情報を共有し、理解を深め、より良好な協力関係を築き、連携してバリアフリー化の進展を目指すため、平成21年度に関東運輸局が事務局となって関東地方整備局と連携して設置。 ・ 平成22年度は、8つの都県ごとの会議、関東管内の会議を開催、グッドプラクティス事例等の共有を図った。 ・ 同会議において、バリアフリー基本構想策定支援セミナーを実施。
北陸信越運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議 ・ 今後のバリアフリーの各種施策を推進する上で、新たな人材ニーズが予想されるため、有識者、専門家、行政等が、バリアフリー施策について情報交換等を行うことを目的に北陸地方整備局とともに主体となって「バリアフリー北陸信越ブロック地域連絡会議」を設置。「バリアフリーリーダー育成事業」等を実施。 ◆ バリアフリー教室の合同開催 ・ 車いす等の各種体験を通じて高齢者や障害者への理解を深めるためバリアフリー教室を、小中学生、教員、バス運転手等を対象として平成22年度には11回開催し、そのうちの2回は北陸地方整備局の事務所のバリアフリー体験施設を利用し、連携して実施。
中部地方整備局 中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 両局が具体的な連携活動を企画する打合せ ・ 平成18年度より、中部運輸局が事務局となって中部地方整備局と定期的にバリアフリー化促進のための企画打合せを実施。 ・ 平成22年度は、新規採用職員研修におけるバリアフリー教室の実施、バリアフリー情報ネットワークの構築に向けた地方自治体への訪問・説明（3市）、及びその実施等のための打合せを実施。 ・ 連携した説明により、平成20年度に訪問した豊川市において、平成22年度に基本構想を作成。
近畿運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ◆ バリアフリー関係官署連絡会議 ・ バリアフリーに関する共同した取組（「バリアフリーなまちづくりを考えるつどい」）を行うため、近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、神戸運輸監理部により連絡会議を平成19年度に設置。 ・ 近畿地方整備局と共同して企画・運営を行うことで、自治体、交通事業者等の関係者が一堂に会しての情報共有や意見交換が可能。 ・ 平成22年度は連絡会議を3回開催した上で、「バリアフリーなまちづくりを考えるつどい」を実施。 ◆ 奈良県バリアフリー基本構想策定推進セミナーの開催 ・ 奈良県がバリアフリー基本構想策定推進セミナーを開催するに当たり、企画・運営に関する打合せから近畿地方整備局と参画するとともに、セミナーにおいて補助金の制度や基本構想作成について説明。 ◆ 高槻市バリアフリー基本構想策定協議会 ◆ 高槻市バリアフリー基本構想継続協議会 ・ 高槻市において「高槻市交通バリアフリー基本構想」を策定するた

	<p>め、平成14年度に設置。近畿地方整備局とともに参画し、平成15年度に計画を策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR高槻駅などの重点整備地区を中心とした整備に当たり、公共交通機関、道路、建築物が一体となって、障害を持つ方々だけでなく、高齢者さらには自転車やベビーカーの利用者の方々に対しても、移動がスムーズで質の高い空間として整備。 ・基本構想に基づくバリアフリーの取組が一過性のもので終わることのないように、平成32年度を目標年とした基本構想継続協議会を組織。
中国地方整備局	<p>◆中国地方バリアフリー等連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国地方の行政機関による意見交換の場として中国運輸局とともに事務局となって平成14年度に設置し、平成20年度に高齢者・障がい者団体、施設設置管理者を加えた会議に拡充。 ・平成21年度には、他の構成員とともに、ノンステップバスのスロープを展開しにくいバス停留所の現状調査等を実施。 <p>◆島根県バリアフリー等地域連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国地方バリアフリー等連絡会議では、地方における意見聴取を行うため各県単位で会議の設置をすすめており、1県目として平成22年に島根県の連絡会議を設置。 ・中国運輸局とともに事務局をとなり高齢者・障がい者団体、施設設置管理者、地方公共団体とバリアフリー等への取組状況等について意見交換を実施。 <p>◆バリアフリー教室の合同開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー体験施設を活用した質の高いバリアフリー教室を、中国地方整備局（本局及び技術事務所）と中国運輸局が連携して平成22年度に広島市内の小学生84名を対象に開催。 <p>◆バリアフリー基本構想策定協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江津市においてバリアフリー基本構想を策定するために、平成21年度に設置。中国地方整備局の事務所及び中国運輸局の支局が参画し、平成23年3月に基本構想を策定。 ・両局が参画することで、例えば、現地点検では、点検のポイントが明確になる、施策の調整がスムーズにできる、などの効果があったと考えられる。
九州運輸局	<p>◆バリアフリー教室の合同開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度より、九州運輸局単独で開催しているバリアフリー教室を一部、九州地方整備局と共同で開催し、実施内容の幅が広いものとなった。 ・平成22年度は福岡合同庁舎で職員29名を対象に開催。 <p>◆バリアフリー推進セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村によるバリアフリー基本構想の策定取組を促進するため、バリアフリー推進セミナーを平成19年度より九州地方整備局とともに企画・運営を行い開催。 ・平成22年度は別府市において開催。 <p>◆九州バリアフリー等連絡会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境のバリアフリーに関係する方々のバリアフリーに関する取組を継続して行うことに加え、相互間の情報を共有し、理解を深

め、より良好な協力関係を築き、連携してバリアフリー化の進展を目指すため、平成23年3月に九州地方整備局とともに事務局となって設置。

② 舟艇等に関する連携

プレジャーボートの増加に伴う放置艇等の諸問題の解決に当たり、関係機関との連携した取組が行われている。

北陸信越運輸局においては、舟艇の利用の普及・振興対策として、北陸地方整備局とともに主催する北陸信越舟艇利用対策連絡会議により、金沢港を初めとして、富山県白岩川、新潟県保倉川、阿賀野川において舟艇係留施設の整備、プレジャーボート利用者への指導監督等が行われ、それぞれの箇所では放置艇数が大幅に減少した。（資料Ⅳ－１２）

中国地方整備局においては、不法係留船舶等の対策として、中国運輸局とともに主催する対策連絡協議会での連絡協議により、船舶係留施設の整備、プレジャーボート利用者への指導監督等が行われ、平成22年度には平成14年度と比べて不法係留船が約半減した。

関東地方整備局においては、関東運輸局とともに主催する対策連絡会議が設置され、計画的に不法係留船対策に取り組んでいた。

放置艇は、洪水時の流水の妨げとなったり、流失して護岸の破損等をひきおこす可能性もあることから、これらの取組は、大変効果のある取組と言える。

また、関東地方整備局、中国地方整備局においては、FRP廃船の広域的なリサイクル処理の円滑な推進を図るため、地方運輸局が主催する船廃船処理協議会に参画し、関係機関と連携してリサイクルシステムの周知等を行っていた。

資料Ⅳ－１２ 舟艇係留施設



③ 踏切道の安全・鉄道工事に関する調整等

地方支分部局においては、「踏切道の拡幅に係る指針について」（平成13年10月1日 都市・地域整備局長、道路局長、鉄道局長通達）等に基づき、踏切道調整連絡会議等の調整会議を設置して、狭あいな踏切の改良等の踏切対策に係る調整や鉄道事業者への委託工事の透明性確保を図っていた。

また、「河川・鉄道連絡調整会議の設置について」（平成14年2月6日 関係課長通達）に基づき、両局が事務局となって河川・鉄道連絡調整会議を運営し、鉄道橋梁の架け替え計画等に関する協議を実施していた。

④ 道路交通環境対策等

道路交通に起因する環境対策等を徹底するため、に関して、地方整備局、地方運輸局、関係警察等が共同して、特殊車両通行許可、ディーゼル車の黒煙及び不正軽油、過積載の街頭指導取締り、エコドライブの啓発活動等を実施していた。

貨物自動車の過積載運行の防止のため、地方整備局、地方運輸局等が過積載防止対策懇談会を設置し、連携して荷主への要請、注意活動及び啓発活動を行っていた。

⑤ その他

関東地方整備局においては、国、県、市が共同で実施したPFI事業等の佐原広域交流拠点整備事業が平成22年3月に開業した。この施設は、①河川防災ステーション、緊急船着場等、利根川下流の防災拠点、②利根川の自然環境を活かした水辺利用拠点、③佐原の歴史的景観を活かした舟運の船着場等の文化交流拠点、④川の駅・道の駅等の交通交流拠点の4つの拠点機能を有した広域交流拠点である。関東地方整備局と関東運輸局の舟運事業の有効活用等による連携により佐原地区の観光振興に大きく寄与している。

(3) 職員の意識向上に係る取組に関する事項

地方整備局と地方運輸局の連携に向けた職員の意識向上を図るための、人事交流、研修の取組状況について監察を実施した。

1) 人事交流の取組

地方支分部局においては、地方整備局と地方運輸局の職員の人事交流を推進することにより連携意識の高揚を図っていた。(表Ⅳ－１２) 交流により、交流職員を受け入れている職場では、他局の事業推進の手法が参考になった、また、交流した職員も、他局での業務経験が出身部局に戻ってからも役立っているとの意見があり、人事交流が職員としてスキルアップ、連携意識の高揚や業務改善に効果を上げている。

表Ⅳ－１２ 地方整備局と地方運輸局の職員の人事交流

機 関 名	取組内容
関東地方整備局	・平成14年度から開始し、現在は、4名ずつの人事交流が行われている。
中部地方整備局 中部運輸局	・平成15年度から開始し、現在は、中部運輸局は3名、中部地方整備局は2名の受入れが行われている。
中国地方整備局	・平成16年度から開始し、現在は、官クラスと係長クラスで計2名ずつの人事交流が行われている。
四国地方整備局	・平成21年度から開始し、現在は、本局課長補佐クラスで1名ずつの人事交流が行われている。
北陸信越運輸局	・平成15年度から開始し、現在は、本局課長補佐及び専門官をそれぞれ1名、係員1名の計3名ずつの交流が行われている。
近畿運輸局	・平成16年度から開始し、現在は、近畿運輸局から2名、近畿地方整備局から5名の人事交流が行われている。
九州運輸局	・平成16年度から開始し、現在は、2名ずつの人事交流が行われている。

2) 研修の取組

地方支分部局においては、平成14年度から新任採用研修において地方整備局と地方運輸局が合同で開催し、当該研修の効率的な実施と連携意識の高揚を図っていた。(表Ⅳ－１３)

表Ⅳ－１３ 初任採用研修に係る連携（平成22年度）

機 関 名	取組内容
関東地方整備局	◆新規採用（Ⅱ・Ⅲ種）研修（4／1～8） 受講者：整備局16名、運輸局19名、独立行政法人7名
中部地方整備局 中部運輸局	◆初任職員研修（4／1～7） 受講者：整備局26名、運輸局16名 工夫：バリアフリーに関する講義を取り入れている。
中国地方整備局	◆新規採用職員研修（4／1～6）

	受講者：整備局 11 名、運輸局 10 名
四国地方整備局	◆新規採用職員研修（4 / 1～5） 受講者：整備局 19 名、運輸局 9 名
北陸信越運輸局	◆新規採用職員研修（4 / 1～6） 受講者：整備局 11 名、運輸局 6 名
近畿運輸局	◆新規採用職員研修（4 / 1～2） 受講者：整備局 32 名、運輸局系 21 名
九州運輸局	◆新採用職員研修（4 / 1～） 受講者：整備局 12 名、運輸局 14 名

中でも、中部地方整備局及び中部運輸局においては、初任採用研修にバリアフリーに関する講演、車いすの実地体験（地方整備局の体験研修施設を活用）等のカリキュラムを盛り込みを実施していた。体験した研修員からは、バリアフリーの必要性を実感したとの感想があった。（資料Ⅳ－１３）

資料Ⅳ－１３ 新任採用研修（歩行困難体験）



また、平成 23 年度から、新任係長（事務）研修についても、各地方支分部局において合同で開催していた。

さらに近畿運輸局においては、接遇意識の向上や民間のコスト意識などの習得のために、平成 16 年度から、民間企業（百貨店）への派遣研修を近畿地方整備局と共同で実施していた。

2. 提示意見

各地方整備局及び地方運輸局においては、より効果的・効率的な行政サービスが提供できるよう、一層、連携強化に努めること。

特に、連携強化を図る上で職員間の日頃の連携意識が重要であることから、人事・研修などによる交流促進や日常的な幹部職員による指導等を通じて、一層その高揚を図ること。

3. 推奨事例

(1) 四国東南海・南海地震対策連絡調整会議等における取組

四国地方整備局においては、近い将来に発生が予測される東南海・南海地震に対し、より計画的、効果的に地震対策を推進するため、平成17年6月、国や地方公共団体等により構成される「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」を設置している。四国管内の27の防災関係機関が参加し、情報共有、広域連携、津波対策、演習・広報の4分野に関する15項目の施策について検討を進めているが、四国地方整備局はその事務局として、四国運輸局と連携を図りつつ中心的な役割を果たしている。

このうちの一プロジェクトとして、東南海・南海地震のような大規模地震に備え、高松港における災害時の物流機能の維持と早期復旧に向けた港湾BCP策定について検討するために「災害時高松港活用検討関係者会議」を平成22年2月に設置し、翌年2月に高松港BCP(案)をとりまとめた。また、本計画を運用していくため同年9月に「高松港連絡協議会」を設置し、各関係機関の個別BCPの検討支援や訓練を通じて、実効性の向上を図る予定である。

また、四国が一体となって巨大地震に備える「四国地震防災基本戦略」を策定するため、平成23年6月には、連絡調整会議メンバーに学識経験者や経済界の方々等の参加を得て「四国東南海・南海地震対策戦略会議」を設置している。基本戦略は12月にとりまとめられたところであり、今後は、緊急輸送ルートの復旧オペレーション等を具体化する過程で両局の一層効果的な連携が期待される。(資料Ⅳ-14)

資料Ⅳ-14 災害時高松港活用検討関係者会議



(2) 雪国観光圏社会資本整備連絡会議における取組

北陸信越運輸局では、北陸地方整備局と連携して、雪国観光圏協議会及び観光圏における社会資本整備等に関する連絡会議における取組を支援している。

越後湯沢地区雪国観光圏では、南魚沼市 J R 上越線塩沢駅^{かんざ}前周辺の道路拡幅に伴い、家並みの統一と雪国古来の文化である雁木通りの復活を図る景観整備を住民が主体となって実施した（平成 18 年度～平成 20 年度、牧之通りのまちづくり）。（資料Ⅳ－15）

また平成 22 年度には、雪国観光圏内の各観光案内所を「雪国観光舎」というネーミングのブランドで統一し、旅行商品の開発や情報発信を行い、観光客誘致に積極的に取り組んでいる。

これら社会資本整備の実施に関しては、まちづくり交付金（平成 18 年度～平成 20 年度）及び観光圏整備補助金（平成 21 年度、平成 22 年度）を活用している。

なお牧之通りは、雪国特有の町並みである雁木の景観とその魅力が復元されるという「小さな町の創意溢れる意欲的な景観づくりへのチャレンジ」と評価され、平成 23 年度に景観大賞（国土交通大臣賞）を受賞した。

※【雁木】雪の多い地方で、雪よけのために家々の軒から^{ひさし}庇を長く差し出して造り、これを連ねて下を連続した通路とするもの。

※【牧之通り】江戸後期の越後魚沼の雪国の生活を活写して人気を博した「北越雪譜」^{ほくえつせつぷ}の著書である鈴木牧之^{ぼくし}にちなんで名付けられた。「牧之」は俳号。

資料Ⅳ－15 牧之通り



(3) 観光まちづくりアドバイザー会議における取組

観光まちづくりコンサルティング事業は、地域特有の魅力を発掘し、誘客活動を促進させるため、観光素材の旅行商品化に携わっている観光会社、有識者等からなる「観光まちづくりアドバイザー会議」を設置して、地域における新たな企画旅行商品の開発等コンサルティングを行い、自治体はじめ地域の関係者の自主的な取組を支援する事業である。

近畿運輸局では、平成18年度よりアドバイザー会議を設置して地域を選定し、近畿地方整備局と連携してアドバイスをを行っている。中でも高槻市に対するコンサルティングにおいては、市や市観光協会の関係者と現地調査や意見交換を実施した上で現地調査報告書を作成、同報告書を基にアドバイザー会議において議論し、「高槻市 観光まちづくりへの提案」(提言)をとりまとめて、高槻市に提案を行った。

この結果、平成22年度には、継体大王陵と伝わる史跡を核とした いましろづか 今城塚古墳公園(資料Ⅳ-16)及び新たに整備した今城塚古代歴史館を高槻市の新たな観光まちづくりの交流拠点として位置付け、近隣のハニワ工場公園一帯を含めて古代史エリアとして観光まちづくりを推進し、観光旅客の来訪・滞在の促進が図られた。

資料Ⅳ-16 今城塚古墳公園



(4) 岐阜市総合交通協議会における取組

岐阜市においては、集約型の都市構造を目指した総合的な交通施策を推進するため、平成20年3月に岐阜市総合交通協議会を設置し、中部地方整備局及び中部運輸局が協議会に参画している。

協議会では、市内の総合交通体系を構築するため、①バス路線を都心地区から放射状に広がる幹線と、幹線に接続する支線（コミュニティバスを含む）とに再編する、②幹線バスの速達性・利便性の向上により、岐阜駅から10km圏を30分で到達できるようにする、③幹線と支線は、円滑な乗り継ぎができるような環境の整備を行う、等を盛り込んだ地域公共交通総合連携計画（平成20年3月）及び総合交通戦略（平成21年3月）を策定した。

整備局及び運輸局は連携して、社会資本整備総合交付金及び地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、ハード・ソフトが一体となった交通システムの整備の支援を行った。

その結果、バスターミナルをはじめとする交通結節点としての機能が強化され、併せて「杜^{もり}の駅」にふさわしい緑豊かな美しい都市景観の広場として、岐阜駅北口駅前広場が整備され、平成21年に完成した。また、幹線バス路線のBRT化として、首都圏以外で初となる連節バスを駅前から岐阜大学を経由する岐阜大学病院間の幹線バス路線に導入し、平成23年3月から運行を開始するとともに、バスの走行環境・利用環境の改善が図られた。（資料IV-17）

※【BRT】Bus Rapid Transit の略で、走行環境の改善による定時性・速達性の確保や車両設備の高度化により、利便性・快適性を向上させたバスシステムのこと。

資料IV-17 岐阜駅北口駅前広場（左）と連節バスの運行（右）

